

### 3.2 社会的状況等

#### 3.2.1 人口及び産業

##### (1) 人口

平成26年6月末日の仙台市全体、仙台市宮城野区及び多賀城市の人口・世帯数及び人口密度は表3.2-1に示すとおりであり、仙台市全体が人口1,041,839人、世帯数482,757戸、人口密度1,326人/㎢、仙台市宮城野区が人口186,441人、世帯数87,823戸、人口密度3,209人/㎢、多賀城市が人口62,446人、世帯数25,627戸、人口密度3,178人/㎢となっている。

仙台市全体、仙台市宮城野区及び多賀城市の人口及び世帯数の推移は表3.2-2及び表3.2-3に示すとおりであり、平成22年度～平成26年までの5年間の人口及び世帯数は仙台市全体については増加傾向、仙台市宮城野区及び多賀城市については、平成22年から平成23年に増加したのち、平成24年に一度減少し、平成25年、平成26年で増加している。また、計画地が位置する宮城野区における一世帯あたりの人員は仙台市全体よりも少なく、平成26年度では、宮城野区で2.13人となっている。

表 3.2-1 人口・世帯数・人口密度(平成26年6月末, 住民基本台帳人口)

| 市町村名   | 人口(人)     |         |         | 世帯数<br>(戸) | 人口密度<br>(人/㎢) |
|--------|-----------|---------|---------|------------|---------------|
|        | 総数        | 男       | 女       |            |               |
| 仙台市    | 1,041,839 | 505,226 | 536,613 | 482,757    | 1,326         |
| (宮城野区) | 186,441   | 91,452  | 94,989  | 87,823     | 3,209         |
| 多賀城市   | 62,446    | 31,309  | 31,137  | 25,627     | 3,178         |

出典：「平成26年(2014)6月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 3.2-2 人口・世帯数の推移(各年3月末, 住民基本台帳人口, 仙台市全体及び仙台市宮城野区)

| 年次    | 人口<br>(人) |         | 世帯数<br>(戸) |        | 1世帯あたり人員<br>(人/戸) |      |
|-------|-----------|---------|------------|--------|-------------------|------|
|       | 仙台市       | 宮城野区    | 仙台市        | 宮城野区   | 仙台市               | 宮城野区 |
| 平成22年 | 1,010,256 | 183,307 | 450,909    | 83,936 | 2.24              | 2.18 |
| 平成23年 | 1,011,592 | 183,397 | 454,376    | 84,453 | 2.23              | 2.17 |
| 平成24年 | 1,020,241 | 182,457 | 462,728    | 84,333 | 2.20              | 2.16 |
| 平成25年 | 1,029,600 | 183,905 | 470,924    | 85,508 | 2.19              | 2.15 |
| 平成26年 | 1,036,869 | 185,484 | 478,410    | 86,965 | 2.17              | 2.13 |

出典：「平成22年(2010)3月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)

「平成23,24年(2011,2012)3月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

「平成25,26年(2013,2014)3月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 3.2-3 人口・世帯数の推移(各年3月末, 住民基本台帳人口, 多賀城市)

| 年次    | 人口<br>(人) | 世帯数<br>(戸) | 1世帯あたり人員<br>(人/戸) |
|-------|-----------|------------|-------------------|
| 平成22年 | 62,658    | 24,491     | 2.56              |
| 平成23年 | 62,289    | 24,540     | 2.54              |
| 平成24年 | 61,166    | 24,200     | 2.53              |
| 平成25年 | 61,524    | 24,582     | 2.50              |
| 平成26年 | 61,756    | 24,988     | 2.47              |

出典：「平成22年(2010)3月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)  
 「平成23,24年(2011,2012)3月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)  
 「平成25,26年(2013,2014)3月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

仙台市, 仙台市宮城野区及び多賀城市の人口動態の推移は, 表 3.2-4, 表 3.2-5 及び表 3.2-6 に示すとおりである。

平成26年の自然動態は, 仙台市全体で17人の減少, 宮城野区で55人の増加, 多賀城市で15人の増加であった。

平成26年の社会動態は, 仙台市全体で3,361人, 宮城野区で658人, 多賀城市で195人の減少であった。

表 3.2-4 人口動態の推移(仙台市全体)

単位：人

| 年次    | 人口増減合計 | 自然増減 |     |       | 社会増減   |        |        |
|-------|--------|------|-----|-------|--------|--------|--------|
|       |        | 計    | 出生  | 死亡    | 計      | 転入     | 転出     |
| 平成22年 | -2,613 | 132  | —   | —     | -2,745 | —      | —      |
| 平成23年 | -4,457 | -494 | 708 | 1,202 | -3,963 | 6,622  | 10,585 |
| 平成24年 | -3,872 | 64   | 774 | 710   | -3,936 | 10,937 | 14,873 |
| 平成25年 | -4,479 | 128  | 770 | 642   | -4,607 | 10,357 | 14,964 |
| 平成26年 | -3,378 | -17  | 711 | 728   | -3,361 | 11,844 | 15,205 |

出典：「平成22年(2010)3月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)  
 「平成23,24年(2011,2012)3月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)  
 「平成25,26年(2013,2014)3月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 3.2-5 人口動態の推移(仙台市宮城野区)

単位：人

| 年次    | 人口増減合計 | 自然増減 |     |     | 社会増減 |       |       |
|-------|--------|------|-----|-----|------|-------|-------|
|       |        | 計    | 出生  | 死亡  | 計    | 転入    | 転出    |
| 平成22年 | -530   | 52   | —   | —   | -582 | —     | —     |
| 平成23年 | -950   | -134 | 171 | 305 | -816 | 1,247 | 2,063 |
| 平成24年 | -735   | 43   | 169 | 126 | -778 | 2,069 | 2,847 |
| 平成25年 | -894   | 86   | 190 | 104 | -980 | 1,975 | 2,955 |
| 平成26年 | -603   | 55   | 159 | 104 | -658 | 2,281 | 2,939 |

出典：「平成22年(2010)3月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)  
 「平成23,24年(2011,2012)3月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)  
 「平成25,26年(2013,2014)3月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 3.2-6 人口動態の推移(多賀城市)

単位：人

| 年次      | 人口増減合計 | 自然増減 |    |     | 社会増減 |     |     |
|---------|--------|------|----|-----|------|-----|-----|
|         |        | 計    | 出生 | 死亡  | 計    | 転入  | 転出  |
| 平成 22 年 | -223   | 0    | —  | —   | -223 | —   | —   |
| 平成 23 年 | -491   | -106 | 40 | 146 | -385 | 286 | 671 |
| 平成 24 年 | -279   | 13   | 52 | 39  | -292 | 523 | 815 |
| 平成 25 年 | -177   | 11   | 50 | 39  | -188 | 632 | 820 |
| 平成 26 年 | -180   | 15   | 55 | 40  | -195 | 639 | 834 |

出典：「平成 22 年(2010)3 月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)

「平成 23, 24 年(2011, 2012)3 月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

「平成 25, 26 年(2013, 2014)3 月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

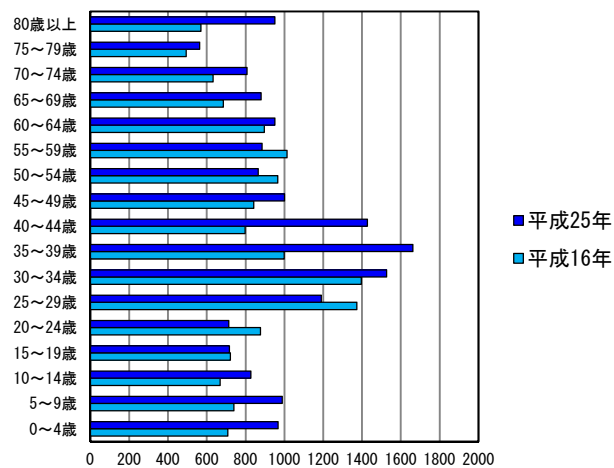
計画地が位置する地域の人口等について、岩切小学校区をみると、表 3.2-7、図 3.2-1 に示すように、平成 16 年に比べ平成 25 年においては人口が増加しており、特に 0～9 歳、35～44 歳及び 80 歳以上の人口増加が大きい。また、表 3.2-8 に示すように、岩切小学校区における世帯の構成員数は仙台市全体及び仙台市宮城野区より多い、2.50 人/世帯となっている。高齢化率は、仙台市全体より低く、宮城野区より高い 18.93%であった。なお、岩切小学校の通学区域は図 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-7 年代別人口

| 小学校区 | 年       | 合計     | 0～4 歳 | 5～9 歳 | 10～14 歳 | 15～19 歳 | 20～24 歳 | 25～29 歳 | 30～34 歳 | 35～39 歳 |
|------|---------|--------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 岩切   | 平成 16 年 | 14,382 | 708   | 739   | 669     | 721     | 876     | 1,374   | 1,397   | 999     |
| 小学校区 | 平成 25 年 | 16,924 | 967   | 989   | 827     | 716     | 714     | 1,190   | 1,527   | 1,662   |

| 小学校区 | 年       | 40～44 歳 | 45～49 歳 | 50～54 歳 | 55～59 歳 | 60～64 歳 | 65～69 歳 | 70～74 歳 | 75～79 歳 | 80 歳以上 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 岩切   | 平成 16 年 | 798     | 842     | 966     | 1014    | 897     | 686     | 633     | 494     | 569    |
| 小学校区 | 平成 25 年 | 1,428   | 1,000   | 865     | 885     | 951     | 880     | 808     | 564     | 951    |

出典：地域情報ファイル(仙台市 HP：<http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html>)



岩切小学校区

出典：地域情報ファイル(仙台市 HP：<http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html>)

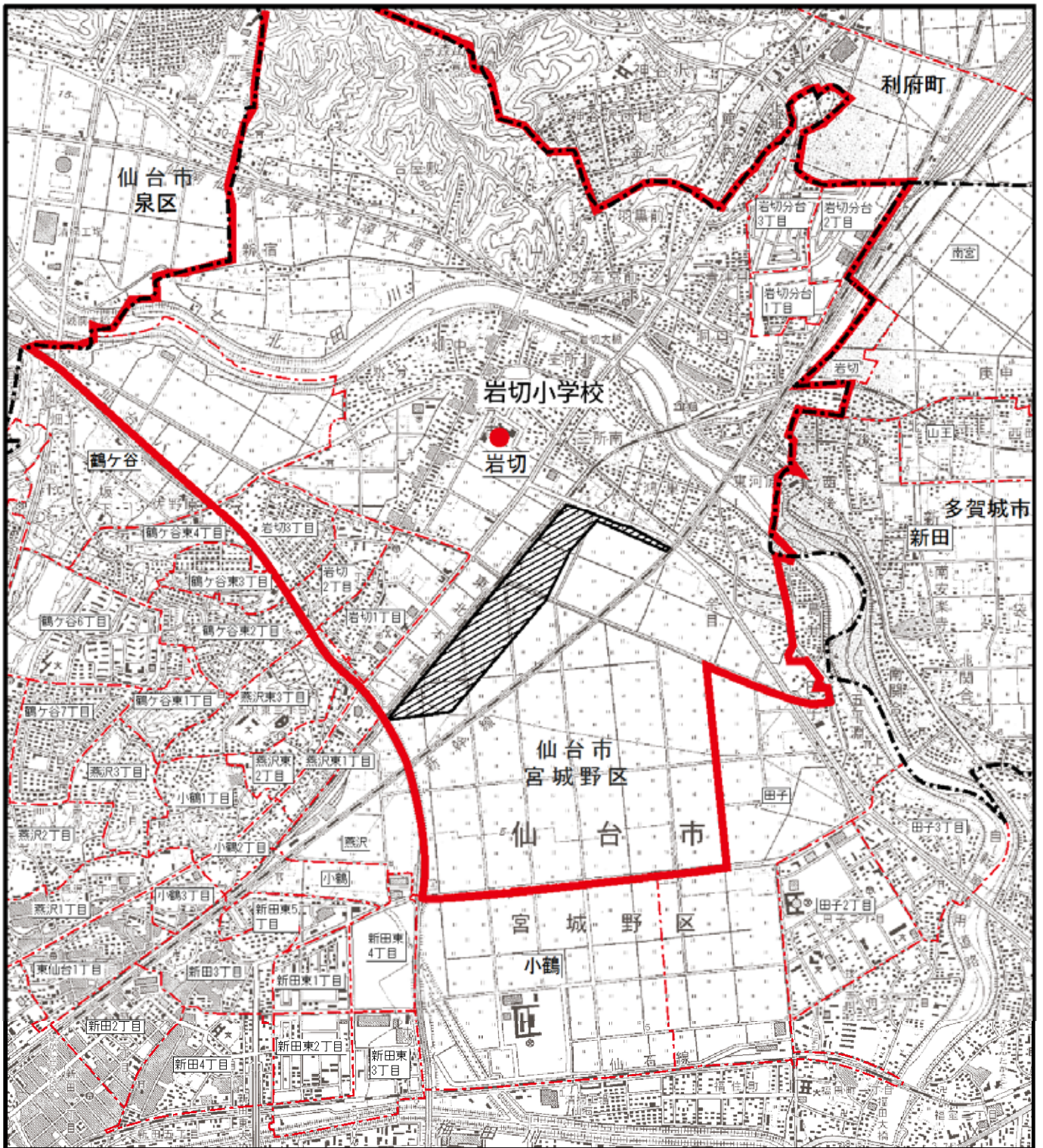
図 3.2-1 年代別人口

表 3.2-8 世帯と高齢化の状況






| 区分        | 岩切小学校区 |        |         |
|-----------|--------|--------|---------|
|           | 岩切小学校区 | 宮城野区   | 仙台市     |
| 世帯数       | 6,759  | 87,137 | 475,400 |
| 構成員数      | 2.50   | 2.19   | 2.18    |
| 65歳以上人口   | 3,203  | 33,308 | 222,002 |
| うち75歳以上人口 | 1,515  | 15,956 | 106,565 |
| 高齢化率      | 18.93  | 17.99  | 21.44   |

出典：地域情報ファイル

(仙台市HP：<http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html>)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 小学校
-  : 小学校通学区域

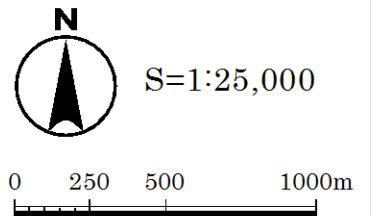


図 3.2-2  
岩切小学校通学区域図

出典：「仙台市立小学校中学校通学区域図」（平成25年4月 仙台市）

(2) 産業

ア 産業分類別就業者数

仙台市及び多賀城市の産業分類別就業者数及び産業分類構成比は、表 3.2-9 及び表 3.2-10 に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における全就業者数は 459,480 人で、第一次産業 4,005 人(0.87%)、第二次産業 67,162 人(14.6%)、第三次産業 388,313 人(84.5%)、他に分類されない公務 17,816 人(3.88%)となっている。産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は 1%程度である。また、平成 17 年からの就業者の割合の推移をみると、第一次・第二次産業が減少している。第一次～第三次産業の産業分類別の推移においても、就業者数が増加しているのは、第二次産業の「鉱業、採石業、砂利採取業」(増加率 32.6%)、次いで第三次産業の「医療、福祉」(増加率 19.1%)で、第三次産業の「複合サービス事業」は-51.8%と大きく減少している。

表 3.2-9 産業分類別就業者数及び産業分類構成比(仙台市)

| 産業分類(大分類) |                   | 平成 22 年     |            | 平成 17 年     |            | 平成 17 年<br>～平成 22 年 |
|-----------|-------------------|-------------|------------|-------------|------------|---------------------|
|           |                   | 就業者数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 就業者数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 増加率(%)<br>(※)       |
| 第一次<br>産業 | 農業、林業             | 3,946       | 0.86       | 4,880       | 1.05       | -19.1               |
|           | 漁業                | 59          | 0.01       | 113         | 0.02       | -47.8               |
|           | 小計                | 4,005       | 0.87       | 4,993       | 1.07       | -19.8               |
| 第二次<br>産業 | 鉱業、採石業、砂利採取業      | 61          | 0.01       | 46          | 0.01       | 32.6                |
|           | 建設業               | 37,336      | 8.13       | 43,868      | 9.44       | -14.9               |
|           | 製造業               | 29,765      | 6.48       | 28,840      | 6.21       | 3.2                 |
|           | 小計                | 67,162      | 14.6       | 72,754      | 15.7       | -7.7                |
| 第三次<br>産業 | 電気・ガス・熱供給・水道業     | 3,967       | 0.86       | 3,429       | 0.74       | 15.7                |
|           | 情報通信業             | 16,695      | 3.63       | 15,761      | 3.39       | 5.9                 |
|           | 運輸業、郵便業           | 26,850      | 5.84       | 24,383      | 5.25       | 10.1                |
|           | 卸売業、小売業           | 97,709      | 21.3       | 108,420     | 23.3       | -9.9                |
|           | 金融業、保険業           | 14,705      | 3.20       | 13,914      | 2.99       | 5.7                 |
|           | 不動産業、物品賃貸業        | 12,562      | 2.73       | 12,675      | 2.73       | -0.9                |
|           | 学術研究、専門・技術サービス業   | 18,408      | 4.01       | 17,436      | 3.75       | 5.6                 |
|           | 宿泊業、飲食サービス業       | 32,172      | 7.00       | 32,551      | 7.00       | -1.2                |
|           | 生活関連サービス業、娯楽業     | 17,473      | 3.80       | 18,141      | 3.90       | -3.7                |
|           | 教育、学習支援業          | 28,914      | 6.29       | 28,611      | 6.16       | 1.1                 |
|           | 医療、福祉             | 49,176      | 10.7       | 41,284      | 8.88       | 19.1                |
|           | 複合サービス事業          | 1,939       | 0.42       | 4,022       | 0.87       | -51.8               |
|           | サービス業(他に分類されないもの) | 34,555      | 7.52       | 38,759      | 8.34       | -10.8               |
|           | 公務(他に分類されるものを除く)  | 17,816      | 3.88       | 18,195      | 3.92       | -2.1                |
| 分類不能の産業   | 15,372            | 3.35        | 9,392      | 2.02        | 63.7       |                     |
| 小計        | 388,313           | 84.5        | 386,973    | 83.3        | 0.3        |                     |
| 合計        | 459,480           | 100.00      | 464,720    | 100.0       | -1.1       |                     |

※：(増加率) = (平成 22 年就業者数-平成 17 年就業者数)/(平成 17 年就業者数) × 100

出典：「平成 17 年、平成 22 年国勢調査」(総務省統計局)

多賀城市の平成 22 年における全就業者数は 29,930 人で、第一次産業 326 人(1.09%)、第二次産業 6,028 人(20.1%)、第三次産業 23,576 人(78.8%)、他に分類されない公務 2,677 人(8.94%)となっている。産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は 1%程度である。また、平成 17 年からの就業者の割合の推移をみると、第一次・第二次・第三次産業のすべての産業について減少している。第一次～第三次産業の産業分類別の推移においても、就業者数が増加しているのは、第三次産業の「学術研究、専門、技術サービス業」(増加率 15.8%)、次いで第三次産業の「医療、福祉」(増加率 11.2%)で、第二次産業の「鉱業、採石業、砂利採取業」は-88.9%と大きく減少している。

表 3.2-10 産業分類別就業者数及び産業分類構成比(多賀城市)

| 産業分類(大分類) |                   | 平成 22 年     |            | 平成 17 年     |            | 平成 17 年<br>～平成 22 年 |
|-----------|-------------------|-------------|------------|-------------|------------|---------------------|
|           |                   | 就業者数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 就業者数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 増加率(%)<br>(※)       |
| 第一次<br>産業 | 農業、林業             | 303         | 1.01       | 450         | 1.48       | -32.7               |
|           | 漁業                | 23          | 0.08       | -           | -          | -                   |
|           | 小計                | 326         | 1.09       | 450         | 1.48       | -27.6               |
| 第二次<br>産業 | 鉱業、採石業、砂利採取業      | 1           | 0.00       | 9           | 0.03       | -88.9               |
|           | 建設業               | 2,656       | 8.87       | 3,132       | 10.3       | -15.2               |
|           | 製造業               | 3,371       | 11.3       | 3,168       | 10.4       | 6.4                 |
|           | 小計                | 6,028       | 20.1       | 6,309       | 20.7       | -4.5                |
| 第三次<br>産業 | 電気・ガス・熱供給・水道業     | 270         | 0.90       | 262         | 0.86       | 3.1                 |
|           | 情報通信業             | 483         | 1.61       | 621         | 2.04       | -22.2               |
|           | 運輸業、郵便業           | 2,714       | 9.07       | 2,629       | 8.64       | 3.2                 |
|           | 卸売業、小売業           | 5,504       | 18.4       | 6,141       | 20.2       | -10.4               |
|           | 金融業、保険業           | 571         | 1.91       | 621         | 2.04       | -8.1                |
|           | 不動産業、物品賃貸業        | 498         | 1.66       | 522         | 1.72       | -4.6                |
|           | 学術研究、専門・技術サービス業   | 834         | 2.79       | 720         | 2.37       | 15.8                |
|           | 宿泊業、飲食サービス業       | 1,607       | 5.37       | 1,504       | 4.94       | 6.8                 |
|           | 生活関連サービス業、娯楽業     | 1,030       | 3.44       | 1,036       | 3.41       | -0.6                |
|           | 教育、学習支援業          | 1,160       | 3.88       | 1,171       | 3.85       | -0.9                |
|           | 医療、福祉             | 2,543       | 8.50       | 2,286       | 7.51       | 11.2                |
|           | 複合サービス事業          | 155         | 0.52       | 225         | 0.74       | -31.1               |
|           | サービス業(他に分類されないもの) | 2,053       | 6.86       | 2,233       | 7.34       | -8.1                |
|           | 公務(他に分類されるものを除く)  | 2,677       | 8.94       | 3,224       | 10.6       | -17.0               |
|           | 分類不能の産業           | 1,477       | 4.93       | 468         | 1.54       | 215.6               |
| 小計        | 23,576            | 78.8        | 23,663     | 77.8        | -0.4       |                     |
| 合計        | 29,930            | 100.00      | 30,422     | 100.0       | -1.6       |                     |

※：(増加率) = (平成 22 年就業者数 - 平成 17 年就業者数) / (平成 17 年就業者数) × 100

出典：「平成 17 年、平成 22 年国勢調査」(総務省統計局)

## イ 農業

仙台市及び多賀城市の農家人口・農家数の推移は表 3.2-11 及び表 3.2-12 に、経営耕地面積別農家数の推移は表 3.2-13 及び表 3.2-14 に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における農家人口は 13,888 人、総農家数は 4,050 戸、そのうち専業農家 528 戸(13.0%)、第一種兼業農家 334 戸(8.2%)、第二種兼業農家 2,193 戸(54.1%)となっている。

多賀城市の平成 22 年における農家人口は 1,146 人、総農家数は 334 戸、そのうち専業農家 42 戸(12.6%)、第一種兼業農家 20 戸(6.0%)、第二種兼業農家 181 戸(54.2%)となっている。

仙台市の平成 12 年からの推移をみると、農家人口及び農家総数は、減少傾向にある。また、経営耕地面積別農家数の推移を見ると、5ha 未満の農家は減少し、5ha 以上の農家は増加している。平成 22 年の 5ha 以上の農家数は 122 戸と、平成 12 年(87 戸)に比して約 1.4 倍増加している。

多賀城市の平成 12 年からの推移をみると、農家人口及び農家総数は、減少傾向にある。また、経営耕地面積別農家数の推移を見ると、3ha 未満の農家は減少し、3～5ha の農家は横ばい、5ha 以上の農家は増加している。平成 22 年の 5ha 以上の農家数は 6 戸と、平成 12 年(2 戸)に比して 3 倍増加している。

表 3.2-11 農家人口・農家数の推移(仙台市)

| 年次      | 農家人口<br>(人) | 農家数(戸) |           |       |     |     |       |
|---------|-------------|--------|-----------|-------|-----|-----|-------|
|         |             | 総数     | 自給的<br>農家 | 販売農家  |     |     |       |
|         |             |        |           | 総数    | 専業  | 兼業  |       |
|         |             |        |           |       |     | 第一種 | 第二種   |
| 平成 12 年 | 26,898      | 5,341  | 1,019     | 4,322 | 497 | 490 | 3,335 |
| 平成 17 年 | 21,517      | 4,627  | 959       | 3,668 | 531 | 545 | 2,592 |
| 平成 22 年 | 13,888      | 4,050  | 995       | 3,055 | 528 | 334 | 2,193 |

出典：「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)  
「2005 年農林業センサス」(農林水産省)  
「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

表 3.2-12 農家人口・農家数の推移(多賀城市)

| 年次      | 農家人口<br>(人) | 農家数(戸) |           |      |    |     |     |
|---------|-------------|--------|-----------|------|----|-----|-----|
|         |             | 総数     | 自給的<br>農家 | 販売農家 |    |     |     |
|         |             |        |           | 総数   | 専業 | 兼業  |     |
|         |             |        |           |      |    | 第一種 | 第二種 |
| 平成 12 年 | 2,032       | 382    | 71        | 311  | 24 | 40  | 247 |
| 平成 17 年 | 1,903       | 378    | 91        | 287  | 32 | 17  | 238 |
| 平成 22 年 | 1,146       | 334    | 91        | 243  | 42 | 20  | 181 |

出典：「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)  
「2005 年農林業センサス」(農林水産省)  
「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)



表 3.2-13 経営耕地面積別農家数の推移(仙台市)

単位:戸

| 年次      | 0.5ha 未満 | 0.5~1ha | 1~2ha | 2~3ha | 3~5ha | 5ha 以上 |
|---------|----------|---------|-------|-------|-------|--------|
| 平成 12 年 | 747      | 1,322   | 1,334 | 533   | 299   | 87     |
| 平成 17 年 | 589      | 1,049   | 1,156 | 461   | 288   | 125    |
| 平成 22 年 | 475      | 827     | 985   | 374   | 272   | 122    |

出典：「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)  
 「2005 年農林業センサス」(農林水産省)  
 「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

表 3.2-14 経営耕地面積別農家数の推移(多賀城市)

単位:戸

| 年次      | 0.5ha 未満 | 0.5~1ha | 1~2ha | 2~3ha | 3~5ha | 5ha 以上 |
|---------|----------|---------|-------|-------|-------|--------|
| 平成 12 年 | 47       | 97      | 98    | 51    | 16    | 2      |
| 平成 17 年 | 42       | 93      | 93    | 39    | 15    | 5      |
| 平成 22 年 | 33       | 83      | 74    | 31    | 16    | 6      |

出典：「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)  
 「2005 年農林業センサス」(農林水産省)  
 「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

## ウ 製造業

仙台市全体及び多賀城市の従業者 4 人以上の事業所の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 3.2-15 及び表 3.2-16 に、平成 24 年における業種別(中分類)の事業所数・従業者数及び製造品出荷額等は表 3.2-17 及び表 3.2-18 に示すとおりである。

平成 24 年における仙台市全域の事業所数は 546 所、従業者数は 16,059 人、製造品出荷額等は約 9,443 億円となっている。平成 20 年からの推移を見ると、平成 24 年の事業所数、従業者数は平成 20 年から減少しており、製造品出荷額等は平成 24 年度に大きく増加した。

また、多賀城市の事業所数は 33 所、従業者数 1,486 人、製造品出荷額等約 353 億円となっている。平成 20 年からの推移を見ると、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は減少傾向である。

業種別(中分類)にみると、事業所数は仙台市全体及び仙台市宮城野区において「印刷・同関連業」、多賀城市において「食料品製造業」が最も多い結果であった。従業者数は仙台市全体が「印刷・同関連業」、仙台市宮城野区及び多賀城市が「食料品製造業」が最も多い結果であった。製造品出荷額は仙台市全体は「石油製品・石炭製品製造業」、仙台市宮城野区が「印刷・同関連業」、多賀城市は「食料品製造業」が最も多い結果であった。

表 3.2-15 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移(4 人以上の事業所, 仙台市)

| 年次      | 事業所(所) | 従業者数(人) | 製造品出荷額等(万円) |
|---------|--------|---------|-------------|
| 平成 20 年 | 649    | 18,239  | 57,454,828  |
| 平成 21 年 | 574    | 17,825  | 49,816,757  |
| 平成 22 年 | 556    | 17,234  | 96,320,576  |
| 平成 23 年 | 603    | 15,958  | 46,190,775  |
| 平成 24 年 | 546    | 16,059  | 94,429,460  |

出典：「工業統計調査 平成 20 年～平成 24 年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 3.2-16 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移(4 人以上の事業所, 多賀城市)

| 年次      | 事業所(所) | 従業者数(人) | 製造品出荷額等(万円) |
|---------|--------|---------|-------------|
| 平成 20 年 | 54     | 3,499   | 11,754,768  |
| 平成 21 年 | 50     | 3,271   | 9,693,303   |
| 平成 22 年 | 46     | 2,341   | 7,838,445   |
| 平成 23 年 | 36     | 2,298   | 5,909,054   |
| 平成 24 年 | 33     | 1,486   | 3,530,584   |

出典：「工業統計調査 平成 20 年～平成 24 年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 3.2-17 業種別(中分類)事業所数・従業者数及び製造品出荷額等  
(平成24年, 仙台市全体及び仙台市宮城野区)

| 業種                 | 事業所(所) |      | 従業者数(人) |       | 製造品出荷額等(万円) |            |
|--------------------|--------|------|---------|-------|-------------|------------|
|                    | 仙台市    | 宮城野区 | 仙台市     | 宮城野区  | 仙台市         | 宮城野区       |
| 食料品製造業             | 100    | 30   | 3,903   | 1,378 | 5,941,221   | 2,377,891  |
| 飲料・たばこ・飼料製造業       | 10     | 2    | 451     | 206   | 6,071,888   | X          |
| 繊維工業               | 20     | 3    | 325     | 51    | 242,241     | 32,264     |
| 木材・木製品製造業(家具を除く)   | 2      | -    | 14      | -     | X           | -          |
| 家具・装備品製造業          | 25     | 8    | 355     | 241   | 448,396     | 319,957    |
| パルプ・紙・紙加工品製造業      | 17     | 7    | 239     | 128   | 276,685     | X          |
| 印刷・同関連業            | 138    | 31   | 3,915   | 1,277 | 8,931,003   | 3,098,040  |
| 化学工業               | 13     | 7    | 420     | 74    | 4,630,290   | 325,991    |
| 石油製品・石炭製品製造業       | 3      | 2    | 366     | 347   | 50,278,726  | X          |
| プラスチック製品製造業(別掲を除く) | 14     | 4    | 205     | 50    | 314,833     | 42,444     |
| ゴム製品製造業            | 2      | 1    | 174     | 160   | X           | X          |
| 窯業・土石製品製造業         | 24     | 8    | 885     | 93    | 1,571,287   | 310,823    |
| 鉄鋼業                | 9      | 7    | 561     | 533   | 8,262,536   | X          |
| 金属製品製造業            | 49     | 18   | 737     | 411   | 963,538     | 621,918    |
| はん用機械器具製造業         | 6      | 2    | 170     | 94    | 257,952     | X          |
| 生産用機械器具製造業         | 20     | 5    | 441     | 38    | 1,304,715   | 36,959     |
| 業務用機械器具製造業         | 11     | 3    | 232     | 75    | 258,943     | 74,606     |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業  | 9      | -    | 601     | -     | 918,311     | -          |
| 電気機械器具製造業          | 32     | 7    | 1,042   | 250   | 1,915,371   | 464,293    |
| 情報通信機械器具製造業        | 1      | -    | 450     | -     | X           | -          |
| 輸送用機械器具製造業         | 6      | 5    | 147     | 127   | 376,383     | X          |
| その他の製造業            | 35     | 10   | 426     | 65    | 504,959     | 71,995     |
| 計                  | 546    | 160  | 16,059  | 5,598 | 94,429,460  | 72,219,206 |

注) Xは、発表に差し支えるものとして公表はされていないもの。

出典：「工業統計調査 平成20年～平成24年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 3.2-18 業種別(中分類)事業所数・従業者数及び製造品出荷額等(平成24年, 多賀城市)

| 業種                | 事業所(所) | 従業者数(人) | 製造品出荷額等(万円) |
|-------------------|--------|---------|-------------|
| 食料品製造業            | 7      | 695     | 1,149,204   |
| 繊維工業              | 1      | 25      | X           |
| 家具・装備品製造業         | 1      | 5       | X           |
| パルプ・紙・紙加工品製造業     | 4      | 60      | 119,688     |
| 印刷・同関連業           | 1      | 30      | X           |
| 化学工業              | 4      | 116     | 362,905     |
| 石油製品・石炭製品製造業      | 2      | 20      | X           |
| 窯業・土石製品製造業        | 1      | 7       | X           |
| 鉄鋼業               | 2      | 46      | X           |
| 金属製品製造業           | 4      | 38      | 77,482      |
| 生産用機械器具製造業        | 1      | 8       | X           |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 1      | 11      | X           |
| 電気機械器具製造業         | 2      | 417     | X           |
| その他の製造業           | 2      | 8       | X           |
| 計                 | 33     | 1,486   | 3,530,584   |

注) Xは, 発表に差し支えるものとして公表はされていないもの。

出典: 「工業統計調査 平成20年～平成24年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

## エ 商業

仙台市全体と仙台市宮城野区及び多賀城市の卸売業・小売業の商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移は、表 3.2-19 及び表 3.2-20 に示すとおりである。

平成 19 年において、商店数は仙台市全域で 12,757 店、計画地が位置する仙台市宮城野区で 2,398 店及び多賀城市で 533 店、従業者数は仙台市全域で 124,725 人、仙台市宮城野区で 26,338 人、多賀城市で 4,973 人、年間商品販売額は仙台市全域で約 8 兆 1,912 億円、仙台市宮城野区で約 1 兆 6,190 億円、多賀城市で 978 億円となっている。

平成 14 年からの推移をみると、仙台市全体及び仙台市宮城野区の商店数は減少、従業者数、年間商品販売額は平成 16 年まで減少していたが、平成 19 年は増加に転じている。多賀城市の商店数及び従業者数は減少、年間商品販売額は平成 16 年まで減少していたが、平成 19 年は増加に転じている。

表 3.2-19 卸売業・小売業の商店数・従業者数  
及び年間商品販売額の推移(仙台市及び仙台市宮城野区)

| 年次      | 商店数(店) |       | 従業者数(人) |        | 年間商品販売額<br>(百万円) |           |
|---------|--------|-------|---------|--------|------------------|-----------|
|         | 仙台市    | 宮城野区  | 仙台市     | 宮城野区   | 仙台市              | 宮城野区      |
| 平成 14 年 | 14,064 | 2,739 | 129,100 | 26,153 | 8,471,472        | 1,582,223 |
| 平成 16 年 | 13,650 | 2,575 | 122,673 | 25,008 | 7,836,820        | 1,502,340 |
| 平成 19 年 | 12,757 | 2,398 | 124,725 | 26,338 | 8,191,165        | 1,618,971 |

出典：「平成 14, 16, 19 年商業統計調査結果」(宮城県統計課)

表 3.2-20 卸売業・小売業の商店数・従業者数  
及び年間商品販売額の推移(多賀城市)

| 年次      | 商店数(店) | 従業者数(人) | 年間商品販売額<br>(百万円) |
|---------|--------|---------|------------------|
| 平成 14 年 | 630    | 5,267   | 109,164          |
| 平成 16 年 | 595    | 5,044   | 91,723           |
| 平成 19 年 | 533    | 4,973   | 97,775           |

出典：「平成 14, 16, 19 年商業統計調査結果」(宮城県統計課)

### 3.2.2 土地利用

#### (1) 土地利用状況

仙台市及び多賀城市における地目別面積の推移は表 3.2-21 及び表 3.2-22 に示すとおりである。平成 24 年の仙台市の総面積は 78,585ha であり、地目別面積は森林が 45,387ha (58%) と最も多く、次いで宅地 12,724ha (16%)、その他 8,201ha (10%) となっている。平成 20 年からの推移を見ると、宅地は増加傾向にあり、農地は減少傾向にある。

平成 24 年の多賀城市の総面積は 1,965ha であり、地目別面積はその他が 619ha (32%) と最も多く、次いで宅地 598ha (30%)、農用地 355ha (18%) となっている。平成 20 年からの推移を見ると、平成 23 年に宅地が減少し、その他が増加した。

計画地及びその周辺の土地利用は、図 3.2-3 に示すとおりである。

計画地は、JR 東北本線の路線と JR 東北新幹線の路線の間に位置し、土地利用は田である。計画地周辺の土地利用は田と一般住宅地区である。

表 3.2-21 地目別面積の推移(仙台市)

単位：ha

| 年次  | 合計     | 農用地   | 森林     | 原野 | 水面・河川・水路 | 道路    | 宅地     | その他   |
|-----|--------|-------|--------|----|----------|-------|--------|-------|
| H20 | 78,354 | 6,621 | 45,297 | 5  | 2,577    | 4,881 | 12,576 | 6,397 |
| H21 | 78,354 | 6,621 | 45,387 | 5  | 2,581    | 4,909 | 12,618 | 6,233 |
| H22 | 78,354 | 6,591 | 45,393 | 5  | 2,580    | 4,986 | 12,636 | 6,163 |
| H23 | 78,585 | 4,660 | 45,378 | 3  | 2,489    | 4,953 | 12,692 | 8,410 |
| H24 | 78,585 | 4,810 | 45,387 | 3  | 2,497    | 4,963 | 12,724 | 8,201 |

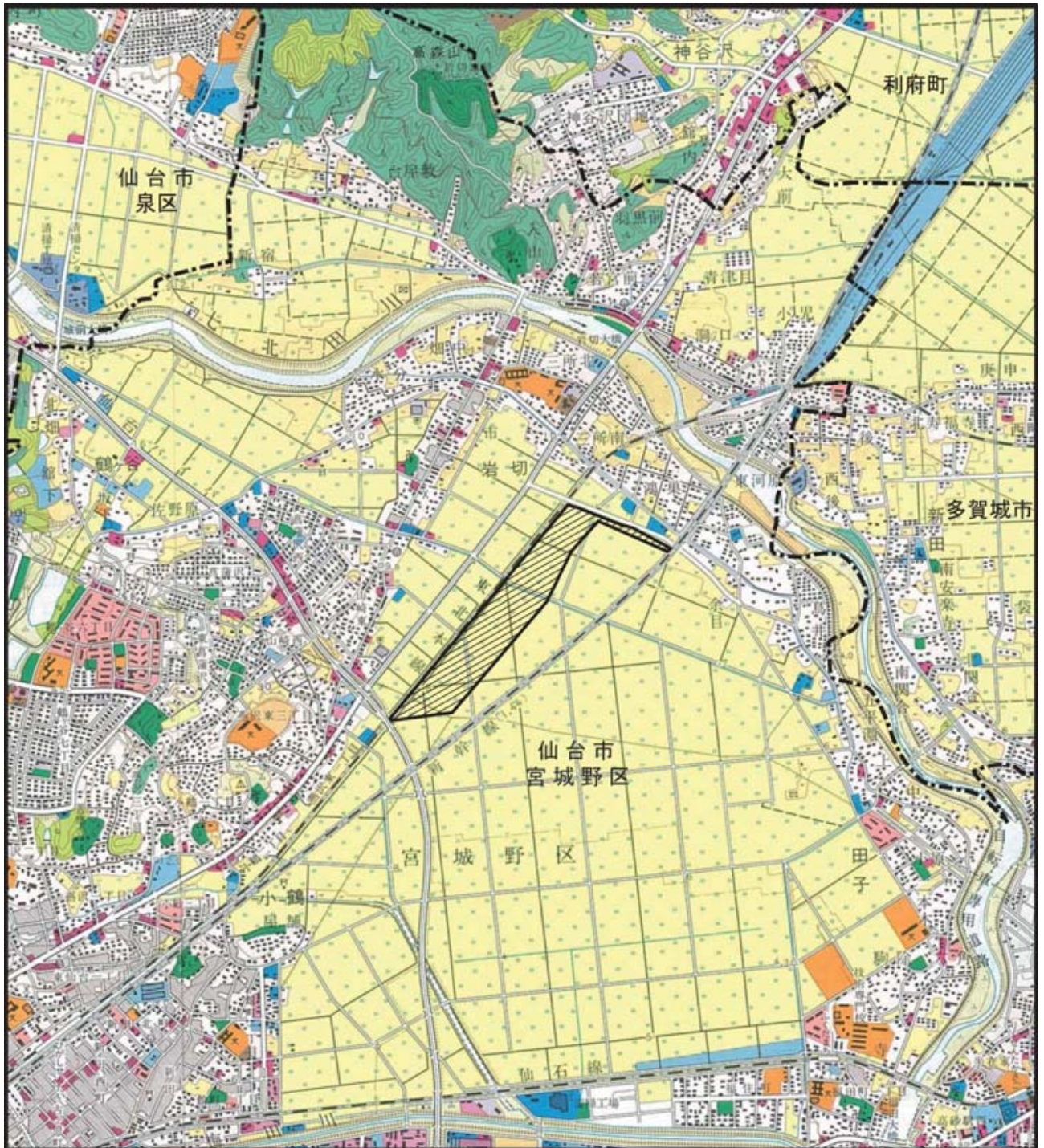
出典：「平成 21～25 年版宮城県統計年鑑 2009～2013」(宮城県)

表 3.2-22 地目別面積の推移(多賀城市)

単位：ha

| 年次  | 合計    | 農用地 | 森林 | 原野 | 水面・河川・水路 | 道路  | 宅地  | その他 |
|-----|-------|-----|----|----|----------|-----|-----|-----|
| H20 | 1,965 | 368 | 59 | 0  | 123      | 204 | 854 | 357 |
| H21 | 1,965 | 368 | 59 | 0  | 123      | 204 | 859 | 352 |
| H22 | 1,965 | 365 | 59 | 0  | 123      | 207 | 865 | 346 |
| H23 | 1,965 | 322 | 59 | 0  | 121      | 210 | 598 | 655 |
| H24 | 1,965 | 355 | 59 | 0  | 123      | 211 | 598 | 619 |

出典：「平成 21～25 年版宮城県統計年鑑 2009～2013」(宮城県)



凡例

: 計画地

: 市町・区境界線

|         |        |          |      |
|---------|--------|----------|------|
| 一般住宅地区  | 公共業務地区 | 空地       | 人工林  |
| 中高層住宅地区 | 文教地区   | 改良工事中の区域 | 普通林  |
| 商業地区    | 厚生地区   |          | 天然林  |
| 業務地区    | 公園緑地   |          | 広葉樹林 |
| 工業地区    | 運動競技施設 |          |      |
|         | 運輸流通施設 |          |      |
|         | 供給処理施設 |          |      |



S=1:25,000

0 250 500 1000m

図 3.2-3 土地利用図

出典：「2万5千分の1 土地利用図仙台」（平成4年10月 国土地理院）

(2) 用途地域

仙台市全体及び多賀城市における都市計画区域の面積は表 3.2-23 に、また、調査範囲の用途地域の指定状況は図 3.2-4 に示すとおりである。

計画地は、図 3.2-4 に示すとおり、市街化調整区域である。

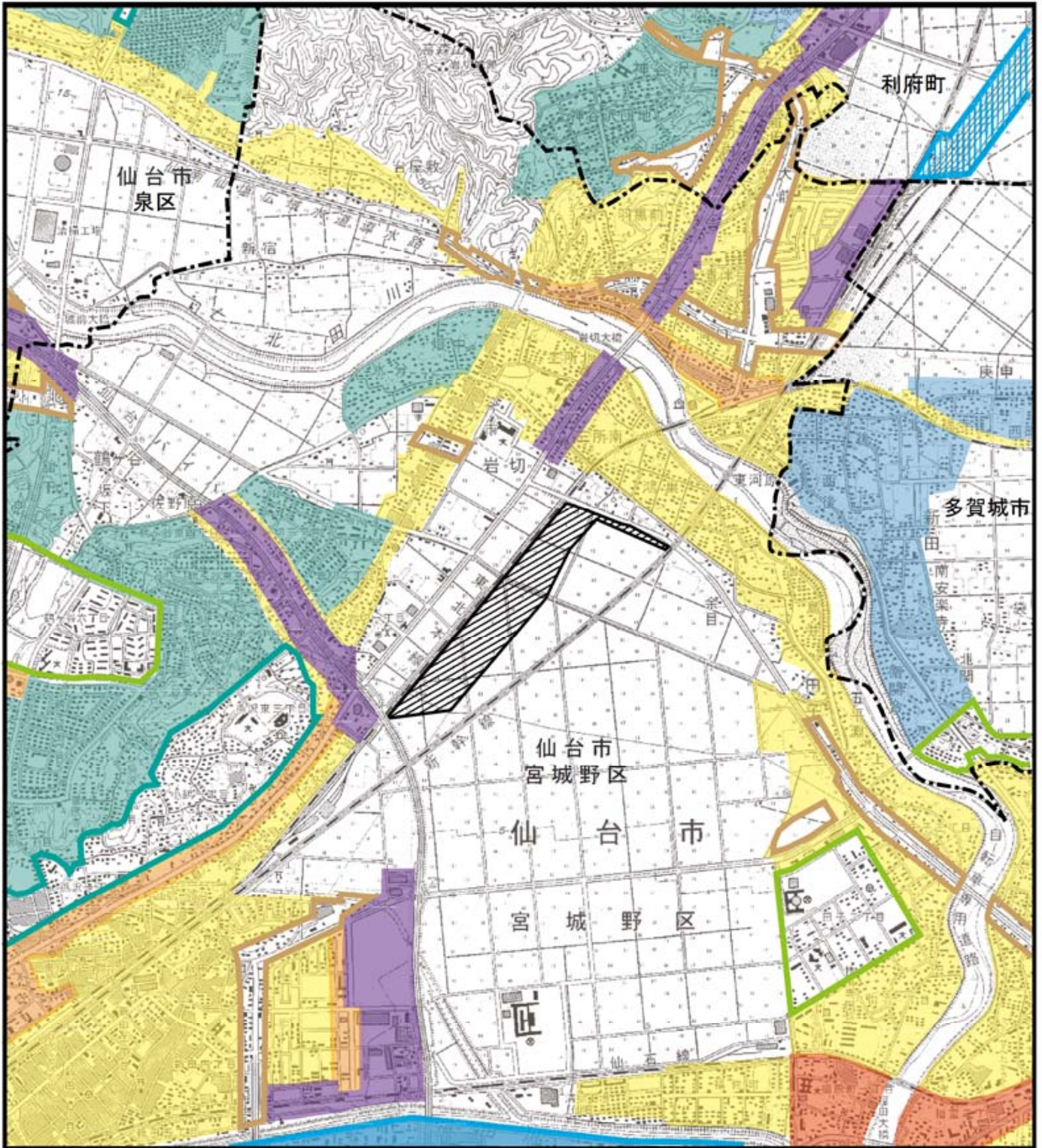
表 3.2-23 都市計画区域面積の現況等(平成 22 年 5 月 31 日現在)

単位：ha




| 種別     |              | 仙台市      | 多賀城市    |
|--------|--------------|----------|---------|
| 都市計画区域 |              | 44,293   | 1,965   |
| 用途地域   | 市街化調整区域      | 26,400   | 632     |
|        | 市街化区域        | 17,893   | 1,333   |
|        | 第一種低層住居専用地域  | 5,432.2  | 89.2    |
|        | 第二種低層住居専用地域  | 5.9      | 95.8    |
|        | 第一種中高層住居専用地域 | 744.5    | 393.3   |
|        | 第二種中高層住居専用地域 | 1,532.7  | 22.3    |
|        | 第一種住居地域      | 2,808.2  | 267.4   |
|        | 第二種住居地域      | 2,561.6  | 29.7    |
|        | 準住居地域        | 64.4     | 23.7    |
|        | 近隣商業地域       | 949.7    | 36.4    |
|        | 商業地域         | 937.0    | 45.9    |
|        | 準工業地域        | 1,136.6  | 24.1    |
|        | 工業地域         | 417.7    | 140.6   |
|        | 工業専用地域       | 1,302.0  | 164.3   |
| 計      |              | 17,892.5 | 1,332.7 |

出典：「宮城の都市計画(資料編)都市計画決定状況等 概要版」  
(平成 22 年 5 月 31 日現在 宮城県土木部都市計画課)


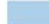













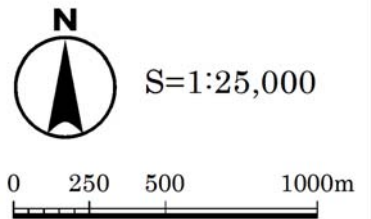
凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 市街化調整区域

市街化区域

-  第一種低層住居専用地域
-  第二種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第二種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  第二種住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域

用途地域



出典：「仙台市都市計画総括図」（平成25年10月 仙台市）  
 「仙塩広域都市計画統括図」（平成25年1月 宮城県）

図 3.2-4 都市計画区域図

### (3) 周辺開発計画等

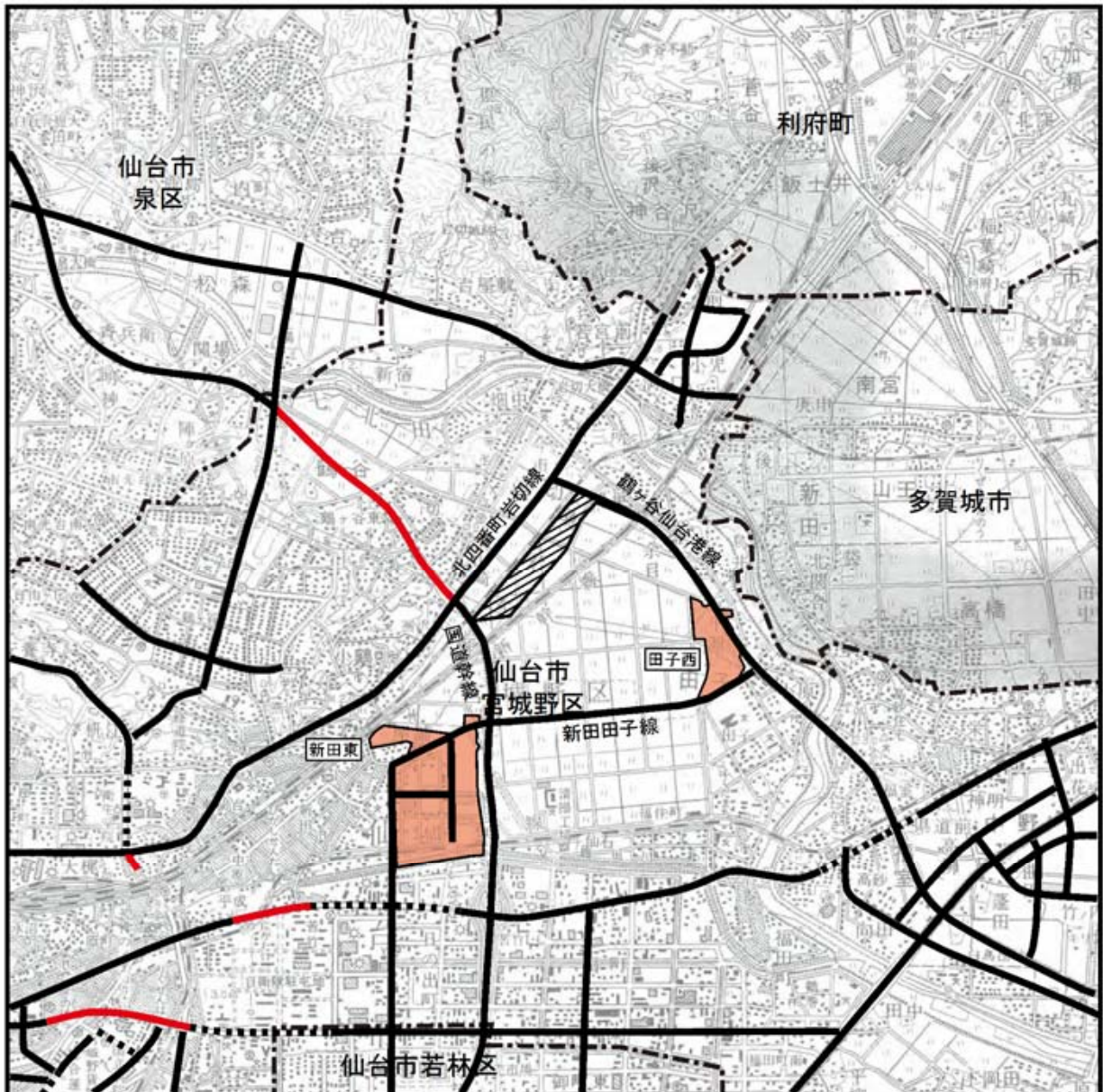
調査範囲において、計画、または事業中の土地区画整理事業及び都市計画道路は、表 3.2-24 及び図 3.2-5 に示すとおり、土地区画整理事業は、新田東地区(事業中)及び田子西地区(事業中)の2地区で行われている。調査範囲において、市街地再開発事業は行われていない。

表 3.2-24 土地区画整理事業地区の一覧表



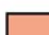
単位：ha

| 地区名  | 施工面積(ha) | 施工期間<br>(年度) | 総事業費<br>(百万円) |
|------|----------|--------------|---------------|
| ①新田東 | 61.6     | 平成6年～平成24年   | 22,766        |
| ②田子西 | 16.3     | 平成21年～平成26年  | 3,709         |




出典：「土地区画整理事業地区の一覧表(区別・換地処分順)」  
(平成26年4月 仙台市都市整備局区画整理課)



凡例

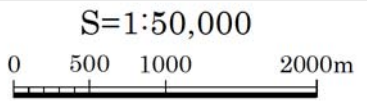
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 土地区画整理事業地区(施行中)

仙台市都市計画道路整備状況

-  : 整備済
-  : 概成済
-  : 事業中

出典:「土地区画整理事業地区一覧図」(平成25年3月 仙台市)  
[http://www.city.sendai.jp/kukakuseiri/1194977\\_2479.html](http://www.city.sendai.jp/kukakuseiri/1194977_2479.html)  
 「仙台市都市計画道路整備状況図」(平成21年4月 仙台市)

図 3.2-5 周辺開発事業位置図



## ア 土地区画整理事業

### ① 新田東地区

本事業は国道4号(仙台バイパス)の西側、JR仙石線の北側に位置する新田東地区においては、都市計画道路新田田子線・新田東中央線・新田東線沿いの郊外住宅地として土地区画整理事業による基盤整備が行われている。この地区計画では、生垣等による緑化推進により、緑豊かで潤いのあるまちなみの形成を図ることや、各地区にまちづくりの方針に基づき建築物の用途、敷地面積、壁面位置、高さ制限等により、ゆとりある良好な市街地環境の形成を図ることを目標に掲げている。新田東地区土地区画整理事業の概要は表3.2-25に示すとおりである。

表 3.2-25 新田東地区土地区画整理事業の概要

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 事務所所在地 | 仙台市新田東土地区画整理組合<br>宮城野区新田 3-14-3   |
| 設立年月日  | 平成6年12月18日                        |
| 事業年度   | 平成6～24年度(第15回事業計画変更認可 平成24年3月28日) |
| 施行区域面積 | 61.56ヘクタール                        |
| 総事業費   | 22,766百万円                         |
| 減歩率    | 46.31%                            |
| 換地処分   | 平成19年1月19日公告 平成19年1月20日実施         |
| 現在の町丁名 | 宮城野区新田東 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目       |

出典：「組合(個人)施行地区の概要(地区別)」(平成26年5月 仙台市都市整備局区画整理課)

## ② 田子西地区

本事業は JR 仙石線の北側に位置する田子西地区においては、都市計画道路鶴ヶ谷仙台港線及び新田田子線に面する交通利便性の高い地区である。東日本大震災前は主に宅地と商業地での土地利用を計画されていたが、東日本大震災を受けて土地利用計画を見直し、地区北側に復興公営住宅街区を、中央部には戸建住宅街区、幹線道路沿道に商業街区を整備し、人口約 1,000 人の町を形成する計画である。田子西地区土地区画整理事業の概要は表 3.2-26 に示すとおりである。

表 3.2-26 田子西地区土地区画整理事業の概要

|        |   |
|--------|---|
| 事務所所在地 | 仙台市田子西土地区画整理組合<br>宮城野区田子字新入 4-1                               |
| 設立年月日  | 平成 21 年 6 月 17 日  |
| 事業年度   | 平成 21～26 年度(第 3 回事業計画変更認可 平成 26 年 4 月 14 日)                   |
| 施行区域面積 | 16.32 ヘクタール   |
| 総事業費   | 3,709 百万円   |
| 減歩率    | 54.79%  |
| 現在の町丁名 | 宮城野区田子 字田子西 字中坪 字西田の一部<br>宮城野区岩切 字引目 字余目南の一部<br>宮城野区田子 二丁目の一部 |

出典：「組合(個人)施行地区の概要(地区別)」(平成 26 年 5 月 仙台市都市整備局区画整理課)

## イ 市街地再開発事業

調査範囲において、市街地再開発事業は行われていない。

## ウ 道路整備

図 3.2-6 に示すとおり、計画地の西側において一般国道 4 号の仙台拡幅が計画されている。この事業は仙台バイパスの慢性的な交通混雑の緩和、交通事故の減少等を目的としたものである。平成 18 年から仙台市宮城野区燕沢から仙台市宮城野区鶴ヶ谷の間で 6 車線化の事業着手している。



図 3.2-6 国道幹線整備事業位置図

(4) 自然公園等の指定

計画地は、「自然公園法」及び「宮城県自然公園条例」に基づく自然公園の指定はいずれもされていない。

### 3.2.3 社会資本整備等

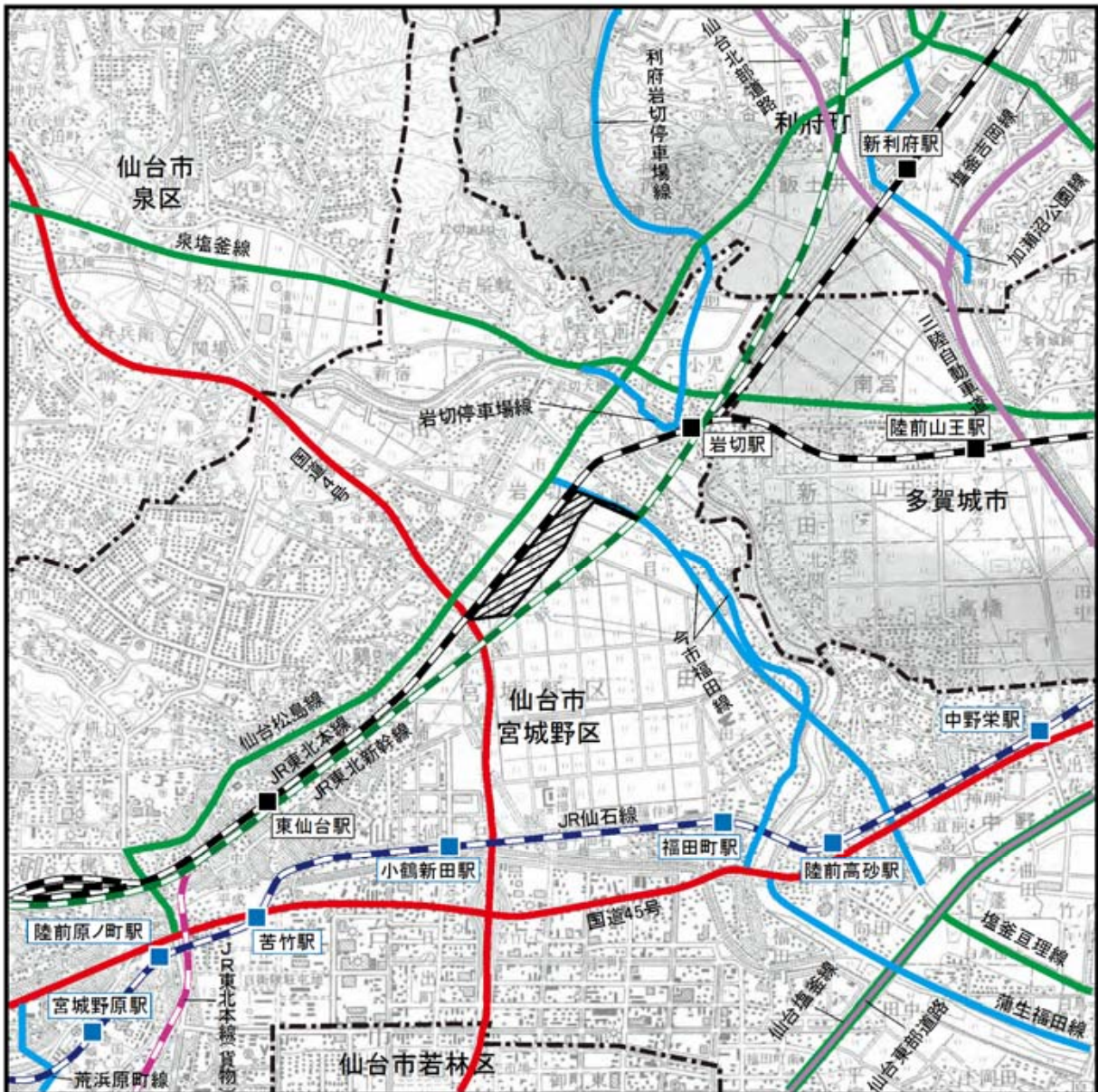
#### (1) 交通

##### ア 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図 3.2-7 に示すとおりである。

計画地は JR 仙石線の小鶴新田駅及び福田町駅の北、JR 東北本線の東仙台駅の北東及び岩切駅の南西に位置しており、JR 東北本線と JR 東北新幹線の間位置している。

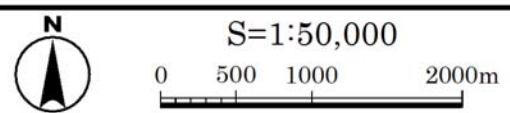
計画地周辺の道路は、計画地の西側に国道 4 号、計画地の北側に主要地方道仙台松島線がある。



凡例

- : 計画地
- : 市町・区境界線
- : 国道
- : 県道
- : 主要地方道
- : 有料道路
- : 鉄道(新幹線)
- : 鉄道(JR東北本線)
- : 鉄道(JR東北本線(貨物))
- : 鉄道(JR仙石線)

図 3.2-7 交通網図





## イ 交通量

### (鉄道)

計画地周辺の駅における乗車人数は、表 3.2-27、図 3.2-8 及び図 3.2-9 に示すように、平成 24 年度における一日の平均乗車人数は JR 仙石線の小鶴新田駅が 5,380 人、福田町駅が 3,533 人であり、JR 東北本線の東仙台駅が 3,161 人、岩切駅が 4,260 人である。

表 3.2-27 計画地周辺の駅の乗車人数の推移(1日平均乗車人員)

| 路線名        | 駅名                 | H15<br>年度 | H16<br>年度 | H17<br>年度 | H18<br>年度 | H19<br>年度 | H20<br>年度 | H21<br>年度 | H22<br>年度 | H23 <sup>※1</sup><br>年度 | H24<br>年度 |
|------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------------|-----------|
| JR<br>仙石線  | 宮城野原               | 4,881     | 4,816     | 5,580     | 5,478     | 5,701     | 5,772     | 5,648     | 5,429     | —                       | 5,244     |
|            | 陸前原ノ町              | 3,567     | 3,610     | 3,644     | 3,566     | 3,637     | 3,618     | 3,538     | 3,354     | —                       | 3,620     |
|            | 苦竹                 | 2,603     | 2,442     | 2,502     | 2,414     | 2,407     | 2,384     | 2,420     | 2,334     | —                       | 2,458     |
|            | 小鶴新田 <sup>※2</sup> | (1,166)   | 1,565     | 3,428     | 4,046     | 4,698     | 5,279     | 5,367     | 5,310     | —                       | 5,380     |
|            | 福田町                | 4,267     | 4,188     | 4,028     | 4,075     | 3,928     | 3,886     | 3,676     | 3,516     | —                       | 3,533     |
|            | 陸前高砂               | 4,329     | 4,489     | 4,603     | 4,670     | 4,671     | 4,849     | 4,859     | 4,659     | —                       | 4,788     |
|            | 中野栄                | 3,764     | 3,815     | 3,742     | 3,679     | 3,733     | 4,221     | 4,321     | 4,144     | —                       | 4,718     |
| JR<br>東北本線 | 東仙台                | 3,762     | 3,546     | 3,351     | 3,270     | 3,277     | 3,253     | 3,159     | 3,019     | 2,961                   | 3,161     |
|            | 岩切                 | 3,361     | 3,446     | 3,603     | 3,811     | 4,036     | 4,094     | 4,119     | 3,984     | 4,059                   | 4,260     |
|            | 陸前山王 <sup>※3</sup> | 442       | 432       | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —                       | —         |
|            | 新利府 <sup>※4</sup>  | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —                       | —         |

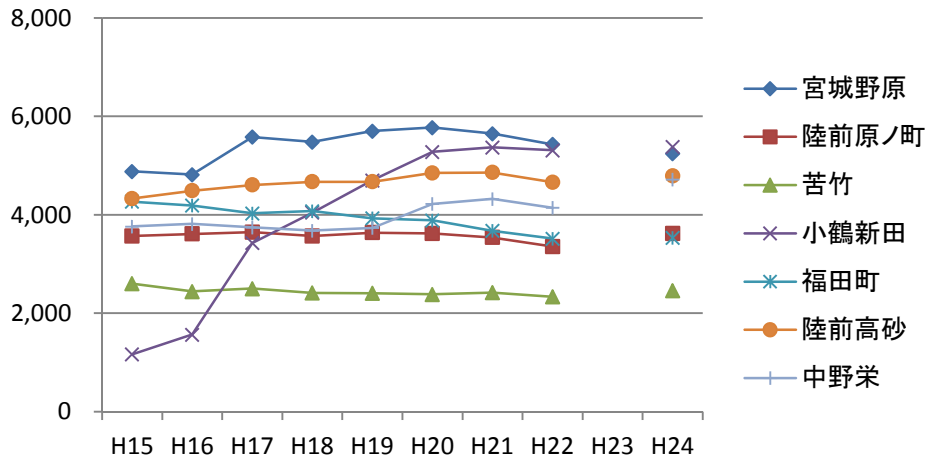
※1：平成 23 年度は東日本大震災の影響により運転を見合わせていた区間の駅については掲載されていない。

※2：小鶴新田駅は平成 16 年 3 月 13 日開業のため平成 15 年度の数値は参考値である。

※3：陸前山王駅(無人駅)は推計値。平成 17 年度以降は推計値のため公表されていない。

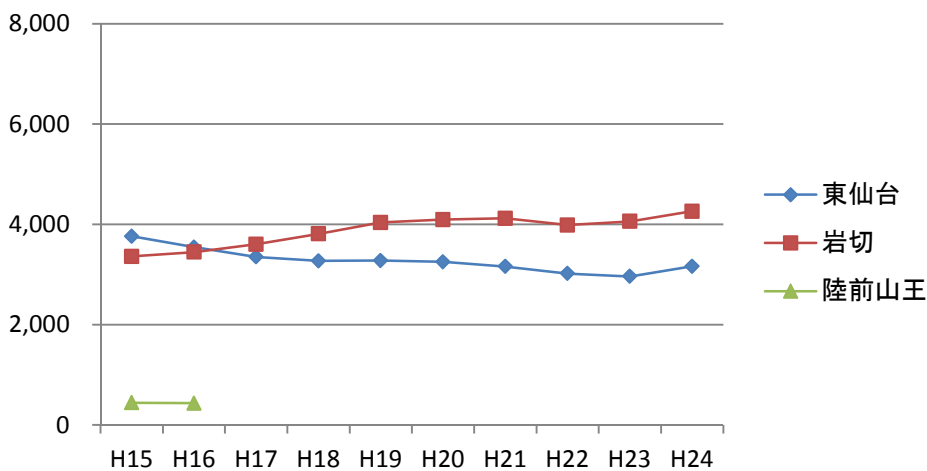
※4：新利府駅はデータの公表がない。

出典：「仙台市統計書 平成 25 年版」(仙台市)  
「平成 24 年度版統計書」(平成 26 年 2 月 多賀城市)



注 1) 1日平均乗車人員  
 2) 小鶴新田駅は平成16年3月13日開業のため平成15年度の数値は参考値である。  
 3) 平成23年度は東日本大震災の影響により運転を見合わせていた区間の駅については掲載されていない。  
 出典：仙台市統計書「平成25年版」(仙台市)

図 3.2-8 計画地周辺の駅における乗車人数の推移 (JR 仙石線)



注 1) 1日平均乗車人員  
 2) 陸前山王駅(無人駅)は推計値。平成17年度以降は推計値のため公表されていない。  
 出典：仙台市統計書「平成25年版」(仙台市)  
 平成24年度版統計書(平成26年2月 多賀城市)

図 3.2-9 計画地周辺の駅における乗車人数の推移 (JR 東北本線)

(道路)

計画地周辺の自動車交通量の調査地点は図 3.2-10 に、平成 25 年の自動車交通量調査結果は表 3.2-28 に示すとおりである。

燕沢(No. 2)の交通量は、平日 12 時間交通量で 80,103 台、今市東(No. 5)では 39,196 台となっている。

平成 20 年の交通量に対して平成 25 年の交通量が増加したのは鶴ヶ谷(No. 1)、田子(No. 4)、洞ノ口(No. 6)、鶴が丘団地入口(No. 8)であり、その他の交差点においては、交通量は減少している。

表 3.2-28 自動車交通量調査結果(平成 25 年, 平日, 仙台市)

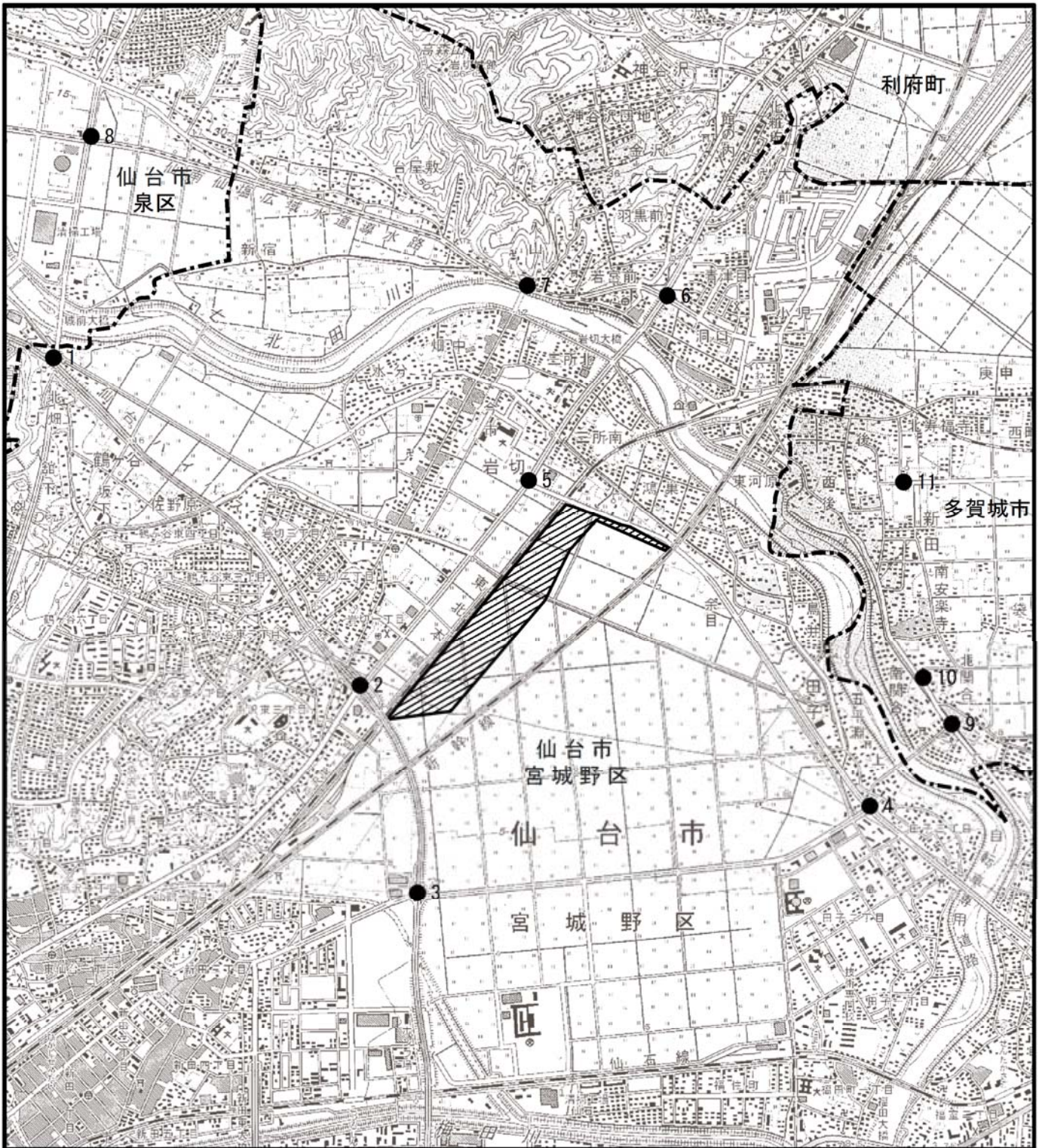
| No. | 交差点名称   | 12 時間交通量(台) |        |        |        |     | 自動車類計  | 12 時間交通量伸率<br>H25/H20 |
|-----|---------|-------------|--------|--------|--------|-----|--------|-----------------------|
|     |         | 二輪車         | 小型貨物車  | 乗用車    | 大型貨物車  | バス  |        |                       |
| 1   | 鶴ヶ谷     | 912         | 8,314  | 38,562 | 6,873  | 165 | 53,914 | 1.12                  |
| 2   | 燕沢      | 1,176       | 13,634 | 55,461 | 10,708 | 300 | 80,103 | 0.94                  |
| 3   | 小鶴      | 1,047       | 13,267 | 50,351 | 9,271  | 244 | 73,133 | 0.98                  |
| 4   | 田子      | 458         | 4,599  | 18,257 | 4,006  | 114 | 26,976 | 1.10                  |
| 5   | 今市東     | 433         | 4,274  | 28,078 | 6,661  | 183 | 39,196 | 0.99                  |
| 6   | 洞ノ口     | 769         | 8,418  | 35,427 | 6,851  | 255 | 50,951 | 1.07                  |
| 7   | 今市橋     | 804         | 3,832  | 22,178 | 1,603  | 176 | 27,789 | 0.99                  |
| 8   | 鶴が丘団地入口 | 605         | 4,310  | 24,546 | 1,886  | 262 | 31,004 | 1.21                  |

出典：「交差点交通量調査データ(平成 20, 25 年度)」(仙台市都市整備局交通政策課)




表 3.2-29 自動車交通量調査結果(平成 20 年, 平日, 多賀城市)

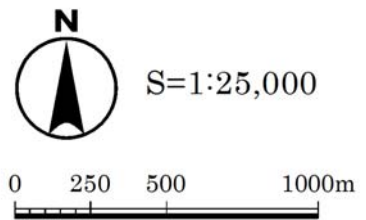
| No. | 地点名      | 12 時間交通量(台) |    |       |       |       |
|-----|----------|-------------|----|-------|-------|-------|
|     |          | 乗用車         | バス | 小型貨物車 | 大型貨物車 | 自動車類計 |
| 9   | 26(南関合)  | 6,712       | 31 | 1,597 | 236   | 8,576 |
| 10  | 27(北関合)  | 5,578       | 27 | 1,284 | 164   | 7,053 |
| 11  | 28(南寿福寺) | 6,281       | 26 | 998   | 207   | 7,512 |

出典：「平成 20 年度仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務調査報告書」  
(平成 21 年 2 月 株式会社パスコ)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 交差点交通量調査地点 (1~11)



出典：「交差点交通量調査データ（平成25年度）」  
 （仙台市都市整備局交通政策課）  
 「平成20年度仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務  
 調査報告書」（平成21年2月 株式会社パスコ）

図 3.2-10  
 交通量調査地点図

## (2) 上水道

仙台市及び多賀城市の水道施設状況は表 3.2-30 及び表 3.2-31 に示す。仙台市及び多賀城市の水道普及状況の推移は表 3.2-32 及び表 3.2-33 に示す。仙台市の上水道の配水区域を図 3.2-11、配水系統図を図 3.2-12、多賀城市の排水系統図を図 3.2-13 に示す。

仙台市及び多賀城市においては、給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成 24 年度の水道普及率は仙台市が 99.6%、多賀城市が 100.0%であり、普及率の推移を見ると横ばい傾向にある。

調査範囲は全域給水区域になっており、「宮床ダム」、「七北田ダム」を取水源とし「福岡浄水場」から配水、「釜房ダム」を取水源とし「茂庭浄水場」から配水されている。

表 3.2-30 水道施設状況(平成 24 年度, 仙台市)

| 項目          | 箇所数<br>(箇所) | 計画給水人口又は<br>確認時給水人口(人) | 給水人口<br>(人) |
|-------------|-------------|------------------------|-------------|
| 上水道         | 1           | 1,033,000              | 1,034,050   |
| 簡易水道        | 0           | 0                      | 0           |
| 専用水道        | 57          | 15,200                 | 6,129       |
| 合計          | 58          | 1,038,576              | 1,035,032   |
| 行政区域内総人口(人) | 1,038,522   |                        |             |
| 普及率(%) (※)  | 99.6        |                        |             |

※：(普及率) = (給水人口) / (行政区内総人口) × 100

出典：「宮城県の水道」(平成 26 年 3 月更新 宮城県食と暮らしの安全推進課)

表 3.2-31 水道施設状況(平成 24 年度, 多賀城市)

| 項目          | 箇所数<br>(箇所) | 計画給水人口又は<br>確認時給水人口(人) | 給水人口<br>(人) |
|-------------|-------------|------------------------|-------------|
| 上水道         | 2           | 63,070                 | 61,789      |
| 簡易水道        | 0           | 0                      | 0           |
| 専用水道        | 3           | 1,600                  | 800         |
| 合計          | 5           | 63,070                 | 61,789      |
| 行政区域内総人口(人) | 61,792      |                        |             |
| 普及率(%) (※)  | 100.0       |                        |             |

※：(普及率) = (給水人口) / (行政区内総人口) × 100

出典：「宮城県の水道」(平成 26 年 3 月更新 宮城県食と暮らしの安全推進課)

表 3.2-32 水道普及状況の推移(仙台市)

| 年次       | 給水戸数(戸) | 給水人口(人)   | 普及率(%) |
|----------|---------|-----------|--------|
| 平成 20 年度 | 452,659 | 1,013,390 | 99.4   |
| 平成 21 年度 | 457,179 | 1,017,407 | 99.4   |
| 平成 22 年度 | 461,047 | 1,019,713 | 99.5   |
| 平成 23 年度 | 468,910 | 1,028,015 | 99.6   |
| 平成 24 年度 | 475,324 | 1,037,351 | 99.6   |

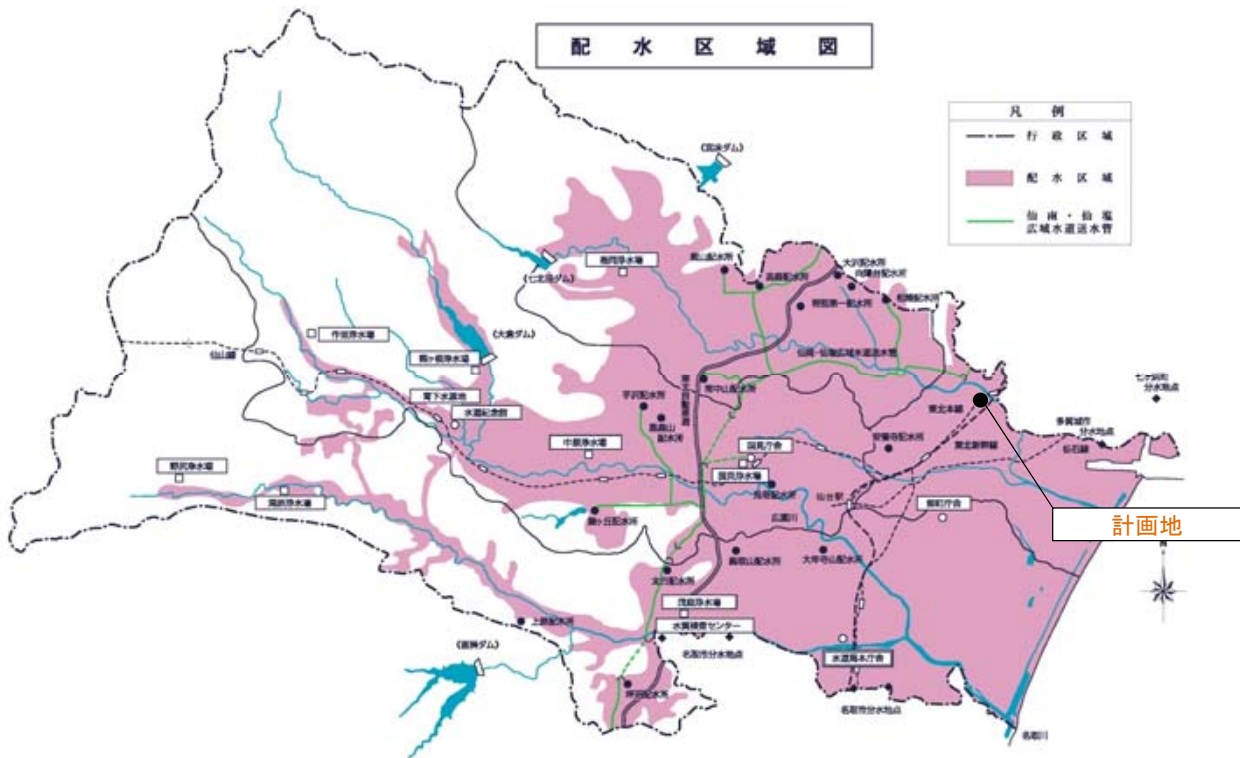
出典：「仙台市統計書」 「平成 25 年版」(仙台市)

表 3.2-33 水道普及状況の推移(多賀城市)

| 年次     | 給水戸数(戸) | 給水人口(人) | 普及率(%) |
|--------|---------|---------|--------|
| 平成20年度 | 22,036  | 56,568  | 100.0  |
| 平成21年度 | 22,214  | 56,470  | 100.0  |
| 平成22年度 | 22,263  | 56,147  | 100.0  |
| 平成23年度 | 21,861  | 54,980  | 100.0  |
| 平成24年度 | 22,220  | 55,353  | 100.0  |

出典：「平成24年度版統計書」(平成26年2月 多賀城市)

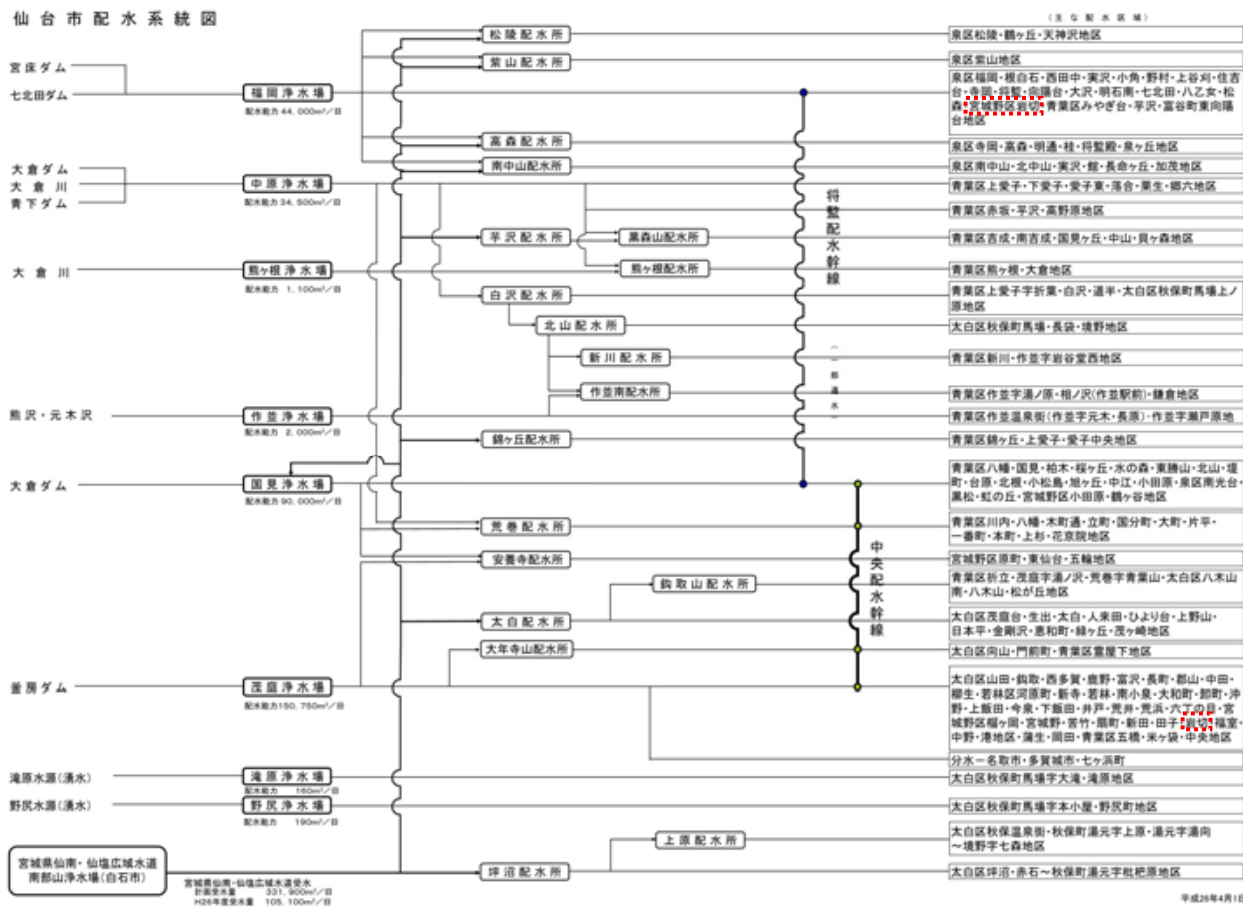
平成26年4月1日



出典：「事業概要」(平成26年4月 仙台市水道局)

- 31 -

図 3.2-11 配水区域図(仙台市)



注) 図内の赤点線が計画地の排水区域  
出典：「事業概要」(平成26年4月 仙台市水道局)

図 3.2-12 配水系統図(仙台市)



出典：「浄水場や配水池などの水のながれ」(多賀城市上水道部)

図 3.2-13 配水系統図(多賀城市)

### (3) 下水道

仙台市及び多賀城市の下水道普及率等の推移は表 3.2-34 及び表 3.2-35 に示すとおりである。  
平成 25 年度の下水道普及率は仙台市が 98.0%、多賀城市が 99.8%であり、普及率の推移はともに増加傾向である。

仙台市及び多賀城市の下水道計画の市町村別構想図は図 3.2-14 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

表 3.2-34 下水道普及率等の推移(各年 3 月 31 日現在, 仙台市)

| 年次      | 行政区域内<br>人口(人) | 処理区域内<br>人口(人) | 下水道普及率<br>(%) | 処理率<br>(%) |
|---------|----------------|----------------|---------------|------------|
| 平成 21 年 | 1,006,522      | 982,061        | 97.6          | 96.7       |
| 平成 22 年 | 1,010,256      | 986,850        | 97.7          | 96.8       |
| 平成 23 年 | 1,011,592      | 988,851        | 97.8          | 97.0       |
| 平成 24 年 | 1,020,241      | 999,089        | 97.9          | 97.2       |
| 平成 25 年 | 1,038,522      | 1,017,716      | 98.0          | 97.3       |

出典：「下水道処理人口普及率(平成 20 年度～平成 24 年度)」(宮城県下水道課)

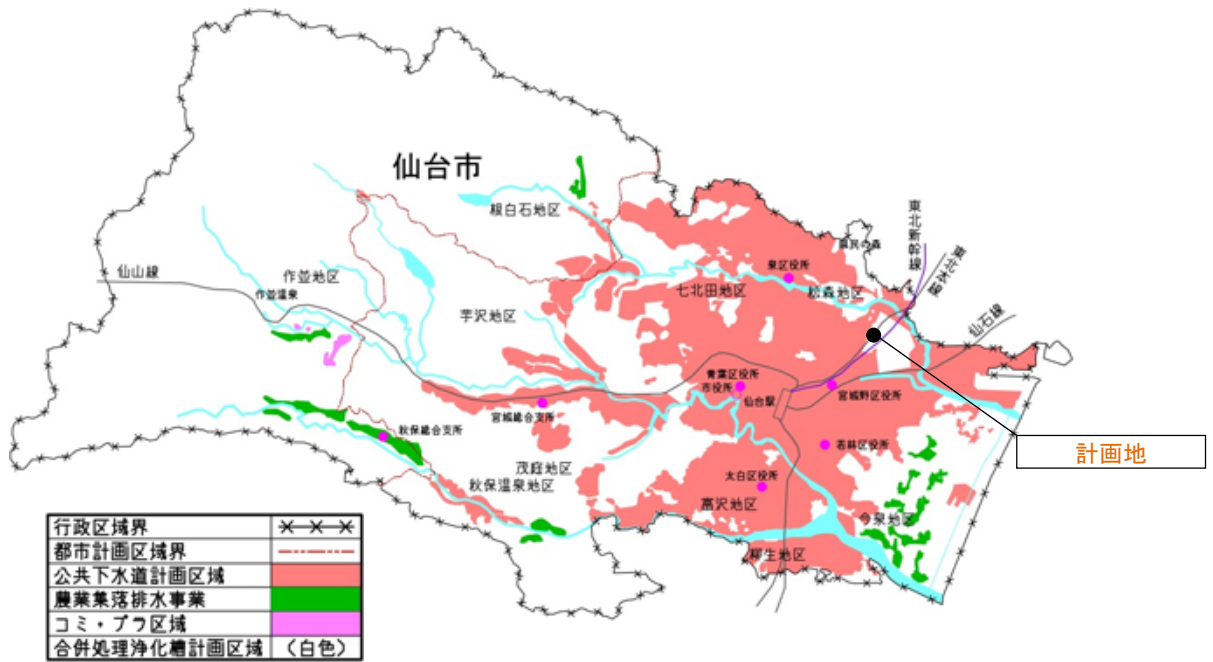
表 3.2-35 下水道普及率等の推移(各年 3 月 31 日現在, 多賀城市)

| 年次       | 行政区域内<br>人口(人) | 処理区域内<br>人口(人) | 下水道普及率<br>(%) | 処理率<br>(%) |
|----------|----------------|----------------|---------------|------------|
| 平成 21 年  | 62,861         | 62,437         | 99.3          | 95.2       |
| 平成 22 年  | 62,658         | 62,262         | 99.4          | 95.3       |
| 平成 23 年* | —              | —              | —             | —          |
| 平成 24 年  | 61,166         | 60,997         | 99.7          | 97.3       |
| 平成 25 年  | 61,792         | 61,643         | 99.8          | 97.5       |

※：平成 23 年については東日本大震災により測定結果なし

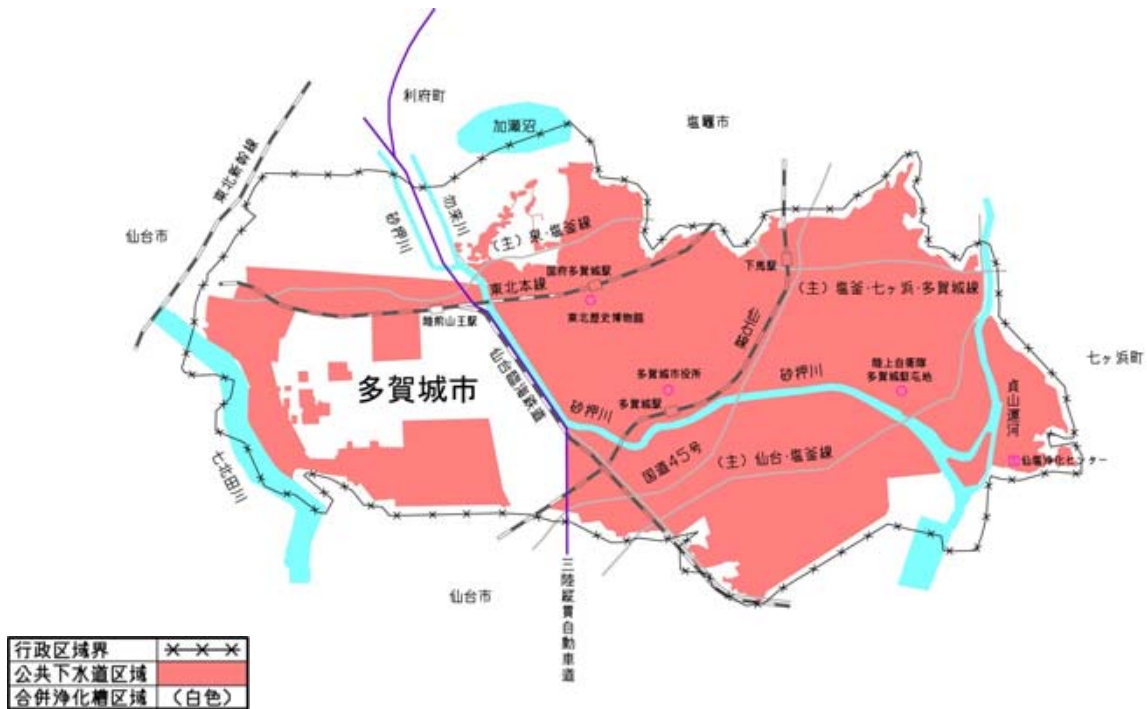
出典：「下水道処理人口普及率(平成 20 年度～平成 24 年度)」(宮城県下水道課)





出典：「下水道計画/甦る水環境みやぎ」  
 (HP：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gesui/31-kihonkoso.html 宮城県下水道課)

図 3.2-14 下水道計画市町村別構想図(仙台市)



出典：「下水道計画/甦る水環境みやぎ」  
 (HP：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gesui/31-kihonkoso.html 宮城県下水道課)

図 3.2-15 下水道計画市町村別構想図(多賀城市)

#### (4) 工業用水

宮城県企業局が行う工業用水事業のうち調査範囲に係る事業は、図 3.2-16 及び表 3.2-36 に示すとおり「仙塩工業用水道事業」、「仙台圏工業用水道事業」がある。

「仙塩工業用水道事業」は、昭和 36 年 11 月から仙塩地区への給水が開始され、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。また、平成 6 年 4 月からは、仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。

「仙台圏工業用水道事業」は、仙台港背後地の工業開発により既設の「仙塩工業用水道事業」のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 51 年 10 月から給水を開始している。仙台港背後地のほか、名取市及び利府町の企業にも給水している。



出典：「宮城県 HP」 <http://www.pref.miyagi.jp/ko-suidou/area.htm>

図 3.2-16 工業用水事業の概況図

表 3.2-36 工業用水事業の概要

| 区分   | 仙塩工業用水道事業   | 仙台圏工業用水道事業   |
|------|---|--|
| 水源   | 一級河川名取川水系大倉川<br>(大倉ダム)  | 一級河川名取川水系基石川<br>(釜房ダム)   |
| 取水   | 広瀬川四ッ谷堰<br>(仙台市青葉区折立郷六)<br>大倉ダム放流水<br>一日最大 100,000 m <sup>3</sup>       | 名取川頭首工<br>(名取市高館熊野堂)<br>釜房ダム放流水<br>一日最大 100,000 m <sup>3</sup> |
| 給水能力 | 一日最大 100,000 m <sup>3</sup>   | 一日最大 100,000 m <sup>3</sup>                                    |
| 水質等  | (水温)摂氏 1 度～25 度<br>(濁度)10 度以下<br>(水素イオン濃度)pH6.0～8.0<br>(総硬度)120 mg/L 以下 | 原水供給   |
| 給水区域 | 仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ<br>浜町・利府町・富谷町・大和町                                       | 仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名<br>取市・利府町                                      |

出典：「宮城県 HP」

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/senen-kougyouyou-suidoul.html>

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/sendaiken1.html>

### (5) 農業用水

調査範囲では、七北田川、砂押川、勿来川及び原谷地川に農業用の堰や揚水機が設置されている。施設概要は表 3.2-37 に、位置図は図 3.2-17 に示すとおりである。

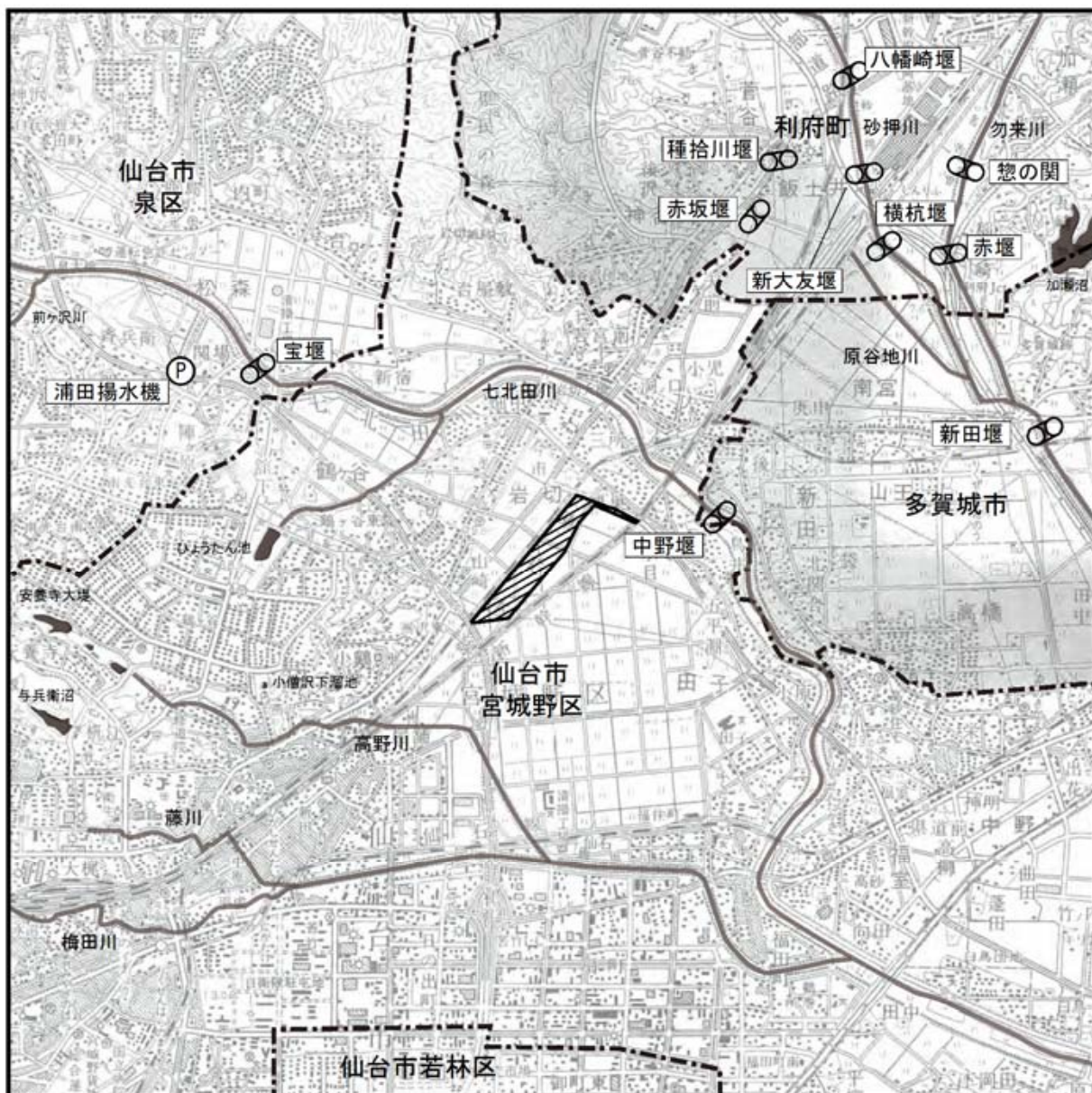
「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、計画地の周辺には七北田川の中野堰があり、取水量は 0.4300 m<sup>3</sup>/秒～0.8000 m<sup>3</sup>/秒である。

また、計画地周辺の用排水路等の位置を図 3.1-18 に示す。

表 3.2-37 農業用水取水施設の概要

| 河川名  | 施設名   | 所在地           | 取水量(m <sup>3</sup> /秒) |        | 施設所有者  | 施設管理者      |
|------|-------|---------------|------------------------|--------|--------|------------|
|      |       |               | 代播き期                   | 普通期    |        |            |
| 七北田川 | 中野堰   | 多賀城市後新田 14    | 0.8000                 | 0.4300 | 高砂水利組合 | 高砂水利組合     |
|      | 宝堰    | 仙台市泉区七北田字松森   | 0.7000                 | 0.6000 | 多賀城市   | 宝堰加瀬溜井管理組合 |
|      | 浦田揚水機 | 仙台市泉区松森字上河原   | 0.0200                 | 0.0200 | 齋藤長志   | 齋藤長志       |
| 砂押川  | 新田堰   | 多賀城市市川        | 0.4500                 | 0.2500 | 多賀城市   | 多賀城市       |
|      | 新大友堰  | 宮城県利府町字新大友    | 0.0500                 | 0.0400 | 利府町    | 利府町        |
|      | 八幡崎堰  | 宮城郡利府町利府字松本地内 | 0.2400                 | 0.2000 | 利府町    | 利府町        |
| 勿来川  | 赤堰    | 宮城郡利府町加瀬字窪地内  | 0.1500                 | 0.1200 | 利府町    | 利府町        |
|      | 惣の堰   | 宮城郡利府町加瀬字窪地内  | 0.0640                 | 0.0450 | 利府町    | 利府町        |
| 原谷地川 | 横杭堰   | 宮城郡利府町菅谷      | 0.0400                 | 0.0300 | 利府町    | 利府町        |
|      | 赤坂堰   | 宮城郡利府町菅谷      | 0.0300                 | 0.0200 | 利府町    | 利府町        |
|      | 種拾川堰  | 宮城郡利府町菅谷字東浦   | 0.0500                 | 0.0400 | 利府町    | 利府町        |

出典：「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県農林水産部農村振興課)



凡 例

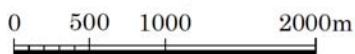
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 河川
-  : 湖沼
-  : 堰
-  : 揚水機場

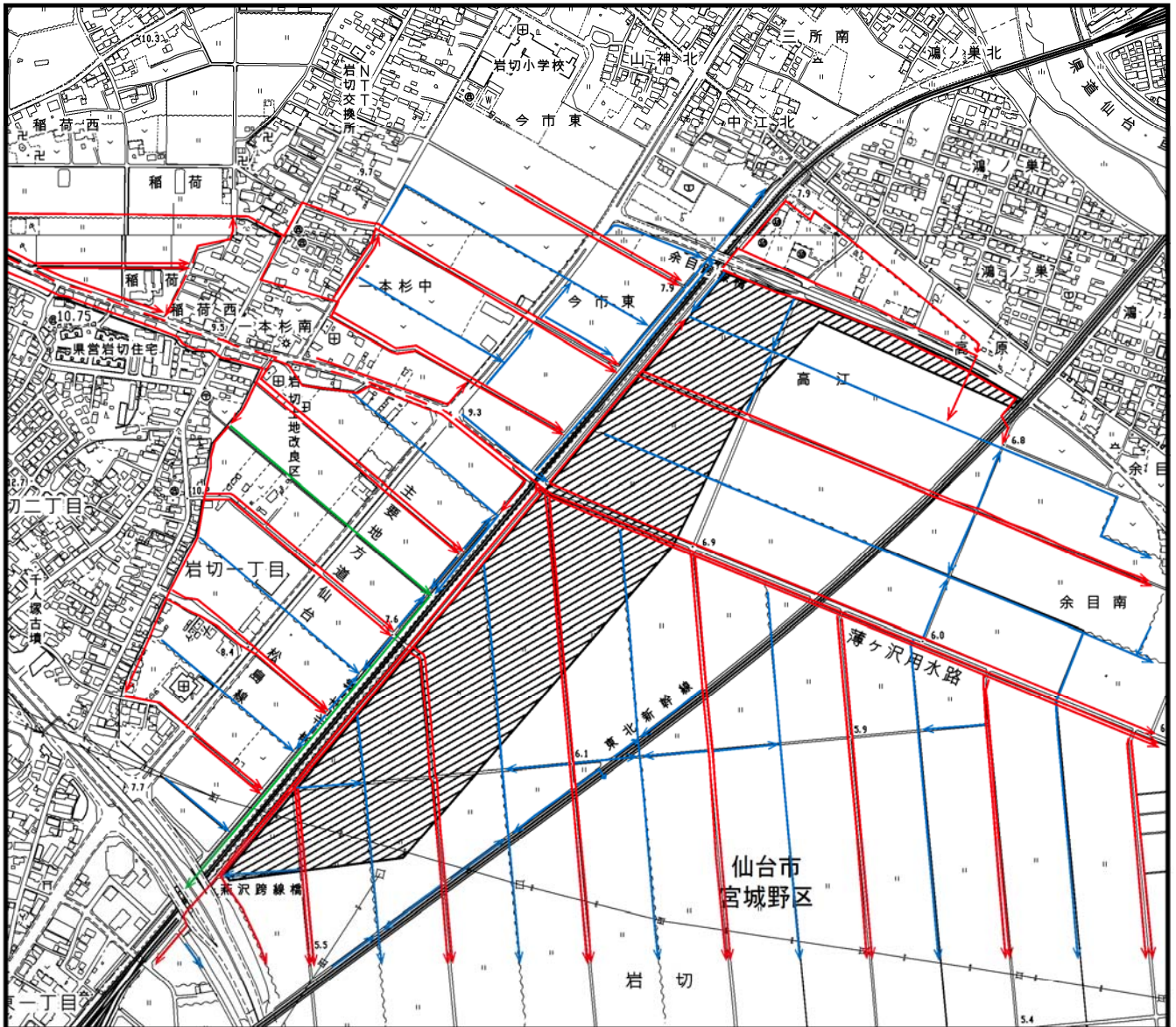
出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改定五版」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)  
「河川取水施設図」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)  
<http://www.pref.miyagi.jp/nosonshin/kouikisuirityousei/jpeg/02%20yousui/y50023.jpg>

図 3.2-17 河川取水施設図



S=1:50,000






凡 例

 : 計画地

 : 農業用水路

 : 農業排水路

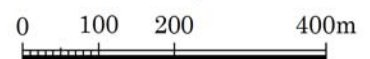
 : 雨水幹線

出典:「用水路等位置図」(仙台市経済局農林部)

図 3.2-18 計画地周辺の用排水路図等位置図



S=1:10,000



(6) 漁業権

調査範囲で漁業権が設定されている河川及び湖沼はない。

(7) 廃棄物処理施設等

仙台市及び多賀城市のごみ排出量の推移は、表 3.2-38 及び表 3.2-39 に示すとおりである。

仙台市の平成 25 年度におけるごみ排出量は 390,383t であり、平成 21 年度～平成 23 年度まで増加し、平成 23 年度～平成 25 年度まで減少した。また、多賀城市の平成 25 年度の 21,676t であった。

処理内訳では、仙台市及び多賀城市において、大半が焼却であり、約 1 割が資源化されている。仙台市において生活ごみは委託収集し処理しているが、事業ごみについては排出者の責務とし、自ら搬入出来ないものは許可業者による収集体制となっている。

調査範囲内における廃棄物処理施設は表 3.2-40 に示すとおりである。仙台市の松森工場と多賀城市、利府町、七ヶ浜町、松島町の 1 市 3 町で構成されている宮城東部衛生処理組合のごみ処理場がある。調査範囲における産業廃棄物処理業者は表 3.2-41 に示すとおり、計画地の周囲に 5 つの産業廃棄物処理業者(中間処理の許可業者)の処理施設が立地している。

調査範囲における市町村ごみ処理施設及び産業廃棄物処理業者の設置位置は図 3.2-19 に示すとおりである。

表 3.2-38 ごみ排出量の推移(仙台市)

| 年度      |      | 平成<br>21 年度 | 平成<br>22 年度 | 平成<br>23 年度 | 平成<br>24 年度 | 平成<br>25 年度 |
|---------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人口(人)   |      | 1,033,515   | 1,045,986   | 1,049,493   | 1,060,877   | 1,068,511   |
| ごみ総量(t) |      | 366,785     | 367,436     | 412,717     | 393,848     | 390,383     |
| 処理内訳(t) | 焼却   | 316,591     | 319,136     | 346,784     | 340,319     | 336,897     |
|         | 埋め立て | 5,386       | 4,819       | 17,884      | 5,901       | 4,842       |
|         | 資源化  | 44,808      | 43,481      | 48,049      | 47,628      | 48,644      |
|         | 計    | 366,785     | 367,436     | 412,717     | 393,848     | 390,383     |

出典：「平成 26 年度環境局事業概要」(平成 26 年度 仙台市環境局)

表 3.2-39 ごみ排出量の推移(多賀城市)

| 年度      |      | 平成<br>21 年度 | 平成<br>22 年度 | 平成<br>23 年度 | 平成<br>24 年度 | 平成<br>25 年度 |
|---------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人口(人)   |      | 62,971      | 62,612      | 61,451      | 61,792      | 62,048      |
| ごみ総量(t) |      | 21,257      | 20,483      | 23,590      | 22,327      | 21,676      |
| 処理内訳(t) | 焼却   | 18,783      | 18,113      | 20,354      | 19,414      | 18,994      |
|         | 埋め立て | 84          | 86          | 81          | 95          | 107         |
|         | 資源化  | 2,390       | 2,284       | 3,155       | 2,818       | 2,575       |
|         | 計    | 21,257      | 20,483      | 23,590      | 22,327      | 21,676      |

出典：多賀城市市民経済部生活環境課聞き取り(平成 26 年 9 月)

表 3.2-40 市町村ごみ処理場概要

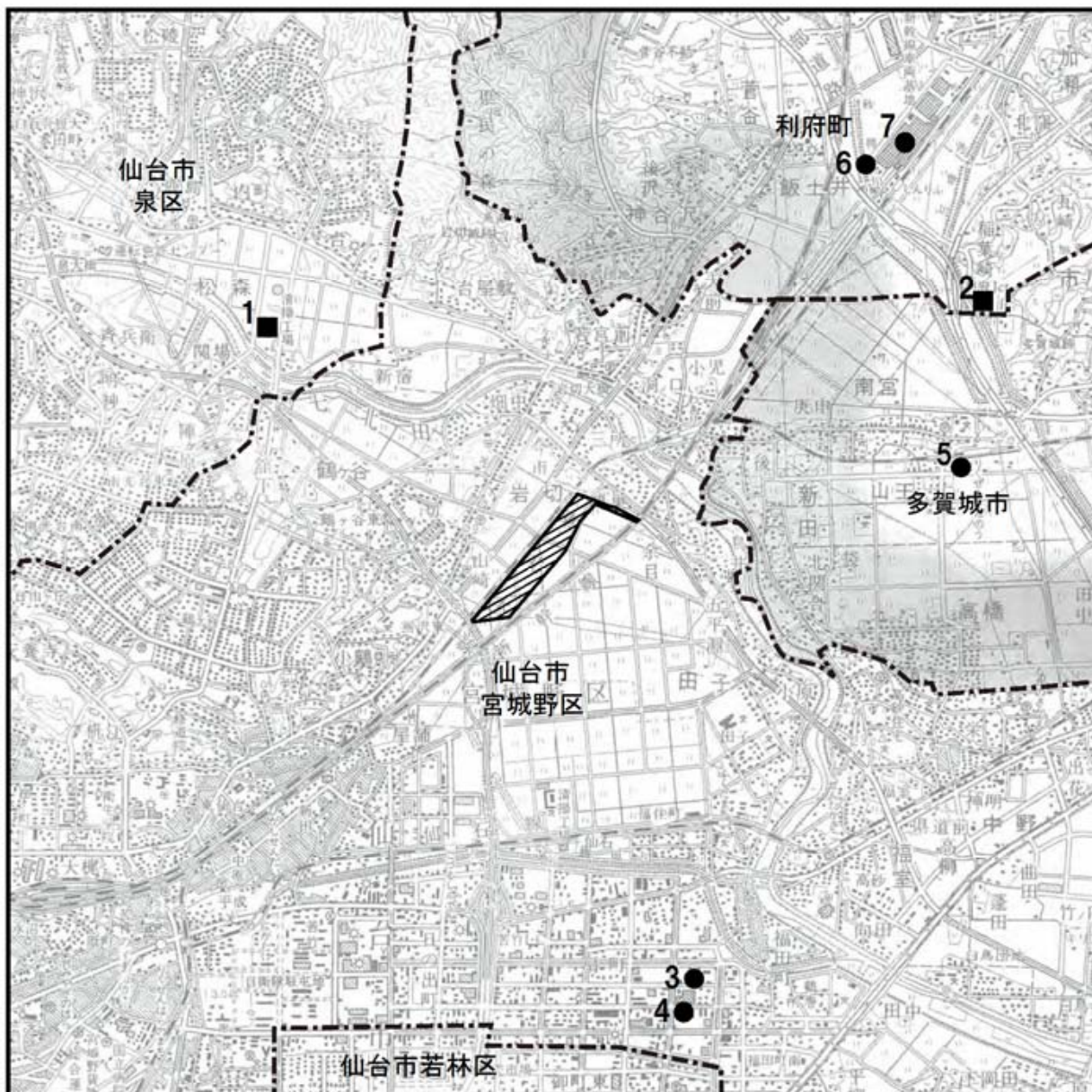
| 施設名      |                | 管理者                        | 敷地面積<br>(㎡)   | 炉形式         | 処理能力                            | 処理方式                    | 選別方式                    |   |
|----------|----------------|----------------------------|---------------|-------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|---|
| 1        | 松森工場           | 仙台市                        | 33,924        | 全連続燃焼式ストーカ炉 | 600t/日<br>(200t/24h×3 炉)        | —                       | —                       |   |
| 2        | 宮城東部<br>衛生処理組合 | 多賀城市<br>利府町<br>七ヶ宿町<br>松島町 | ごみ<br>焼却施設    | 7,895       | 全連続燃焼式焼却炉                       | 180t/日<br>(90t/24h×2 炉) | —                       | —   |
|          |                |                            | リサイクル<br>選別施設 | 7,895       | —                               | 30t/5h                  | 手選別・<br>機械選別<br>併設      | 5 種類<br>スチール缶<br>アルミ缶<br>無色ビン<br>茶色ビン<br>その他色ビン |
|          |                |                            | ビン<br>カン      | 7,895       | —                               | 30t/5h                  | 手選別・<br>機械選別<br>併設      | 5 種類<br>スチール缶<br>アルミ缶<br>無色ビン<br>茶色ビン<br>その他色ビン |
|          |                |                            | ペット<br>ボトル    | 7,895       | —                               | 1.5t/5h                 | ペットボトル<br>減容圧縮機         | —   |
|          |                |                            | プラス<br>チック    | 7,895       | —                               | 10t/5h                  | その他プラスチック製<br>容器包装選別減容器 | —   |
| 粗大ごみ処理施設 | 7,895          | —                          | 30t/5h        | 乾式回転式       | 自動選別方式<br>(可燃物・<br>不燃物・<br>地生物) |                         |                         |   |

出典：「ごみ処理施設」(仙台市 HP : <http://www.city.sendai.jp/shisetsu/kankyo/gomishori/index.html>)  
 「宮城東部衛生処理組合」(HP : [http://www.miyagitoubu.jp/01kumiai\\_shoukai/kumiai\\_shoukai.htm](http://www.miyagitoubu.jp/01kumiai_shoukai/kumiai_shoukai.htm))





表 3.2-41 産業廃棄物処理業者(平成 26 年 6 月 30 日現在)

| 許可業者名 | 施設所在地                       | 中間処理できる産業廃棄物の種類(○)             |    |    |    |       |     |     |     |      |       |         |      |      |       | 事業内容備考 |     |      |       |      |      |     |         |   |
|-------|-----------------------------|--------------------------------|----|----|----|-------|-----|-----|-----|------|-------|---------|------|------|-------|--------|-----|------|-------|------|------|-----|---------|---|
|       |                             | 燃え殻                            | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 廃プラ | 紙くず | 木くず | 繊維くず | 動植物残渣 | 動物固形不要物 | ゴムくず | 金属くず | ガラスコン |        | 鉱さい | がれき類 | 家畜ふん尿 | 家畜死体 | ばいじん | その他 | 自動車等破砕物 |   |
| 3     | オデッサ・テクノス株式会社               | 仙台市宮城野区<br>扇町 7-1-31           |    | ○  |    |       |     |     |     |      |       |         |      |      |       |        |     |      |       |      |      |     |         | 造粒固化(移動式)<br>→汚泥:120 m <sup>3</sup> /日<br>(8 時間稼働)<br>仙台市内を除く宮城県内<br>一円(排出事業場内に限る。)                                       |
| 4     | 大和工業株式会社                    | 仙台市宮城野区<br>扇町 7-3-43           |    | ○  |    |       |     |     |     |      |       |         |      |      |       |        |     |      |       |      |      |     |         | 破砕(移動式)①→<br>木くず:301.6t/日<br>(8 時間稼働)<br>破砕(移動式)②→<br>がれき類:3,696t/日<br>(8 時間稼働)<br>破砕(移動式)③→<br>がれき類:3,200t/日<br>(8 時間稼働) |
| 5     | 草刈建設株式会社                    | 多賀城市山王字<br>山王三区 63             |    |    |    |       |     |     |     |      |       |         |      |      |       |        |     | ○    |       |      |      |     |         | 破砕(移動式)120t/日<br>(8 時間稼働)<br>破砕(移動式)648t/日<br>(8 時間稼働)<br>破砕:がれき類 608t/8h   |
| 6     | 佐藤工業株式会社                    | 宮城郡利府町<br>利府字新谷地脇<br>5-10,5-11 |    | ○  |    | ○     | ○   |     |     |      |       |         |      |      |       |        |     |      |       |      |      |     |         | 発酵堆肥化施設→<br>汚泥,動植物性残渣:<br>54t/日(24 時間稼働)  |
| 7     | 株式会社<br>ジェイアールテクノ<br>サービス仙台 | 宮城郡利府町<br>利府字新谷地脇              |    | ○  |    |       |     |     |     |      |       |         |      |      |       |        |     |      |       |      |      |     |         | 脱水→汚泥:8 m <sup>3</sup> /日<br>(8 時間稼働)   |

出典：産業廃棄物処理業者名簿(平成 26 年 9 月 1 日更新 宮城県循環型社会推進課)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 市町村ごみ処理施設(1~2)
-  : 産業廃棄物中間処理施設(3~7)

出典:「産業廃棄物処理業者名簿(平成26年9月1日更新 宮城県循環型社会推進課)  
「ごみ処理施設」(仙台市HP:<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/kankyo/gomishori/index.html>)  
「宮城東部衛生処理組合」(HP:[http://www.miyagitoubu.jp/01kumiai\\_shoukai/kumiai\\_shoukai.htm](http://www.miyagitoubu.jp/01kumiai_shoukai/kumiai_shoukai.htm))

図 3.2-19 市町村ごみ処理施設及び産業廃棄物処理業者の施設設置位置



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



#### 3.2.4 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の学校、病院、社会福祉施設等は、表 3.2-42～表 3.2-43、及び図 3.2-20 に示すとおりである。

住宅の配置の状況は、「3.2.2 土地利用 (1) 土地利用状況」に示したように、計画地が水田地帯(市街化調整区域)に位置し、水田等を挟んで住宅地が広がっている。計画地に近い住宅地の用途地域指定は第一種及び第二種住居地域となっている。

なお、学校、病院、文化施設、社会福祉施設等の施設配置の将来計画は確認されていない。

これら施設等に対し、主に考えられる環境影響は、以下のとおりである。

- ・工事の実施、供用後の施設の稼働及び重機等の稼働による大気環境、水環境、土壌環境等への影響
- ・工事用車両や施設への走行・運搬する車両による大気環境等への影響
- ・供用後の鉄道の走行による大気環境への影響

表 3.2-42 配慮が必要な施設等(1/2)

| 幼稚園 |                   | 保育園    |                     |
|-----|-------------------|--------|---------------------|
| 1   | 岩切東光第二幼稚園         | 1      | 岩切保育所               |
| 2   | 上田子幼稚園            | 2      | 鶴ヶ谷保育所              |
| 3   | 東盛幼稚園             | 3      | 福田町保育所              |
| 4   | はなぶさ幼稚園           | 4      | 田子希望園               |
| 5   | 東仙台幼稚園            | 5      | 東盛マイトリー園(東盛幼稚園内)    |
| 学校  |                   | 6      | 保育所新田こぼと園           |
| 1   | 岩切小学校             | 7      | ひかり保育園              |
| 2   | 鶴谷東小学校            | 8      | 新田すいせん保育所           |
| 3   | 燕沢小学校             | 9      | 福田町あしぐろ保育所          |
| 4   | 新田小学校             | 10     | 新田東すいせん保育所          |
| 5   | 田子小学校             | 11     | 仙台岩切あおぞら保育園         |
| 6   | 高砂小学校             | 12     | アスク小鶴新田保育園          |
| 7   | 鶴が丘小学校            | 13     | 多賀城すみれ保育園           |
| 8   | 岩切中学校             | スポーツ施設 |                     |
| 9   | 西山中学校             | 1      | 高砂庭球場               |
| 10  | 東仙台中学校            | 2      | 新田東総合運動場(元気フィールド仙台) |
| 11  | 田子中学校             | 3      | 仙台市民球場              |
| 12  | 東北学院中学校           | 4      | スポパーク松森             |
| 13  | 宮城県宮城野高等学校        |        |                     |
| 14  | 東北学院高等学校          |        |                     |
| 15  | 仙台市立鶴谷特別支援学校      |        |                     |
| 病院  |                   |        |                     |
| 1   | 仙台市医療センター仙台オープン病院 |        |                     |
| 2   | 仙台東脳神経外科病院        |        |                     |
| 3   | 岩切病院              |        |                     |

出典：「宮城野区ガイド」(平成26年4月 仙台市宮城野区)

「泉区ガイド」(平成26年4月 仙台市泉区)

幼稚園等一覧(平成26年4月1日現在 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

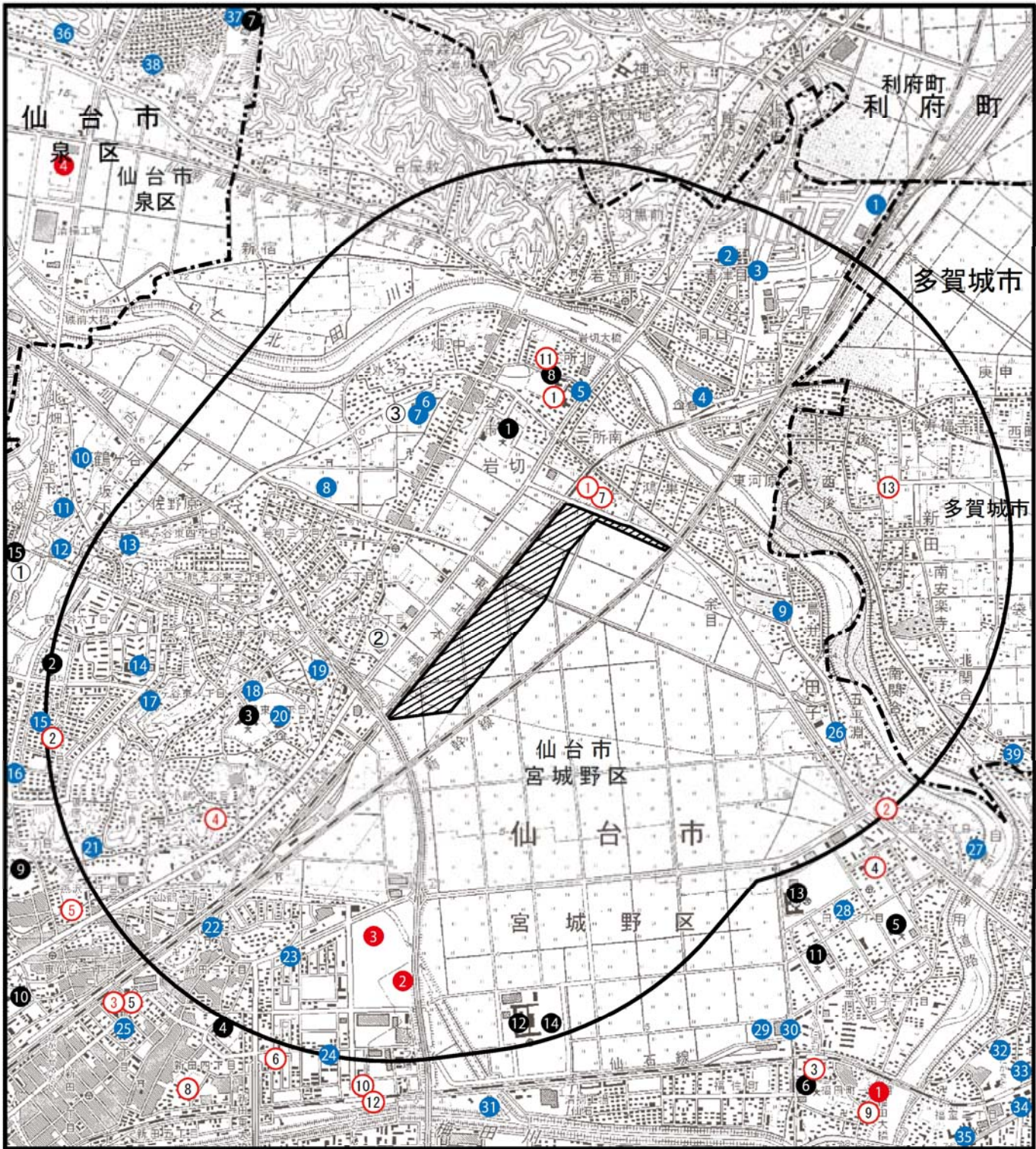
多賀城市内の保育所一覧(多賀城市)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kodomo/hoikusyo/ko-ho-hoikusyo.html>

表 3.2-43 配慮が必要な施設等(2/2)

| 福祉施設 |  |    |  |
|------|--|----|--|
| 1    | サニーライフ仙台宮城野(有料老人ホーム)                                 | 21 | グループホームかりんの家<br>(認知症高齢者グループホーム)  |
| 2    | 老人憩の家 岩切東  | 22 | アサヒサンクリーン(デイサービスセンター)<br>東仙台デイサービスセンター<br>(デイサービスセンター・認知症デイサービスセンター・元気応援教室)<br>地域包括支援センター 東仙台                    |
| 3    | アミーユ仙台岩切(有料老人ホーム)                                    |    |  |
| 4    | かむりの里(特別養護老人ホーム)<br>ひまわり(ケアハウス)<br>岩切デイサービスセンターかむりの里 | 23 | わかなの杜(デイサービスセンター・老人短期入所施設 ショートステイ)   |
| 5    | 老人憩の家 岩切   |    |  |
| 6    | 地域包括支援センター 岩切  | 24 | ツクイサンシャイン仙台(有料老人ホーム)   |
| 7    | ケアハウスインいわきり  | 25 | 老人憩の家 新田   |
| 8    | 愛の家グループホーム仙台岩切<br>(認知症高齢者グループホーム)                    | 26 | グループホームデイジー<br>(認知症高齢者グループホーム)   |
| 9    | 杜の家みやぎ(小規模多機能型委託介護)                                  | 27 | セントケア仙台田子(小規模多機能型委託介護)   |
| 9    | グループホームみやぎの杜<br>(認知症高齢者グループホーム)                      | 28 | デイサービスみやぎの杜  |
| 10   | ムピュアライフ京原(住宅型有料老人ホーム)                                | 29 | 田子のまち(特別養護老人ホーム)   |
| 11   | エバーグリーンツルガヤ<br>(介護老人保健施設・認知症デイサービスセンター・元気<br>応援教室)   | 30 | 宮城野の里(ケアハウス)<br>福田町デイサービスセンター I<br>宮城厚生福祉会福田町デイサービスセンター II<br>(認知症デイサービスセンター)<br>短期入所生活介護施設福田町<br>地域包括支援センター 福田町 |
| 12   | リーフ鶴ヶ谷(特別養護老人ホーム)                                    |    |  |
| 13   | グループホームコスモス鶴ヶ谷<br>(認知症高齢者グループホーム)                    |    |  |
| 14   | ベネッセデイサービスセンター鶴ヶ谷<br>まどか鶴ヶ谷(有料老人ホーム)                 | 31 | 仙台市小鶴老人福祉センター  |
| 15   | ミニデイサービスセンター木もれび                                     | 32 | セントケア仙台福室(小規模多機能型委託介護)   |
| 16   | デイサービスあったかの家鶴ヶ谷<br>(デイサービスセンター)                      | 33 | リハビリパーク高砂(介護老人保健施設)  |
| 17   | 老人憩の家 鶴ヶ谷東   | 34 | ふくむろ接骨院デイサービスセンター  |
| 18   | 老人憩の家 燕沢   | 35 | ショートステイみはるの杜(老人短期入所施設)   |
| 19   | グループホームあたかいご燕沢東<br>(認知症高齢者グループホーム)                   | 36 | シンフォニー松森(小規模多機能型委託介護)  |
| 20   | パルシア(特別養護老人ホーム)<br>燕沢デイサービスセンター<br>地域包括支援センター 燕沢     | 37 | デイサービス鶴が丘  |
|      |  | 38 | ニチイケアセンター仙台松森(有料老人ホーム)   |
|      |  | 39 | ウインズの森多賀城新田スイートホーム<br>(有料老人ホーム)  |

出典：「仙台市高齢者福祉施設等マップ」(平成26年4月現在 仙台市)  
宮城県社会福祉施設等一覧(平成25年6月1日現在 宮城県)  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran25.html>



凡例

- |           |      |        |
|-----------|------|--------|
| 対象事業実施区域  | 幼稚園  | 学校     |
| : 市町・区境界線 | 病院   | 保育園    |
|           | 福祉施設 | スポーツ施設 |



S=1:25,000

0 250 500 1000m

- 出典：1. 「仙台市高齢者福祉施設等マップ」（平成26年4月現在 仙台市）  
 2. 「宮城野区ガイド」（平成26年4月 仙台市宮城野区）  
 3. 「泉区ガイド」（平成26年4月 仙台市泉区）  
 4. 幼稚園等一覧（平成26年4月1日現在 仙台市）  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>  
 5. 宮城県社会福祉施設等一覧（平成25年6月1日現在 宮城県）  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran25.html>  
 6. 多賀城市内の保育所一覧（多賀城市）  
<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kodomo/hoikusyo/ko-ho-hoikusyo.html>

図 3.2-20  
学校・病院・社会福祉施設等

### 3.2.5 環境の保全等を目的とする法令等

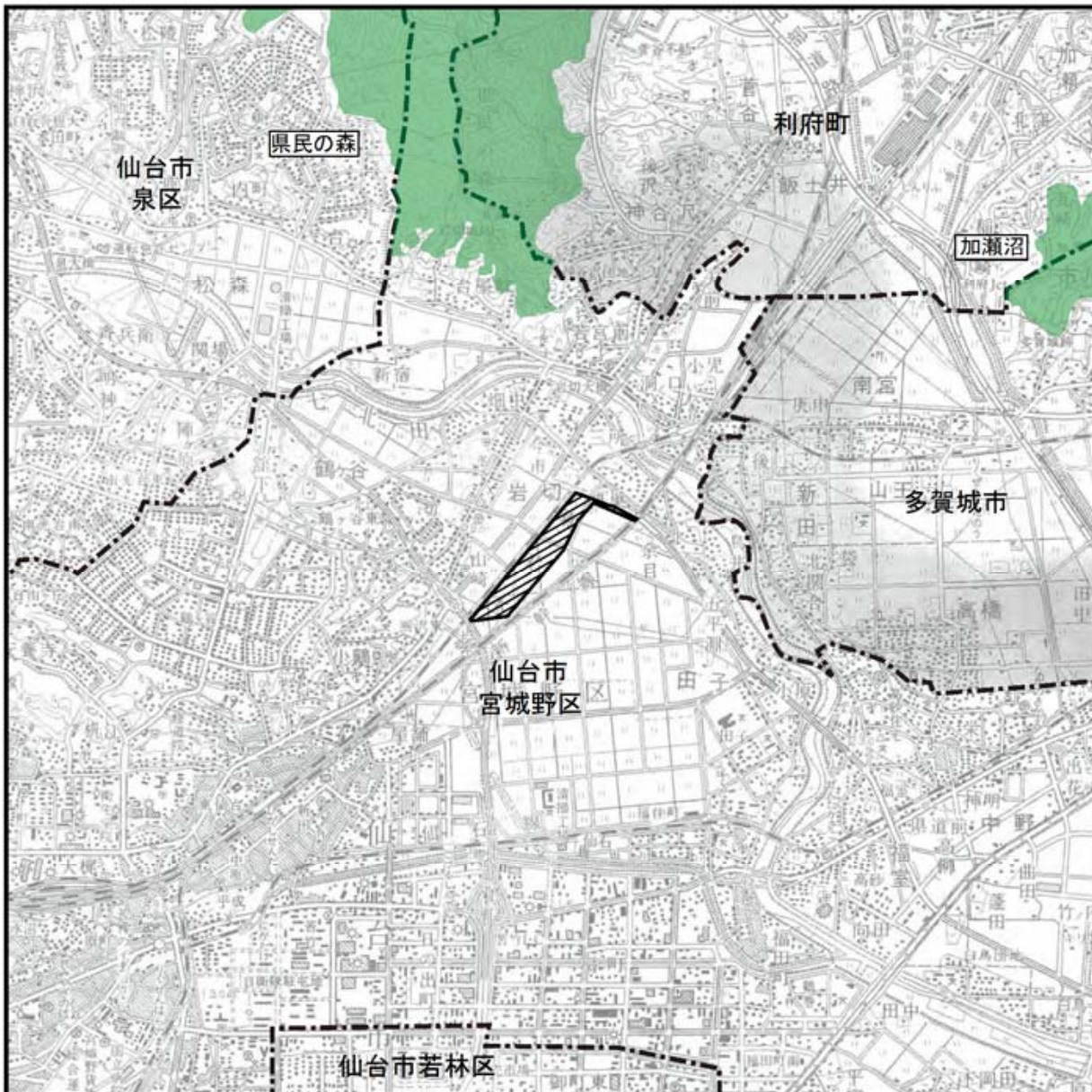
#### (1) 法令等に基づく指定・規制

##### ア 自然環境保全に係る指定地域等の状況




##### ① 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲には、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域として図 3.2-21 に示すとおり、県民の森及び加瀬沼がある。

なお、調査範囲には、自然公園、自然環境保全地域は存在しない。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 緑地環境保全地域（宮城県自然環境保全条例）

出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県）  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

図 3.2-21 緑地環境保全地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

## ② 鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-44～表 3.2-46 及び図 3.2-22 に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定されている。なお、調査範囲内には特別保護地区はない。

表 3.2-44 鳥獣保護区・特別保護地区

| 名称   | 存続期間        | 面積 (ha) |        |
|------|-------------|---------|--------|
|      |             | 鳥獣保護区   | 特別保護地区 |
| 仙台   | H34. 10. 31 | 15, 019 | —      |
| 松島   | H34. 10. 31 | 12, 414 | —      |
| 県民の森 | H40. 10. 31 | 1, 430  | —      |

出典：「平成 25 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 25 年 10 月 宮城県）

表 3.2-45 特定猟具使用禁止区域（銃）

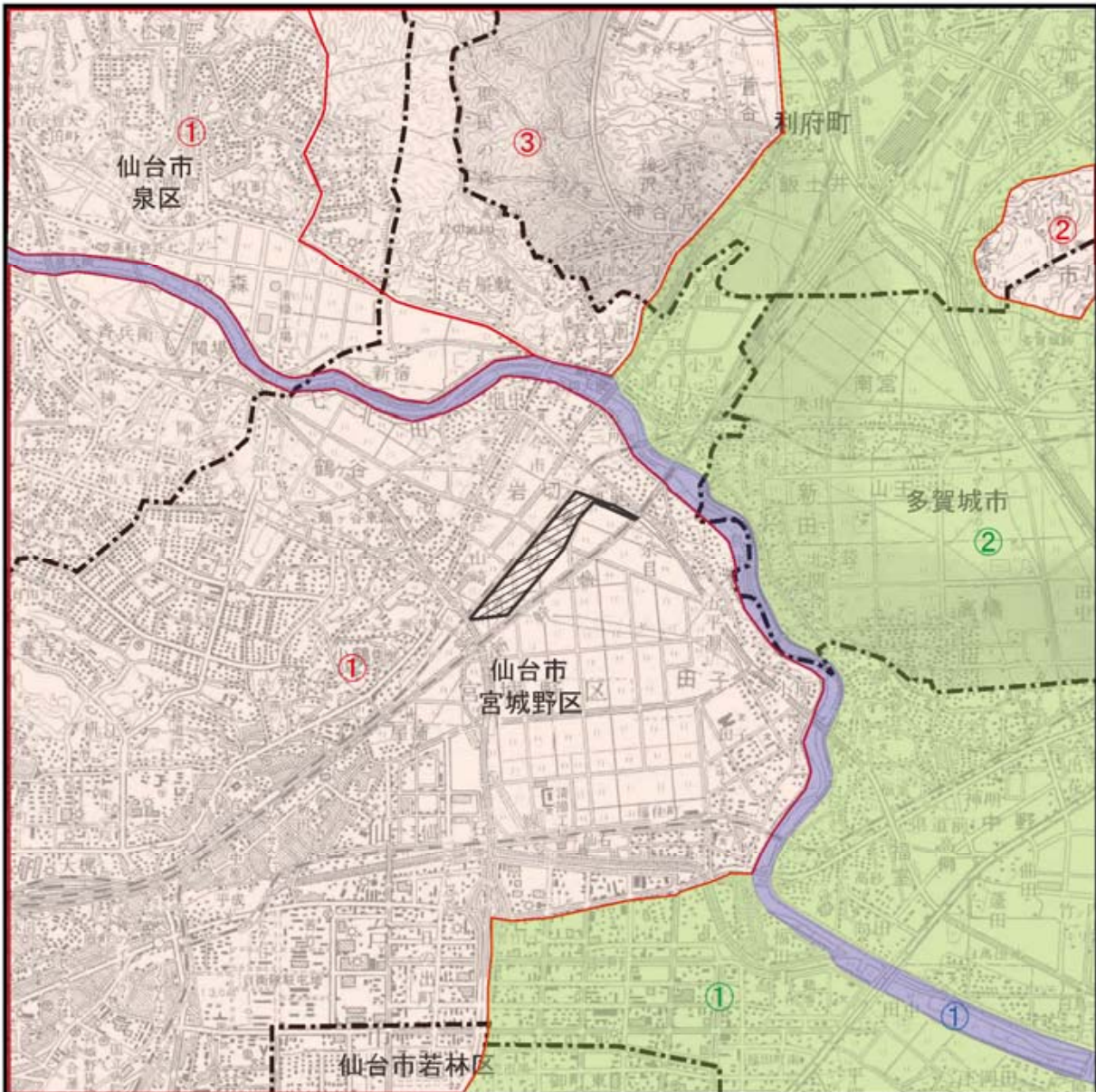
| 名称  | 存続期間        | 面積 (ha) |
|-----|-------------|---------|
| 仙台  | H26. 10. 31 | 4, 300  |
| 仙台東 | H43. 10. 31 | 5, 454  |

出典：「平成 25 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 25 年 10 月 宮城県）






表 3.2-46 指定猟法禁止区域（鉛製散弾）

| 名称   | 面積 (ha) |
|------|---------|
| 七北田川 | 308     |

出典：「平成 25 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 25 年 10 月 宮城県）

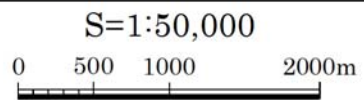


凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 鳥獣保護区 ①仙台 ②松島 ③県民の森
-  : 特定猟具使用禁止区域（銃） ①仙台 ②仙台東
-  : 指定猟法禁止区域（鉛製散弾） ①七北田川

出典：「平成 25 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 25 年 10 月 宮城県）

図 3.2-22 鳥獣保護区等位置図





### ③ 風致地区

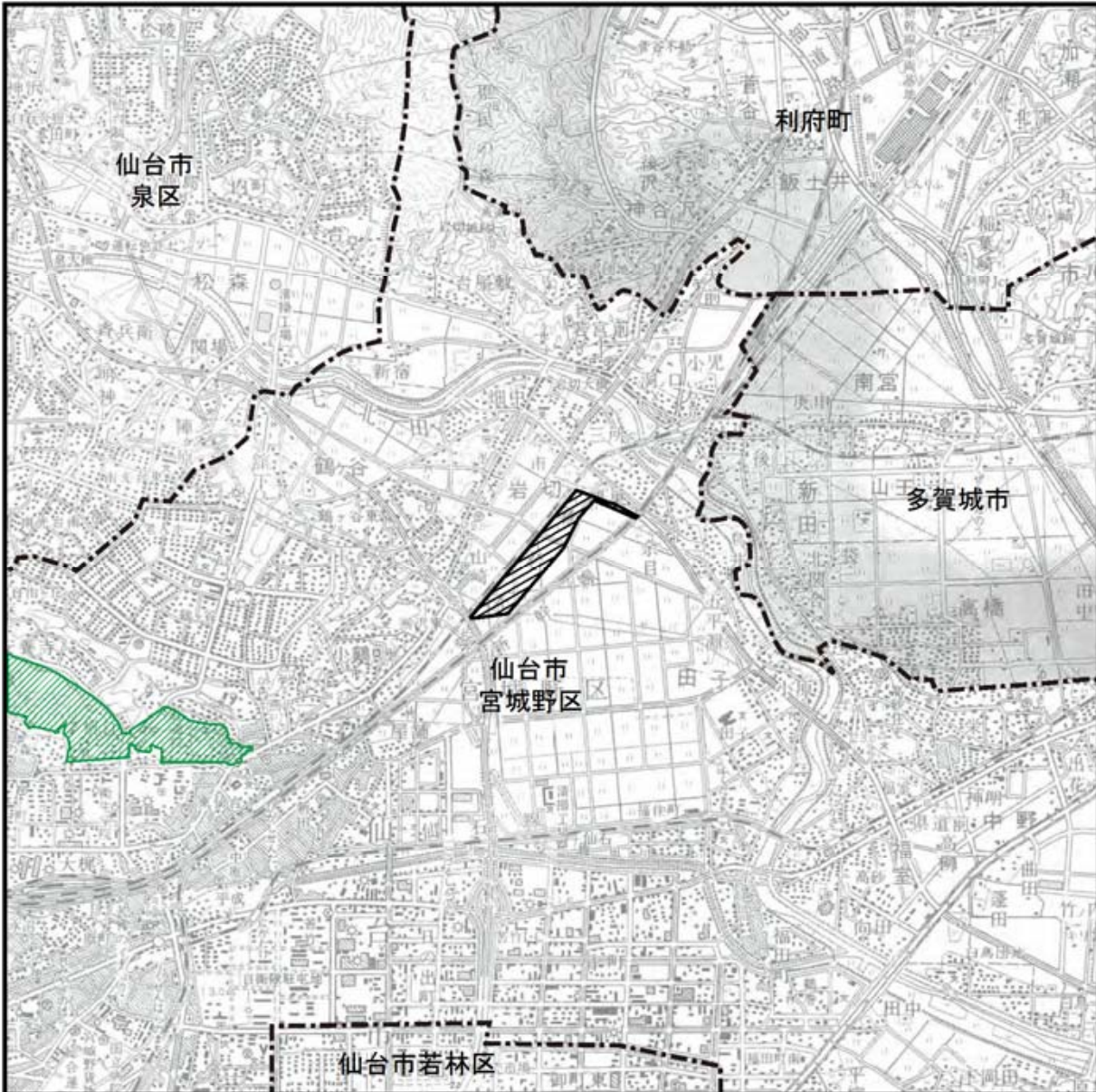
調査範囲における都市計画法に基づく風致地区の指定状況は、表 3.2-47 及び図 3.2-23 に示すとおりである。

調査範囲では、「安養寺」が風致地区に指定されている。




表 3.2-47 風致地区

| 名称  | 面積     | 計画決定年月日              | 地区の特性                                  |
|-----|--------|----------------------|--|
| 安養寺 | 68.1ha | S.45.6.9<br>県告 449 号 | 旧市街地の周辺部に残された自然景観とキリスト教関係施設が集まった特殊人文景観 |

出典：「仙台市都市計画総括図」（平成 25 年 10 月 仙台市）



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 風致地区 (安養寺)

出典：「仙台市都市計画総括図」（平成 24 年 11 月 仙台市）

図 3.2-23 風致地区



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

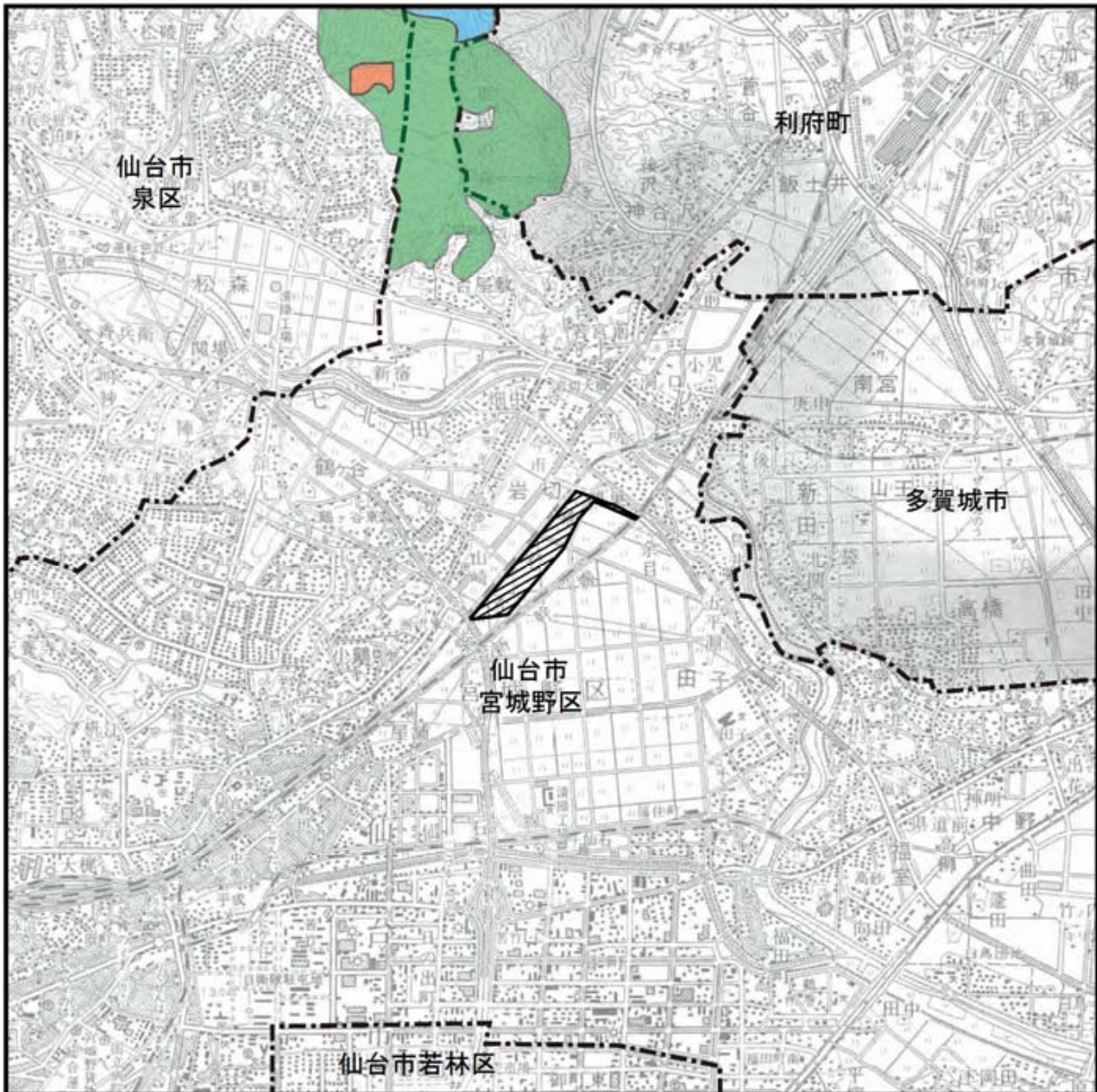
#### ④ 保安林

計画地周辺における森林法に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-24 に示すとおりである。仙台市の保安林の種別及び面積等は、表 3.2-48 に示すとおりである。




表 3.2-48 仙台市の保安林の種別及び面積等

| 種別                   | 面積                     | 備考  |
|----------------------|------------------------|---|
| 水源かん養                | 3411.87ha              | 山地一帯の森林   |
| 土砂流出防備               | 312.02ha               | 丘陵地緑辺の森林  |
| 土砂崩壊防備               | 18.30ha                | 山地や丘陵地の道路ぞいの急傾斜地等の森林  |
| その他の保安林<br>( )は兼種分面積 | 493.11ha<br>(352.56ha) | 飛砂防備, 防風, 水害防備, 潮害防備, 干害防備, なだれ防止, 落石防止, 防火, 魚つき, 航行目標, 保健, 風致保安林の計 |

出典：「宮城南部地域森林計画書」(平成 22 年 12 月 宮城県)



凡 例

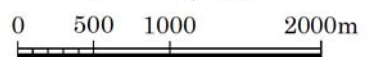
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 水源涵養保安林
-  : 干害防備保安林
-  : 保健保安林

出典：「土地利用調整総合ネットワークシステム(LUCKY)」(国土交通省 HP)  
<http://licky.tochi.mlit.go.jp>

図 3.2-24 保安林



S=1:50,000



⑤ 保存樹木, 保存樹林, 保存緑地

調査範囲における, 仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」及び多賀城市の「多賀城市樹木の保存に関する要綱」に基づく「保存樹木」, 「保存樹林」, 「保存緑地」の指定状況は, 「3. 1. 4. 生物環境－(1)植物－イ. 保存樹木, 保存樹林, 保存緑地」に示すとおりである。

## イ 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

### ① 大気汚染

#### a. 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.2-49 に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)では、定量目標として、二酸化窒素について「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm(環境基準のゾーンの下限值)以下であること」を目標としている。

表 3.2-49 大気汚染に係る環境基準

| 物質         | 環境基準  |
|------------|---|
| 二酸化硫黄      | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。                                |
| 一酸化炭素      | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。                          |
| 浮遊粒子状物質    | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 二酸化窒素      | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。                                |
| 光化学オキシダント  | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。   |
| 微小粒子状物質    | 1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。           |
| ベンゼン       | 1 年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  |
| トリクロロエチレン  | 1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  |
| ジクロロメタン    | 1 年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。   |

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示 4 号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示 33 号)

#### b. 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこれらの基準を遵守しなければならない。

##### (粉じん)

物の破砕やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して、人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん(現在はアスベストを指定)」以外の粉じんである「一般粉じん」について、表 3.2-50～表 3.2-51 に示すように規制が定められている。

##### (ばい煙)

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん(スス)、有害物質等の「ばい煙」に関して、表 3.2-52 に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

表 3.2-50 粉じんに係る規制の種類

| 一般粉じんに係る規制                                  |
|---|
| 破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準 |

出典：「大気汚染防止法」（平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号）

表 3.2-51 一般粉じん発生施設

| 大気汚染防止法施行令別表第 2 の施設番号 | 一般粉じん発生施設                        | 規模   |
|-----------------------|----------------------------------|--|
| 1                     | コークス炉                            | 原料処理能力：50 t / 日以上                              |
| 2                     | 鉱物(含コークス。以下同じ。)及び土石の堆積場          | 面積：1,000 m <sup>2</sup> 以上                     |
| 3                     | ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物, 土石, セメント用) | ベルト巾：75 cm 以上又はバケットの内容積：0.03 m <sup>3</sup> 以上 |
| 4                     | 破碎機及び摩砕機(鉱物, 岩石, セメント用)          | 原動機の定格出力：75kW 以上                               |
| 5                     | ふるい(鉱物, 岩石, セメント用)               | 原動機の定格出力：15kW 以上                               |

出典：「大気汚染防止法」（平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号）

表 3.2-52 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

|     | 施設名  | 規模要件   |
|-----|--|--|
| 1   | ボイラー   | ・伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上<br>・燃焼能力 50 リットル/時 以上   |
| 2   | ガス発生炉, 加熱炉   | ・原料処理能力 20 トン/日<br>・燃焼能力 50 リットル/時 以上  |
| 3   | ばい焼炉, 焼結炉, か燃炉   | ・原料処理能力 1 トン/時 以上  |
| 4   | (金属の精錬用)溶鉱炉, 転炉, 平炉  |  |
| 5   | (金属の精製または鋳造用)溶解炉   | ・火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上<br>・羽口面断面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上<br>・燃焼能力 50 リットル/時 以上<br>・変圧器定格容量 200kVA 以上    |
| 6   | (金属の鍛造, 圧延, 熱処理用)加熱炉                                       |  |
| 7   | (石油製品, 石油化学製品, コールタール製品の製造用)加熱炉                            |  |
| 8   | (石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔                                      | ・触媒に附着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上  |
| 8-2 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の燃焼炉                                    | ・燃焼能力 6 リットル/時 以上  |
| 9   | (窯業製品製造用)焼成炉, 溶融炉  | ・火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上<br>・変圧器定格容量 200kVA 以上<br>・燃焼能力 50 リットル/時 以上                                     |
| 10  | (無機化学工業品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置含), 直火炉               |  |
| 11  | 乾燥炉  |  |
| 12  | (製鉄, 製鋼, 合金鉄, カーバイド製造用)電気炉                                 | ・変圧器定格容量 1000kVA 以上  |
| 13  | 廃棄物焼却炉   | ・火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上<br>・焼却能力 200 kg/時 以上  |
| 14  | (銅, 鉛, 亜鉛の精錬用)ばい焼炉, 焼結炉(ペレット焼成炉), 溶鉱炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉        | ・原料処理能力 0.5 トン/時 以上<br>・火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上<br>・羽口面断面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上<br>・燃焼能力 20 リットル/時 以上 |
| 15  | (カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設                                | ・容量 0.1 m <sup>3</sup> 以上  |
| 16  | (塩素化エチレン製造用)塩素急速冷却装置                                       | ・塩素処理能力 50 kg/時 以上   |
| 17  | (塩化第二鉄の製造用)溶解槽   |  |
| 18  | (活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用)反応炉                                  | ・燃焼能力 3 リットル/時 以上  |
| 19  | (化学製品製造用)塩素反応施設, 塩化水素反応施設, 塩化水素吸収施設                        | ・塩素処理能力 50 kg/時 以上   |
| 20  | (アルミニウム製錬用)電解炉   | ・電流容量 30kA 以上  |
| 21  | (燐, 燐酸, 燐酸質肥料, 複合肥料製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設, 濃縮施設, 焼成炉, 溶解炉 | ・燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上<br>・燃焼能力 50 リットル/時 以上<br>・変圧器定格容量 200kVA 以上  |
| 22  | (弗酸製造用)凝縮施設, 吸収施設, 蒸溜施設                                    | ・伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上<br>・ポンプ動力 1kW 以上  |
| 23  | (トリポリ燐酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設, 乾燥炉, 焼成炉              | ・原料処理能力 80 kg/時 以上<br>・火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上<br>・燃焼能力 50 リットル/時 以上                                     |
| 24  | (鉛の第 2 次精錬〔鉛合金の製造含〕・鉛の管, 板, 線の製造用)溶解炉                      | ・燃焼能力 10 リットル/時 以上<br>・変圧器定格容量 40kVA 以上  |
| 25  | (鉛蓄電池製造用)溶解炉   | ・燃焼能力 4 リットル/時 以上<br>・変圧器定格容量 20kVA 以上   |
| 26  | (鉛系顔料の製造用)溶解炉, 反射炉, 反応炉, 乾燥施設                              | ・容量 0.1 m <sup>3</sup> 以上<br>・燃焼能力 4 リットル/時 以上<br>・変圧器定格容量 20kVA 以上  |
| 27  | (硝酸の製造用)吸収施設, 漂白施設, 濃縮施設                                   | ・硝酸の合成, 漂白, 濃縮能力 100 kg/時 以上   |
| 28  | コークス炉  | ・原料処理能力 20 トン/日 以上   |
| 29  | ガスタービン   | ・燃焼能力 50 リットル/時 以上   |
| 30  | ディーゼル機関  |  |
| 31  | ガス機関   |  |
| 32  | ガソリン機関   | ・燃焼能力 35 リットル/時 以上   |

出典:「大気汚染防止法」(平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号)



② 騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2-53 に示すとおりである。調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 3.2-25 に示すとおりである。

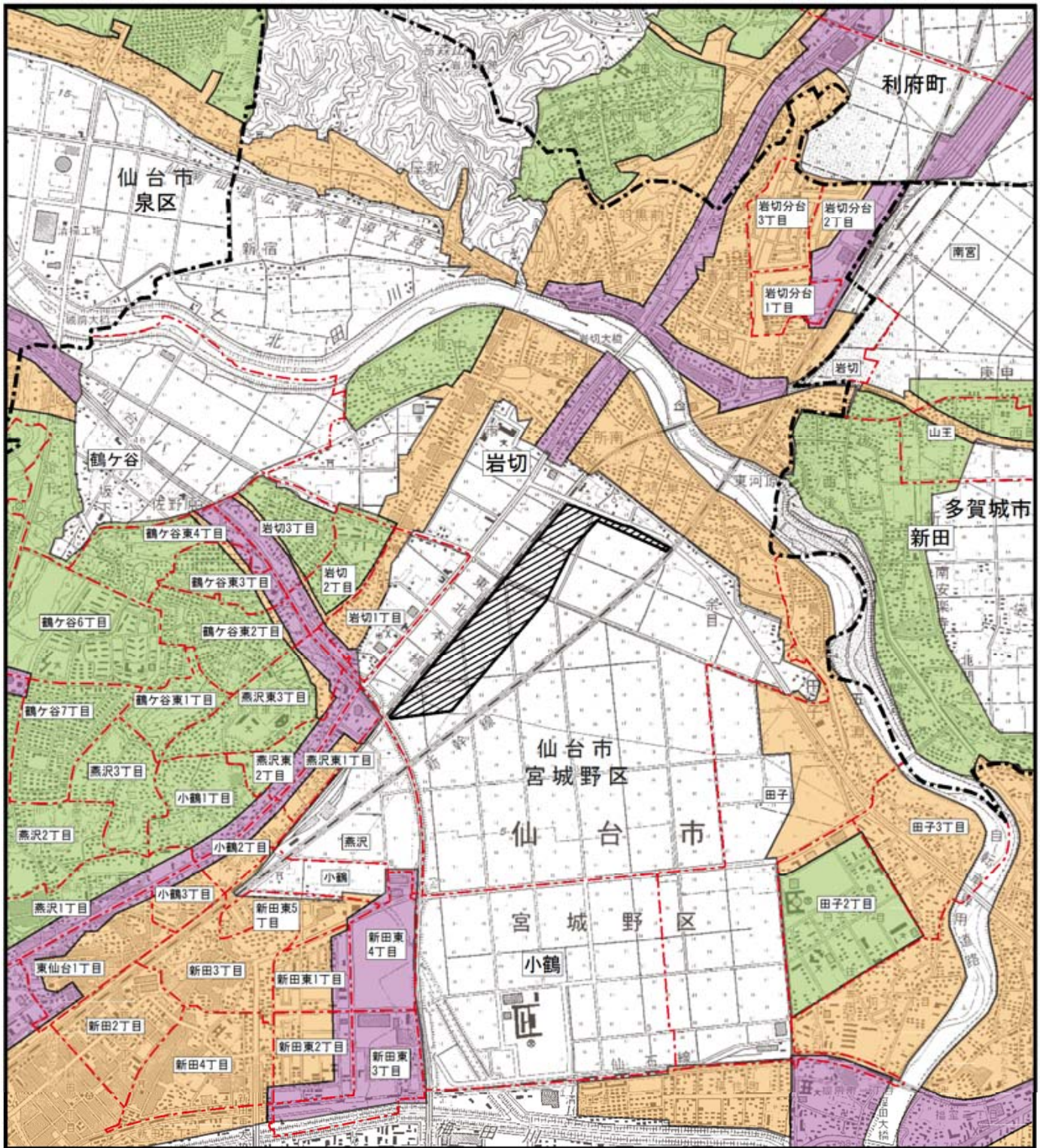
計画地は、市街化調整区域(図 3.2-4 用途地域図 参照)に該当するため、類型のあてはめはない。

表 3.2-53 騒音に係る環境基準







| 地域<br>類型 | あてはめる地域  | 地域の区分                | 基準値( $L_{Aeq}$ ) |                |
|----------|--|----------------------|------------------|----------------|
|          |  |                      | 昼間<br>(6時～22時)   | 夜間<br>(22時～6時) |
| AA       | 青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区(公園の区域を除く。)に限る。) |                      | 50dB 以下          | 40dB 以下        |
| A        | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>(AAの項に掲げる地域を除く。)   | 一般地域                 | 55dB 以下          | 45dB 以下        |
|          |  | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB 以下          | 55dB 以下        |
| B        | 第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域<br>近隣商業地域<br>(Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)                | 一般地域                 | 55dB 以下          | 45dB 以下        |
|          |  | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65dB 以下          | 60dB 以下        |
| C        | 近隣商業地域<br>(Bの項に掲げる地域を除く。)<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域                               | 一般地域                 | 60dB 以下          | 50dB 以下        |
|          |  | 車線を有する道路に面する地域       | 65dB 以下          | 60dB 以下        |
| 特例       | 幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)   |                      | 70dB 以下          | 65dB 以下        |
|          | 幹線交通を担う道路に近接する空間(窓を閉めた屋内)  |                      | 45dB 以下          | 40dB 以下        |

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号  
改正平成12年3月28日 環境庁告示第20号)  
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」  
(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  A類型
-  B類型
-  C類型



S=1:25,000

0 250 500 1000m

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」  
 (平成17年3月31日 宮城県告示第367号)  
 (平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

図 3.2-25  
 騒音に係る環境基準の  
 類型指定区分

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 3.2-54, 表 3.2-55 及び図 3.2-26 に示すとおりである。計画地は、類型指定されていない。

表 3.2-54 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 地域類型を当てはめる地域  | 基準値     |
|-------|---|---------|
| I     | 東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。 | 70dB 以下 |
| II    | 沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。   | 75dB 以下 |

| 新幹線鉄道の沿線区域の区分 |                         | 達成目標期間       |               |              |             |
|---------------|-------------------------|--------------|---------------|--------------|-------------|
|               |                         | 既設新幹線鉄道に係る期間 | 工事中新幹線鉄道に係る期間 | 新設新幹線鉄道に係る期間 |             |
| a             | 80 デシベル以上の区域            | 3 年以内        | 開業時に直ちに       | 開業時に直ちに      |             |
| b             | 75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区域 | イ            | 7 年以内         |              | 開業時から 3 年以内 |
|               |                         | ロ            | 10 年以内        |              |             |
| c             | 70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区域 | 10 年以内       | 開業時から 5 年以内   |              |             |

備考

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄の b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
  - (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
  - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
  - (3) 新設新幹線鉄道 (1) 及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日 環告 46)において、環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とするとされている。

- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

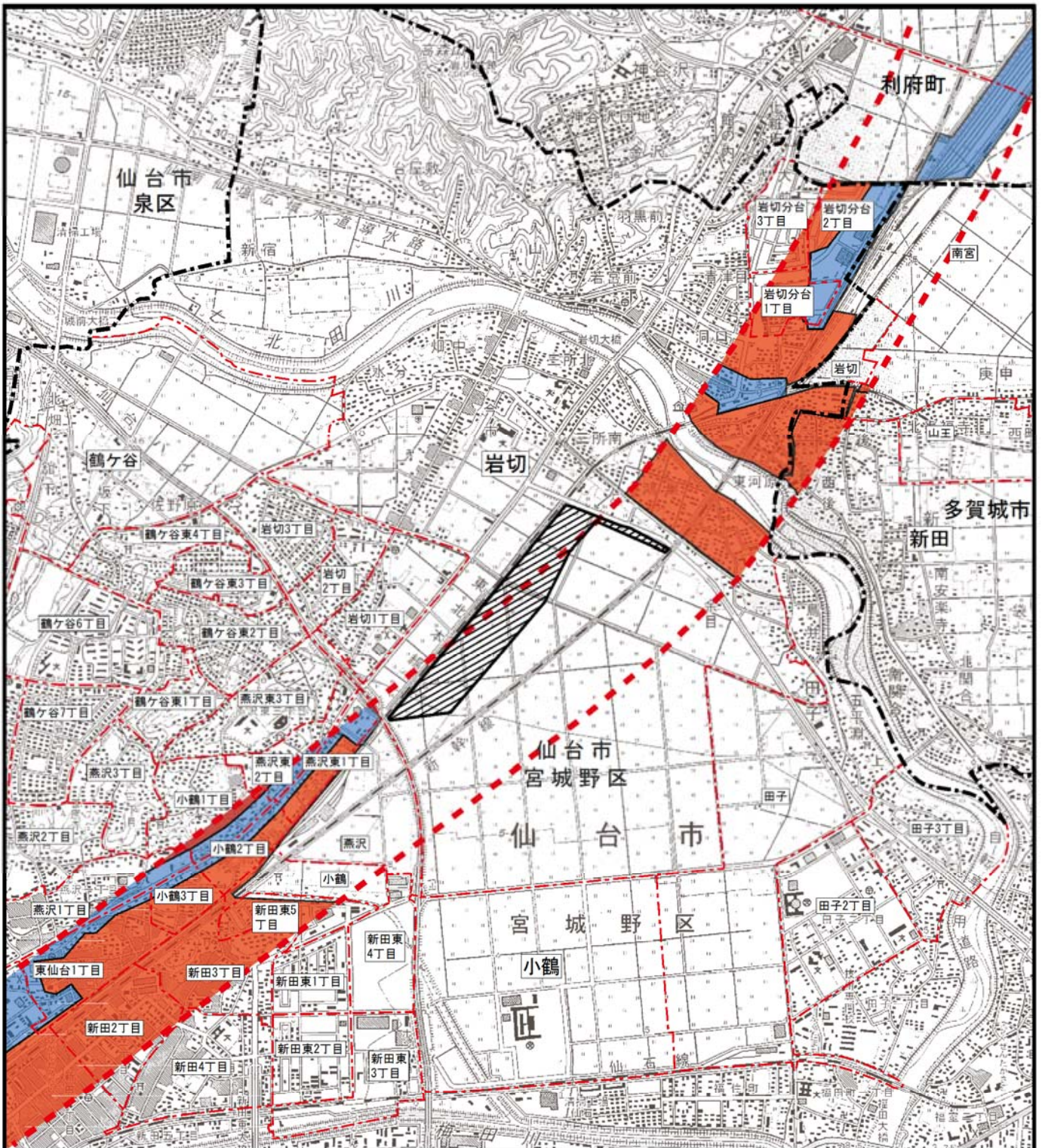
出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」(昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号)

表 3.2-55 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(別表)







| 別表第一           |                |                |                | 別表第二           |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 下り線側           |                | 上り線側           |                | 下り線側           |                | 上り線側           |                |
| 起点<br>(キロメートル) | 終点<br>(キロメートル) | 起点<br>(キロメートル) | 終点<br>(キロメートル) | 起点<br>(キロメートル) | 終点<br>(キロメートル) | 起点<br>(キロメートル) | 終点<br>(キロメートル) |
| 二八二・五一         | 二八三・三六         | 二八二・五一         | 二八三・一六         | 二八四・一六         | 二八五・一六         | 二八三・六六         | 二八五・一六         |
| 二九一・〇九         | 二九一・九一         | 二八五・一六         | 二八五・六六         | 二九二・七八         | 二九三・一六         | 二九二・七八         | 二九三・一六         |
| 二九六・一六         | 二九六・六六         | 二九一・〇九         | 二九一・九一         | 二九四・一六         | 二九六・一六         | 二九四・六六         | 二九五・一六         |
| 二九七・一六         | 二九七・六六         | 二九四・一六         | 二九四・六六         | 二九七・六六         | 二九八・一六         | 二九五・六六         | 二九六・一六         |
| 二九八・一六         | 二九九・一六         | 二九五・一六         | 二九五・六六         | 二九九・六六         | 三〇〇・〇四         | 二九九・六六         | 三〇〇・〇四         |
| 三〇一・六六         | 三〇二・一三         | 二九七・一六         | 二九七・六六         | 三〇四・七九         | 三〇五・一六         | 三〇一・四七         | 三〇二・一三         |
| 三〇二・六六         | 三〇三・八四         | 二九八・一六         | 二九九・一六         | 三一・八三          | 三一・五一          | 三〇四・七九         | 三〇五・五一         |
| 三〇七・五六         | 三〇八・六二         | 三〇二・六六         | 三〇三・八四         | 三一・九八          | 三一・四・六六        | 三一・八三          | 三一・一三          |
| 三一五・九八         | 三一六・七三         | 三〇七・五六         | 三〇八・六二         | 三一五・一六         | 三一五・九八         | 三一・六六          | 三一・四・一六        |
| 三三二・六四         | 三三二・八一         | 三一・一三          | 三一・五一          | 三三〇・三四         | 三三一・一四         | 三一五・一六         | 三一五・三三         |
| 三三六・六一         | 三三七・一九         | 三一・九八          | 三一・六六          | 三四一・一一         | 三四一・五〇         | 三三〇・一六         | 三三〇・六四         |
| 三四一・五五         | 三四一・八六         | 三一五・九八         | 三一六・九二         | 三五一・六八         | 三五一・八四         | 三三七・六一         | 三三七・七四         |
| 三四六・六一         | 三四八・一一         | 三三二・六四         | 三三二・九九         | 三六八・六一         | 三六九・一一         | 三五一・六八         | 三五一・八四         |
| 三四九・一一         | 三四九・四七         | 三三三・六四         | 三三三・一一         | 三七〇・一一         | 三七一・六一         | 三五二・六一         | 三五三・一一         |
| 三五一・二八         | 三五一・六八         | 三三六・六一         | 三三七・一九         | 三七五・一一         | 三七六・一一         | 三五四・一一         | 三五五・一一         |
| 三五四・一一         | 三五五・一一         | 三四七・一一         | 三四八・一一         | 三七七・六一         | 三七八・一一         | 三五八・八二         | 三五九・六一         |
| 三五八・一一         | 三五八・六一         | 三四九・一一         | 三四九・四七         |                |                | 三六五・八一         | 三六六・一一         |
| 三六〇・六一         | 三六一・一一         | 三五一・二八         | 三五一・六八         |                |                | 三七〇・六一         | 三七一・一一         |
| 三六一・六一         | 三六二・一八         | 三五八・一一         | 三五八・六一         |                |                | 三七五・一一         | 三七六・一一         |
| 三六六・五一         | 三六八・一一         | 三六〇・六一         | 三六一・一一         |                |                | 三八二・六一         | 三八三・一一         |
| 三六九・一一         | 三七〇・一一         | 三六一・六一         | 三六二・八一         |                |                | 三八六・六一         | 三八七・一一         |
| 三七二・一一         | 三七二・六一         | 三六六・一一         | 三六八・一一         |                |                | 三八七・六一         | 三八八・六一         |
| 三七三・一一         | 三七五・一一         | 三六八・六一         | 三七〇・六一         |                |                | 三八九・六一         | 三九〇・一一         |
| 三七六・一一         | 三七七・六一         | 三七一・六一         | 三七二・六一         |                |                |                |                |
| 三七九・六一         | 三八〇・六一         | 三七四・六一         | 三七五・一一         |                |                |                |                |
| 三八二・一一         | 三八八・一一         | 三七六・一一         | 三七七・六一         |                |                |                |                |
| 三八九・六一         | 三九〇・六一         | 三七八・四五         | 三七八・九三         |                |                |                |                |
| 三九一・八六         | 三九二・五四         | 三七九・六一         | 三八〇・六一         |                |                |                |                |
| 三九二・七七         | 三九三・六八         | 三八二・一一         | 三八二・六一         |                |                |                |                |
| 三九六・四三         | 三九七・五六         | 三八三・一一         | 三八六・六一         |                |                |                |                |
| 三九八・九二         | 四〇一・〇四         | 三八七・一一         | 三八七・六一         |                |                |                |                |
|                |                | 三九〇・一九         | 三九〇・六一         |                |                |                |                |
|                |                | 三九一・八六         | 三九二・五四         |                |                |                |                |
|                |                | 三九二・七七         | 三九三・六八         |                |                |                |                |
|                |                | 三九六・四三         | 三九七・四〇         |                |                |                |                |
|                |                | 三九八・九二         | 四〇一・〇四         |                |                |                |                |

出典：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示  
(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)

備考 起点及び終点の表示は、東京を起点として軌道中心線に沿った距離(管理キロ程)による。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 東北新幹線鉄道の軌道中心線から両側にそれぞれ300メートル
-  : I 類型
-  : II 類型



S=1:25,000

0 250 500 1000m

図 3.2-26  
新幹線鉄道騒音に係る  
環境基準類型指定あてはめ

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」（昭和52年5月20日宮城県告示第387号）

b. 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表 3.2-56 に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図 3.2-27 に示すとおりである。

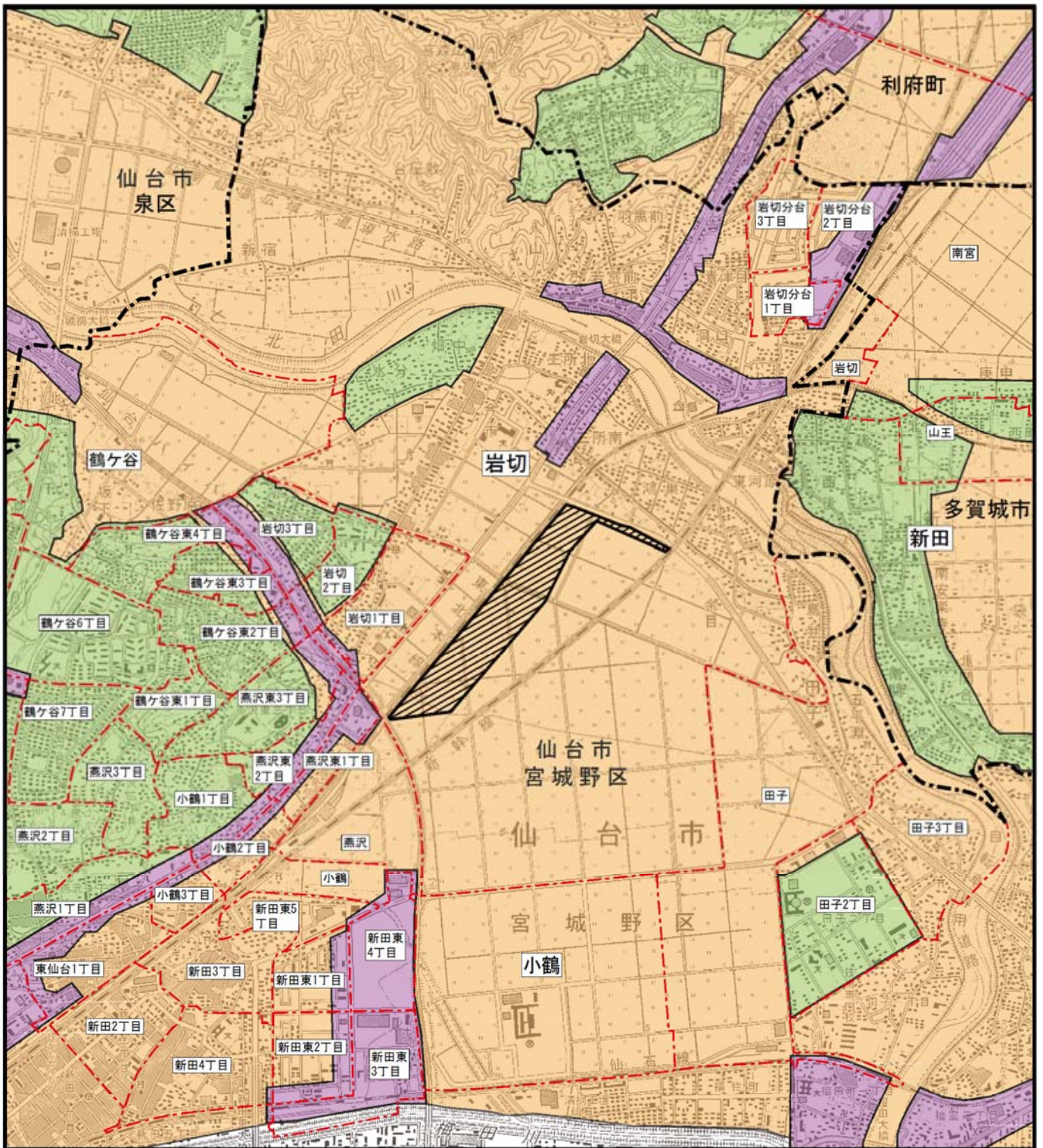
計画地は、市街化調整区域(図 3.2-4 用途地域図 参照)であり、b 区域にあたる。

表 3.2-56 自動車騒音に係る要請限度





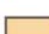

| 区域の区分 |   |                      | 要請限度 ( $L_{Aeq}$ ) |                  |
|-------|---|----------------------|--------------------|------------------|
|       |   |                      | 昼間<br>(6 時～22 時)   | 夜間<br>(22 時～6 時) |
| a     | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域                          | 一車線を有する道路に面する区域      | 65dB 以下            | 55dB 以下          |
|       | 第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>文教地区                | 二車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70dB 以下            | 65dB 以下          |
| b     | 第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域                         | 一車線を有する道路に面する区域      | 65dB 以下            | 55dB 以下          |
|       | 近隣商業地域<br>(a の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)<br>市街化調整区域      | 二車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 75dB 以下            | 70dB 以下          |
| c     | 近隣商業地域<br>(b の項に掲げる地域を除く。)<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 | 車線を有する道路に面する区域       | 75dB 以下            | 70dB 以下          |
| 特例    | 幹線交通を担う道路に近接する空間                                    |                      | 75dB 以下            | 70dB 以下          |

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲を指す。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号 改正平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号)  
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成 12 年 3 月 27 日 仙台市告示第 230 号)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  a 区域
-  b 区域
-  c 区域



S=1:25,000

0 250 500 1000m

図 3.2-27  
自動車騒音の限度に係る区域の区分

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」平成12年3月2日総理府令第15号（改正平成12年12月15日総理府令第150号）

### c. 規制基準

騒音規制法，宮城県公害防止条例に基づき，工場・事業場に騒音が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに，特定施設を設置した特定工場等（「特定事業場」）の設置者は，施設を設置した区域（騒音規制法，宮城県公害防止条例）に応じた騒音の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では，施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

また，建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業（「特定建設作業」）については，予め届出を行うとともに，作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準を表 3.2-57，騒音に係る特定施設を表 3.2-58，騒音規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 3.2-59，仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 3.2-60 に示す。

計画地は市街化調整区域にあたるため，表 3.2-57 では第二種区域，表 3.2-59～表 3.2-60 では一号区域の規制基準が適用となる。

表 3.2-57 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

| 区域の区分 |   | 時間の区分          |                               |                |
|-------|---|----------------|-------------------------------|----------------|
|       |   | 昼間<br>(8時～19時) | 朝<br>(6時～8時)<br>夕<br>(19～22時) | 夜間<br>(22時～6時) |
| 第一種区域 | 第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び文教地区 | 50dB           | 45dB                          | 40dB           |
| 第二種区域 | 第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，市街化調整区域及び地区の指定のない地域               | 55dB           | 50dB                          | 45dB           |
| 第三種区域 | 近隣商業地域，商業地域及び準工業地域                                      | 60dB           | 55dB                          | 50dB           |
| 第四種区域 | 工業地域  | 65dB           | 60dB                          | 55dB           |

注 1) 基準は敷地境界線上。

2) 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。

3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は，第二種区域の基準を適用する。

4) 学校等(学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム)の周囲 50m の区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 185 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)



表 3.2-58 騒音に係る特定施設

| 施設番号          |              | 施設の種類   | 規模又は能力   |
|---------------|--------------|---|--|
| 騒音規制法         | 県公害防止条例      |   |  |
| 1-イロハニホヘトチリヌル | 4-1-(1)~(11) | 金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの<br>圧延機械<br>製管機械<br>ベンディングマシン(ロール式のものに限る)<br>液圧プレス(矯正プレスを除く)<br>機械プレス<br>せん断機<br>鍛造機<br>ワイヤフォーマーマシン<br>プラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)<br>タンブラー<br>切断機(といしを用いるものに限る) | 原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの<br><br>原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの<br><br>呼び加圧能力 294kN 以上のもの<br>原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの  |
| 2             | 4-2          | 空気圧縮機及び送風機  | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの  |
| 3             | 4-3          | 土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機   | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの  |
| 4             | 4-4          | 織機  |  |
| 5-イロ          | 4-5-(1)~(2)  | 建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの<br>コンクリートプラント<br>アスファルトプラント   | 気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のもの<br>混練機の混練重量が 200 kg 以上のもの  |
| 6             | 4-6          | 穀物用製粉機(ロール式のものに限る)  | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの  |
| 7-イロハニホヘ      | 4-7-(1)~(6)  | 木材加工用の用に供する施設で次に掲げるもの<br>ドラムパーカー<br>チッパー<br>砕木機<br>帯のご盤<br>丸のご盤<br>かなな盤   | 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの<br><br>製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの, 木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの<br>製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの, 木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの<br>原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの |
| 8             | 4-8          | 抄紙機   |  |
| 9             | 4-9          | 印刷機械(原動機を用いるものに限る)  |  |
| 10            | 4-10         | 合成樹脂用射出成形機  |  |
| 11            | 4-11         | 鋳造型機(ジョルト式のものに限る)   |  |
|               | 4-12         | ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常用の事態に使用するものを除く)  | 出力が 3.75kW 以上のもの   |
|               | 4-13         | クーリングタワー  | 電動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの   |
|               | 4-14         | バーナー  | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15L以上のもの   |
|               | 4-15-(1)~(3) | 繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの<br>動力打綿機<br>動力混打綿機<br>紡糸機  |  |
|               | 4-16         | コンクリート管, コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機又はコンクリートブロック成形機   |  |
|               | 4-17-(1)~(5) | 金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの<br>ニューマチックケーソン<br>製てい機<br>製びょう機<br>打抜機<br>研削機   | 電動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの<br>電動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの  |
|               | 4-18-(1)~(3) | 土石, 鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの<br>切断機<br>せん孔機<br>研磨機  |  |

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号)  
 「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 3.2-59 特定建設作業騒音に係る基準(騒音規制法)

| 作業の内容  | 規制基準<br>(敷地境界) | 作業時間の制限                     |                              |                  |                  | 最大<br>連続<br>作業<br>日数 | 作業日<br>の制限   |
|--|----------------|-----------------------------|------------------------------|------------------|------------------|----------------------|--|
|  |                | 開始終了                        |                              | 実働時間             |                  |                      |  |
|  |                | 一号<br>区域<br>(※1)            | 二号<br>区域<br>(※2)             | 一号<br>区域<br>(※1) | 二号<br>区域<br>(※2) |                      |  |
| 1. くい打機(もんけんを除く), くい抜機<br>又はくい打くい抜機(圧入式を除く)<br>を使用する作業(くい打機をアースオ<br>ーガーと併用する作業を除く)   | 85dB 以下        | 午前<br>7 時<br>〜<br>午後<br>7 時 | 午前<br>6 時<br>〜<br>午後<br>10 時 | 10<br>時間<br>以内   | 14<br>時間<br>以内   | 連続<br>6 日<br>以内      | 日<br>曜<br>・<br>休<br>日<br>に<br>お<br>け<br>る<br>作<br>業<br>の<br>禁<br>止 |
| 2. びょう打機を使用する作業  |                |                             |                              |                  |                  |                      |  |
| 3. さく岩機を使用する作業(作業地点が<br>連続的に移動する作業は1日の作業<br>に係る2地点間最大距離が50mを超え<br>ない作業に限る)   |                |                             |                              |                  |                  |                      |  |
| 4. 空気圧縮機(原動機の定格出力が<br>15kW 以上を使用する作業)(さく岩機<br>の動力として使用する作業を除く)   |                |                             |                              |                  |                  |                      |  |
| 5. コンクリートプラント(混練機の混練<br>容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上)又はアスファル<br>トプラント(混練機の混練容量が 200<br>kg 以上)を設けて行う作業(モルタル<br>を製造するためにコンクリートプラ<br>ントを設けて行う作業を除く) |                |                             |                              |                  |                  |                      |  |
| 6. バックホウを使用する作業(原動機の<br>定格出力が 80kW 以上のものに限る,<br>国土交通省が定める低騒音型建設機<br>械を除く)  |                |                             |                              |                  |                  |                      |  |
| 7. トラクターショベルを使用する作業<br>(原動機の定格出力が 70kW 以上のも<br>のに限る, 国土交通省が定める低騒音<br>型建設機械を除く)   |                |                             |                              |                  |                  |                      |  |
| 8. ブルドーザーを使用する作業(原動機<br>の定格出力が 40kW 以上のものに限<br>る, 国土交通省が定める低騒音型建設<br>機械を除く)  |                |                             |                              |                  |                  |                      |  |

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 186 号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号)

表 3.2-60 指定建設作業騒音に係る基準(仙台市公害防止条例)

| 作業の内容  | 規制基準<br>(敷地境界)   | 作業時間の制限                     |                             |                  |                  | 最大<br>連続<br>作業<br>日数 | 作業日の<br>制限     |
|--|--|-----------------------------|-----------------------------|------------------|------------------|----------------------|----------------|
|  |  | 開始終了                        |                             | 実働時間             |                  |                      |                |
|  |  | 一号<br>区域<br>(※1)            | 二号<br>区域<br>(※2)            | 一号<br>区域<br>(※1) | 二号<br>区域<br>(※2) |                      |                |
| 1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業                               | 80dB 以下<br>(但し学校等の<br>周囲 50m<br>の区域内に<br>ある場合に<br>は 75dB 以<br>下) | 午前<br>7 時<br>～<br>午後<br>7 時 | 午前<br>6 時<br>～<br>午後<br>9 時 | 10<br>時間<br>以内   | 14<br>時間<br>以内   | 連続<br>6 日<br>以内      | 日曜・休日における作業の禁止 |
| 2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業                |  |                             |                             |                  |                  |                      |                |
| 3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 |  |                             |                             |                  |                  |                      |                |
| 4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの                             |  |                             |                             |                  |                  |                      |                |

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典：「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)  
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

### ③ 振動

#### a. 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表 3.2-61 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域(図 3.2-4 参照)にあたるため、第一種区域の要請限度が適用される。

表 3.2-61 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法施行規則)

| 区域区分  |  | 時間区分           |                |
|-------|--|----------------|----------------|
|       |  | 昼間<br>(8時～19時) | 夜間<br>(19時～8時) |
| 第一種区域 | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域<br>市街化調整区域 | 65dB 以下        | 60dB 以下        |
|       | 第二種区域  | 70dB 以下        | 65dB 以下        |

※：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法第16条第1項 同法施行規則第12条」(改正 平成13年3月5日 環境省令第5号)  
「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」(平成8年3月29日 仙台市告示第190号)

#### b. 規制基準

振動規制法，宮城県公害防止条例に基づき，工場・事業場に振動が発生する施設(「特定施設」)を設置する場合には予め届出を行うとともに，特定施設を設置した特定工場等(「特定事業場」)の設置者は，施設を設置した区域(振動規制法，宮城県公害防止条例)に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では，施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

また，建設工事として行われる作業のうち著しい振動が発生させる作業(「特定建設作業」)については，予め届出を行うとともに，作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る振動の規制基準を表 3.2-62，振動に係る特定施設を表 3.2-63，振動規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 3.2-64，仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 3.2-65 に示す。

計画地は市街化調整区域にあたるため，表 3.2-62 では第一種区域，表 3.2-64 及び表 3.2-65 では一号区域の規制基準が適用される。

表 3.2-62 工場・事業場等に係る振動の規制基準

| 区域区分  | 時間区分   | 昼間       | 夜間       |
|-------|--|----------|----------|
|       |  | (8時～19時) | (19時～8時) |
| 第一種区域 | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域<br>市街化調整区域及び地区の指定のない地域 | 60dB 以下  | 55dB 以下  |
| 第二種区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域  | 65dB 以下  | 60dB 以下  |

- 注 1) 基準は敷地境界線上。  
 2) 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。  
 3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第二種区域の基準を適用する。  
 4) 学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 50m の区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 188 号)  
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)  
 「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 3.2-63 振動に係る特定施設

| 施設番号    |                     | 施設の種類の                                    | 規模又は能力   |
|---------|---------------------|---|--|
| 騒音規制法   | 県公害防止条例             |   |  |
| 1-イロハニホ | 5-1-(1)(2)(3)(4)(5) | 金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの                      |  |
|         |                     | 液圧プレス(矯正プレスを除く)                           |  |
|         |                     | 機械プレス                                     | 原動機の定格出力が 1kW 以上のもの                                  |
|         |                     | せん断機                                      |  |
|         |                     | 鍛造機                                       | 原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの                               |
| 2       | 5-2                 | 圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)                       | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの                                |
| 3       | 5-3                 | 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機                 | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの                                |
| 4       | 5-4                 | 織機(原動機を用いるものに限る)                          |  |
| 5-イロ    | 5-5-(1)(2)          | コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの                |  |
|         |                     | コンクリートブロックマシン<br>コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 | 原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの<br>原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの |
| 6-イロ    | 5-6-(1)(2)          | 木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの                    |  |
|         |                     | ドラムパーカー<br>チップパー                          | 原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの                                |
| 7       | 5-7                 | 印刷機械                                      | 原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの                                |
| 8       | 5-8                 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロールを除く)            | 原動機の定格出力が 30kW 以上のもの                                 |
| 9       | 5-9                 | 合成樹脂用射出成形機                                |  |
| 10      | 5-10                | 鋳型製造機(ジョルト式のものに限る)                        |  |
|         | 5-11(1)(2)(3)       | 金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの                      |  |
|         |                     | 圧延機械<br>製管機械<br>ベンディングマシン(ロール式のものに限る)     | 原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの<br>電動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの  |
|         |                     | ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く)         | 出力が 10kW 以上のもの                                       |
|         | 5-13                | 冷凍機(空調機を含む)                               | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの                                |

出典：「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)  
 「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 3.2-64 特定建設作業振動に係る基準(振動規制法)

| 作業の内容   | 規制基準<br>(敷地境界) | 作業時間の制限                     |                              |                  |                  | 最大連続<br>作業<br>日数 | 作業日<br>の制限         |
|---|----------------|-----------------------------|------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
|   |                | 開始終了                        |                              | 実働時間             |                  |                  |                    |
|   |                | 一号<br>区域<br>(※1)            | 二号<br>区域<br>(※2)             | 一号<br>区域<br>(※1) | 二号<br>区域<br>(※2) |                  |                    |
| 1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く), くい抜機(油圧式くい抜機を除く), くい打ちくい抜き機(圧入式を除く)を使用する作業 | 75dB 以下        | 午前<br>7 時<br>〜<br>午後<br>7 時 | 午前<br>6 時<br>〜<br>午後<br>10 時 | 10 時間<br>以内      | 14 時間<br>以内      | 連続<br>6 日<br>以内  | 日曜・休日における<br>作業の禁止 |
| 2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業   |                |                             |                              |                  |                  |                  |                    |
| 3. 舗装版破砕機を使用する作業  |                |                             |                              |                  |                  |                  |                    |
| 4. ブレーカーを使用する作業<br>(手持式を除く)   |                |                             |                              |                  |                  |                  |                    |

※1: 一号区域とは, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 市街化調整区域, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域  
 ※2: 二号区域とは, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号)

「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について」  
(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 189 号)

表 3.2-65 指定建設作業振動に係る基準(仙台市公害防止条例)

| 作業の内容  | 規制基準<br>(敷地境界)  | 作業時間の制限                     |                             |                  |                  | 最大連続<br>作業<br>日数 | 作業日<br>の制限         |
|--|---|-----------------------------|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
|  |   | 開始終了                        |                             | 実働時間             |                  |                  |                    |
|  |   | 一号<br>区域<br>(※1)            | 二号<br>区域<br>(※2)            | 一号<br>区域<br>(※1) | 二号<br>区域<br>(※2) |                  |                    |
| 1. ブルドーザー, パワーショベル, バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業 | 75dB 以下<br>(但し学校等の周囲<br>50m の区域<br>内にある場<br>合には 70dB<br>以下) | 午前<br>7 時<br>〜<br>午後<br>7 時 | 午前<br>6 時<br>〜<br>午後<br>9 時 | 10 時間<br>以内      | 14 時間<br>以内      | 連続<br>6 日<br>以内  | 日曜・休日における<br>作業の禁止 |
| 2. 振動ローラー, ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業       |   |                             |                             |                  |                  |                  |                    |

※1: 一号区域とは, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 市街化調整区域, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域  
 ※2: 二号区域とは, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

#### ④ 悪臭

悪臭規制に係る法規は以下のとおりである。

##### a. 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質(22項目)による規制が行われている。多賀城市では、悪臭防止法による指定地域内で臭気指数による規制が行われている。

特定悪臭物質の種類及び許容濃度を表 3.2-66 に、調査範囲の規制地域を図 3.2-28 に示す。計画地は、市街化調整区域にあたるため規制区域には指定されていない。

表 3.2-66 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

| No. | 特定悪臭物質の種類    | 基準濃度     | No. | 特定悪臭物質の種類   | 基準濃度      |
|-----|--------------|----------|-----|-------------|-----------|
| 1   | アンモニア        | 1ppm     | 12  | イソバレラルデヒド   | 0.003ppm  |
| 2   | メチルメルカプタン    | 0.002ppm | 13  | イソブタノール     | 0.9ppm    |
| 3   | 硫化水素         | 0.02ppm  | 14  | 酢酸エチル       | 3ppm      |
| 4   | 硫化メチル        | 0.01ppm  | 15  | メチルイソブチルケトン | 1ppm      |
| 5   | 二硫化メチル       | 0.009ppm | 16  | トルエン        | 10ppm     |
| 6   | トリメチルアミン     | 0.005ppm | 17  | スチレン        | 0.4ppm    |
| 7   | アセトアルデヒド     | 0.05ppm  | 18  | キシレン        | 1ppm      |
| 8   | プロピオンアルデヒド   | 0.05ppm  | 19  | プロピオン酸      | 0.03ppm   |
| 9   | ノルマルブチルアルデヒド | 0.009ppm | 20  | ノルマル酪酸      | 0.001ppm  |
| 10  | イソブチルアルデヒド   | 0.02ppm  | 21  | ノルマル吉草酸     | 0.0009ppm |
| 11  | ノルマルバレラルデヒド  | 0.009ppm | 22  | イソ吉草酸       | 0.001ppm  |

出典：「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

##### b. 宮城県公害防止条例

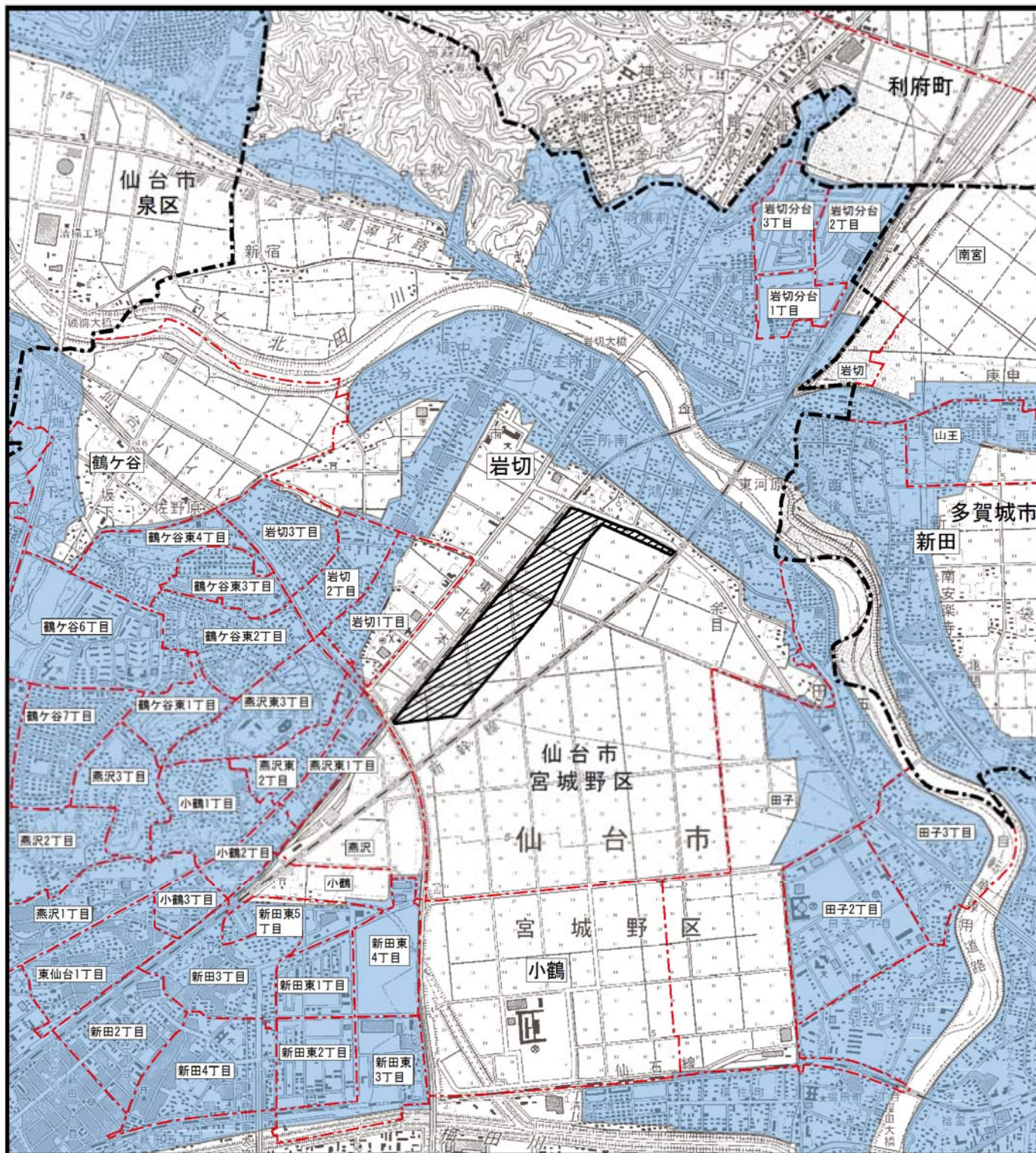
「宮城県公害防止条例」では、県内全域(悪臭防止法指定地域を除く)を対象に、特定施設に対し、臭気指数による規制基準(敷地境界線臭気指数15)が定められている。

##### c. 宮城県悪臭公害防止対策要綱





「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」に定めるもののほか、事業者は工場等(農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業の事業の用に供する施設及び作業)から発生する悪臭について、判定基準(敷地境界線で臭気強度1.8)を遵守するよう努め、悪臭の排出を抑制するため必要な措置を講じなければならないとされている。

##### d. 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導(敷地境界線で臭気濃度10)されている。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 悪臭防止法による規制地域（仙台市及び多賀城市の市街化区域）



S=1:25,000

0 250 500 1000m

出典：「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条に基づく規制基準」（平成8年3月1日 仙台市告示第109号）  
 「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準」（平成15年3月31日 宮城県告示第315号）

図 3.2-28  
 悪臭防止法による  
 規制地域



## ⑤ 水質汚濁

### a. 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域や地下水の水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は表 3.2-67 及び表 3.2-68 に示すとおりである。

表 3.2-67 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目              | 基準値(※)         |
|-----------------|----------------|
| カドミウム           | 0.003 mg/L 以下  |
| 全シアン            | 検出されないこと       |
| 鉛               | 0.01 mg/L 以下   |
| 六価クロム           | 0.05 mg/L 以下   |
| 砒素              | 0.01 mg/L 以下   |
| 総水銀             | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと       |
| PCB             | 検出されないこと       |
| ジクロロメタン         | 0.02 mg/L 以下   |
| 四塩化炭素           | 0.002 mg/L 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L 以下    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/L 以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006 mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン       | 0.01 mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン      | 0.01 mg/L 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002 mg/L 以下  |
| チウラム            | 0.006 mg/L 以下  |
| シマジン            | 0.003 mg/L 以下  |
| チオベンカルブ         | 0.02 mg/L 以下   |
| ベンゼン            | 0.01 mg/L 以下   |
| セレン             | 0.01 mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10 mg/L 以下     |
| ふっ素             | 0.8 mg/L 以下    |
| ほう素             | 1 mg/L 以下      |
| 1,4-ジオキサン       | 0.05 mg/L 以下   |

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」

(平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号)

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について(通知)」

(環水大発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日)

「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(平成 26 年環境省告示第 127 号)

(環水大発第 1411171 号 平成 26 年 11 月 17 日)

表 3.2-68 要監視項目及び指針値

| 公共用水域             |                | 地下水            |                |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 項目                | 指針値            | 項目             | 指針値            |
| クロロホルム            | 0.06 mg/L 以下   | クロロホルム         | 0.06 mg/L 以下   |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下   | 1,2-ジクロロプロパン   | 0.06 mg/L 以下   |
| 1,2-ジクロロプロパン      | 0.06 mg/L 以下   | p-ジクロロベンゼン     | 0.2 mg/L 以下    |
| p-ジクロロベンゼン        | 0.2 mg/L 以下    | イソキサチオン        | 0.008 mg/L 以下  |
| イソキサチオン           | 0.008 mg/L 以下  | ダイアジノン         | 0.005 mg/L 以下  |
| ダイアジノン            | 0.005 mg/L 以下  | フェニトロチオン(MEP)  | 0.003 mg/L 以下  |
| フェニトロチオン(MEP)     | 0.003 mg/L 以下  | イソプロチオラン       | 0.04 mg/L 以下   |
| イソプロチオラン          | 0.04 mg/L 以下   | オキシシン銅(有機銅)    | 0.04 mg/L 以下   |
| オキシシン銅(有機銅)       | 0.04 mg/L 以下   | クロロタロニル(TPN)   | 0.05 mg/L 以下   |
| クロロタロニル(TPN)      | 0.05 mg/L 以下   | プロピザミド         | 0.008 mg/L 以下  |
| プロピザミド            | 0.008 mg/L 以下  | EPN            | 0.006 mg/L 以下  |
| EPN               | 0.006 mg/L 以下  | ジクロルボス(DDVP)   | 0.008 mg/L 以下  |
| ジクロルボス(DDVP)      | 0.008 mg/L 以下  | フェノブカルブ(BPMC)  | 0.03 mg/L 以下   |
| フェノブカルブ(BPMC)     | 0.03 mg/L 以下   | イプロベンホス(IBP)   | 0.008 mg/L 以下  |
| イプロベンホス(IBP)      | 0.008 mg/L 以下  | クロルニトロフェン(CNP) | —              |
| クロルニトロフェン(CNP)    | —              | トルエン           | 0.6 mg/L 以下    |
| トルエン              | 0.6 mg/L 以下    | キシレン           | 0.4 mg/L 以下    |
| キシレン              | 0.4 mg/L 以下    | フタル酸ジエチルヘキシル   | 0.06 mg/L 以下   |
| フタル酸ジエチルヘキシル      | 0.06 mg/L 以下   | ニッケル           | —              |
| ニッケル              | —              | モリブデン          | 0.07 mg/L 以下   |
| モリブデン             | 0.07 mg/L 以下   | アンチモン          | 0.02 mg/L 以下   |
| アンチモン             | 0.02 mg/L 以下   | エピクロロヒドリン      | 0.0004 mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー         | 0.002 mg/L 以下  | 全マンガン          | 0.2 mg/L 以下    |
| エピクロロヒドリン         | 0.0004 mg/L 以下 | ウラン            | 0.002 mg/L 以下  |
| 全マンガン             | 0.2 mg/L 以下    |                |                |
| ウラン               | 0.002 mg/L 以下  |                |                |

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成 11 年 2 月 22 日環水規第 58 号 環水管第 49 号）  
「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」（平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号）  
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について（通知）」  
（環水大 wat 発第 091130004 号，環水大土 発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日）

生活環境項目について、河川ごとにあてはめるべき水域と類型を表 3.2-69～表 3.2-71 及び図 3.2-29 に示す。

調査範囲では、七北田川中流が B 類型、七北田川下流及び梅田川が C 類型に指定されている。

表 3.2-69 生活環境保全に係る環境基準(河川) (1/2)

ア

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                          | 基準値                 |                         |                         |               |                       |
|----------|-----------------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|-----------------------|
|          |                                   | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量<br>(SS)       | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                 |
| AA       | 水道 1 級, 自然環境保全, 及び A 以下の欄に掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 1 mg/L 以下               | 25 mg/L 以下              | 7.5 mg/L 以上   | 50MPN/<br>100mL 以下    |
| A        | 水道 2 級, 水産 1 級, 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 2 mg/L 以下               | 25 mg/L 以下              | 7.5 mg/L 以上   | 1,000MPN/<br>100mL 以下 |
| B        | 水道 3 級, 水産 2 級, 及び C 以下の欄に掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 3 mg/L 以下               | 25 mg/L 以下              | 5 mg/L 以上     | 5,000MPN/<br>100mL 以下 |
| C        | 水産 3 級, 工業用水 1 級, 及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 5 mg/L 以下               | 50 mg/L 以下              | 5 mg/L 以上     | -                     |
| D        | 工業用水 2 級, 農業用水及び E の欄に掲げるもの       | 6.0 以上<br>8.5 以下    | 8 mg/L 以下               | 100 mg/L 以下             | 2 mg/L 以上     | -                     |
| E        | 工業用水 3 級, 環境保全                    | 6.0 以上<br>8.5 以下    | 10 mg/L 以下              | ごみ等の浮遊<br>が認められな<br>いこと | 2 mg/L 以上     | -                     |

注 1) 基準値は日間平均値とする(湖沼, 海域もこれに準ずる)。

2) 農業利用水点については, 水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下, 溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

3) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級: 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級: ヤマメ, イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級: コイ, フナ等,  $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級: 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級: 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 3.2-70 生活環境保全に係る環境基準(河川)(2/2)

イ

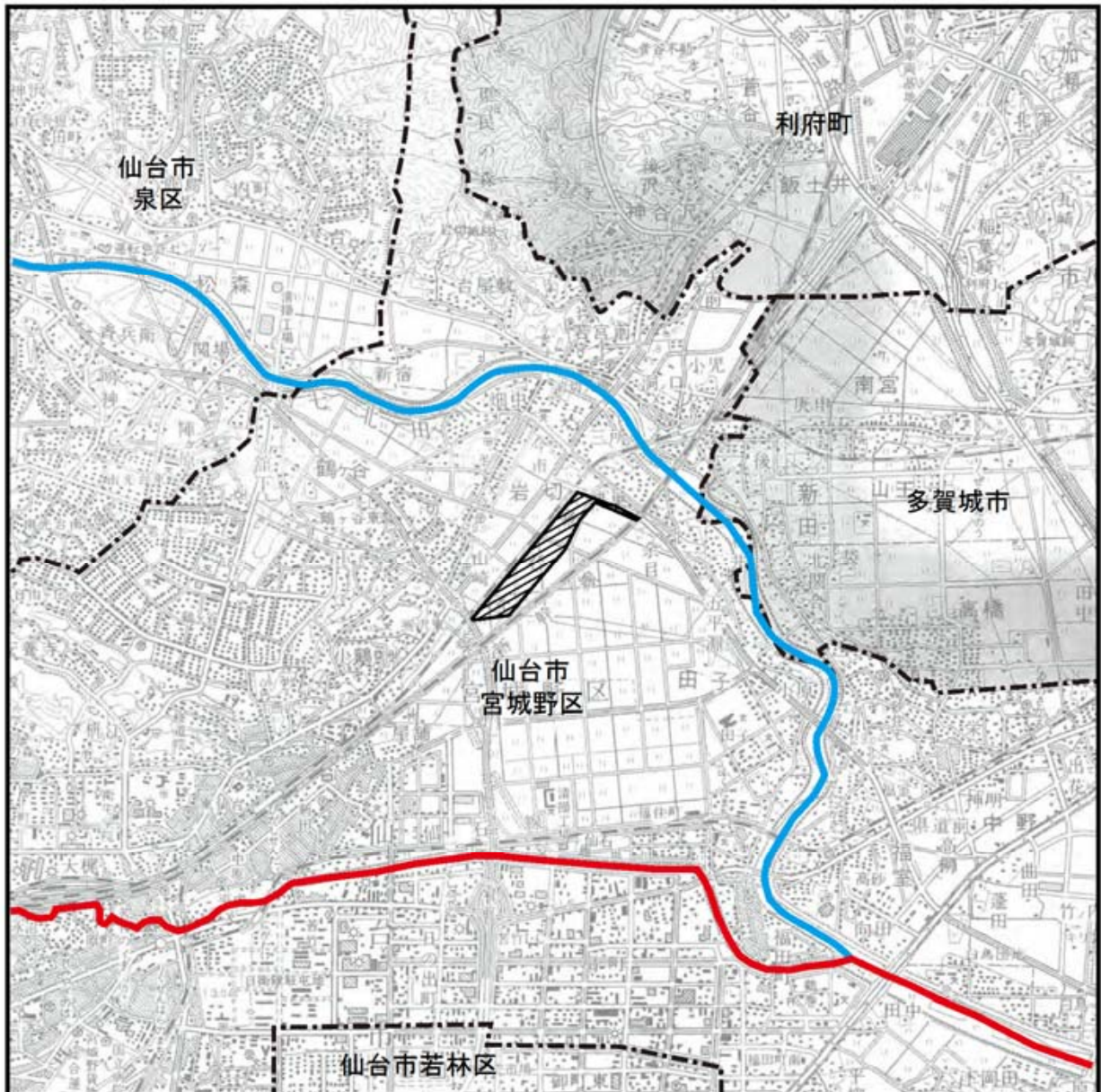
|       | 水生生物の生息状況の適応性   | 基準値             |                   |                      |
|-------|---|-----------------|-------------------|----------------------|
|       |   | 全亜鉛             | ノニルフェノール          | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A  | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03 mg/L<br>以下 | 0.001 mg/L<br>以下  | 0.03 mg/L<br>以下      |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03 mg/L<br>以下 | 0.0006 mg/L<br>以下 | 0.02 mg/L<br>以下      |
| 生物 B  | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03 mg/L<br>以下 | 0.002 mg/L<br>以下  | 0.05 mg/L<br>以下      |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/L<br>以下 | 0.002 mg/L<br>以下  | 0.04 mg/L<br>以下      |

注) 基準値は年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。  
 出典: 「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」  
 (昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 3.2-71 水域類型あてはめ

| 水系・水域 | 水域の範囲                  | 類型 | 達成期間 | 指定年月日    | 指定機関 |
|-------|------------------------|----|------|----------|------|
| 七北田川  | 七北田川中流(七北田橋より梅田川合流点まで) | B  | ロ    | S47.4.28 | 県    |
|       | 七北田川下流(梅田川合流点より下流)     | C  | ロ    | S47.4.28 | 県    |
|       | 梅田川(七北田川合流点より上流)       | C  | イ    | H17.9.16 | 県    |

注) 達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。  
 「イ」: 直ちに達成,  
 「ロ」: 5 年以内で可及的速やかに達成,  
 「ハ」: 5 年をこえる期間で可及的速やかに達成,  
 「ニ」: 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。  
 出典: 「環境基準の水域類型の指定」(昭和 47 年 4 月 28 日 宮城県告示第 373 号)  
 「環境規準と類型あてはめ」(宮城県)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : B類型
-  : C類型

出典：「水質環境基準と類型あてはめ」（宮城県）  
[http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/ki\\_junandruikeih23.html](http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/ki_junandruikeih23.html)

図 3.2-29 水域類型



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

b. 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表 3.2-72 及び表 3.2-73 に示すとおりである。

表 3.2-72 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(1/2)

| 区分        | 項目  | 一律排水基準(法指定)  | 地下浸透基準   |
|-----------|---|--|--|
| 水質に係る排水基準 | カドミウム及びその化合物  | 0.03 mg/L  | 0.001 mg/L   |
|           | シアン化合物  | 1 mg/L   | 0.1 mg/L   |
|           | 有機リン化合物<br>(パラチオン, メチルパラチオン,<br>メチルジメトン及び EPN に限る。) | 1 mg/L   | 0.1 mg/L   |
|           | 鉛及びその化合物  | 0.1 mg/L   | 0.005 mg/L   |
|           | 六価クロム化合物  | 0.5 mg/L   | 0.04 mg/L  |
|           | 砒素及びその化合物   | 0.1 mg/L   | 0.005 mg/L   |
|           | 水銀及びアルキル水銀その他の<br>水銀化合物                             | 0.005 mg/L   | 0.0005 mg/L  |
|           | アルキル水銀化合物   | 検出されないこと   | 0.0005 mg/L  |
|           | ポリ塩化ビフェニル   | 0.003 mg/L   | 0.0005 mg/L  |
|           | トリクロロエチレン   | 0.3 mg/L   | 0.002 mg/L   |
|           | テトラクロロエチレン  | 0.1 mg/L   | 0.0005 mg/L  |
|           | ジクロロメタン   | 0.2 mg/L   | 0.002 mg/L   |
|           | 四塩化炭素   | 0.02 mg/L  | 0.0002 mg/L  |
|           | 1,2-ジクロロエタン   | 0.04 mg/L  | 0.0004 mg/L  |
|           | 1,1-ジクロロエチレン  | 1 mg/L   | 0.002 mg/L   |
|           | 1,2-ジクロロエチレン  | シス体として 0.4 mg/L  | シス体及びトランス体として<br>0.004 mg/L  |
|           | 1,1,1-トリクロロエタン                                      | 3 mg/L   | 0.0005 mg/L  |
|           | 1,1,2-トリクロロエタン                                      | 0.06 mg/L  | 0.0006 mg/L  |
|           | 1,3-ジクロロプロペン  | 0.02 mg/L  | 0.0002 mg/L  |
|           | チウラム  | 0.06 mg/L  | 0.0006 mg/L  |
|           | シマジン  | 0.03 mg/L  | 0.0003 mg/L  |
|           | チオベンカルブ   | 0.2 mg/L   | 0.002 mg/L   |
|           | ベンゼン  | 0.1 mg/L   | 0.001 mg/L   |
|           | セレン及びその化合物  | 0.1 mg/L   | 0.002 mg/L   |
|           | ほう素及びその化合物  | 海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L                                 | 0.2 mg/L   |
|           | ふっ素及びその化合物  | 海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L                                   | 0.2 mg/L   |
|           | アンモニア, アンモニウム化合物,<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物                  | アンモニア性窒素に 0.4 を乗じた<br>もの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素<br>の合計量 100 mg/L | アンモニア又はアンモニウム化<br>合物にあつては 0.7 mg/L, 亜硝<br>酸化合物にあつては 0.2 mg/L,<br>硝酸化合物にあつては 0.2 mg/L |
| 塩化ビニルモノマー | —   | 0.0002 mg/L  |  |
| 1,4-ジオキサソ | 0.5 mg/L  | 0.005 mg/L   |  |

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)  
「水質汚濁防止法施行規則」(昭和46年6月19日 総理府・通商産業省令第2号)  
「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」  
(平成元年8月21日 環境庁告示39号 改訂平成24年 環告87号)  
「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(平成26年11月4日 環境省令第30号)

表 3.2-73 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(2/2)

| 項目                               | 区分          | 水質汚濁防止法  |                        |          | 宮城県公害防止条例   | 仙台市公害防止条例   |
|----------------------------------|-------------|----------|------------------------|----------|---|---|
|                                  |             | 一般排水基準   | 特別排水基準 <sup>※1※5</sup> |          |   |   |
|                                  | 排水          |          | 下水道整備区域                | その他の区域   | 50 m <sup>3</sup> /日以上<br>25 m <sup>3</sup> /日以上 <sup>※</sup> | 50 m <sup>3</sup> /日以上<br>25 m <sup>3</sup> /日以上 <sup>※</sup> |
| pH(水素指数)                         | 海域に排出する場合   | 5.0～9.0  | —                      | —        | 5.0～9.0   | 5.0～9.0   |
|                                  | 海域以外に排出する場合 | 5.8～8.6  | 5.8～8.6                | 5.8～8.6  | 5.8～8.6   | 5.8～8.6   |
| BOD<br>(海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用) |             | 160(120) | 30(20)                 | 130(100) | 160(120)  | 160(120)  |
| COD<br>(海域・湖沼に排出する場合に適用)         |             | 160(120) | 160(120)               | 160(120) | 160(120)  | 160(120)  |
| 浮遊物質                             |             | 200(150) | 90(70)                 | 200(150) | 200(150)  | 200(150)  |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量                  | 鉱油類         | 5        | 5                      | 5        | 5   | 5   |
|                                  | 動植物油脂類      | 30       | 30                     | 30       | 30  | 30  |
| フェノール類含有量                        |             | 5        | 5                      | 5        | 5   | 5   |
| 銅含有量                             |             | 3        | 3                      | 3        | 3   | 3   |
| 亜鉛含有量                            |             | 2        | 2                      | 2        | 2   | 5   |
| 溶解性鉄含有量                          |             | 10       | 10                     | 10       | 10  | 10  |
| 溶解性マンガン含有量                       |             | 10       | 10                     | 10       | 10  | 10  |
| クロム含有量                           |             | 2        | 2                      | 2        | 2   | 2   |
| 大腸菌群数(個/1 cm <sup>3</sup> )      |             | (3000)   | (3000)                 | (3000)   | (3000)  | (3000)  |
| 窒素含有量 <sup>※2</sup>              |             | 120(60)  | 120(60)                | 120(60)  | 120(60)   | —   |
| 燐含有量 <sup>※3</sup>               |             | 16(8)    | 16(8)                  | 16(8)    | 16(8)   | —   |

※：( )の数値は日間平均値

※1：広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25 m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。

※2：青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※3：青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※4：宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに\*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25 m<sup>3</sup>以上の事業場が規制対象となる。

※5：畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10 m<sup>3</sup>以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日 宮城県条例第40号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準」(仙台市)

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」、「仙台市下水道条例」により表 3.2-74 に示すように排水基準が定められている。

表 3.2-74 下水排水基準

| 項目                         |        | 基準値               |
|----------------------------|--------|-------------------|
| 水温                         |        | 45℃未満             |
| 水素イオン濃度                    |        | 5 を超え 9 (12) 未満   |
| 生物化学的酸素要求量(BOD)            |        | 600 (1200)mg/L 未満 |
| 浮遊物質(SS)                   |        | 600 (1200)mg/L 未満 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量            | 鉱油類    | 5 mg/L 以下         |
|                            | 動植物油脂類 | 30 (150)mg/L 以下   |
| よう素消費量                     |        | 220 mg/L 未満       |
| フェノール類                     |        | 5 mg/L 以下         |
| 銅及びその化合物                   |        | 3 mg/L 以下         |
| 亜鉛及びその化合物                  |        | 2 mg/L 以下         |
| 鉄及びその化合物(溶解性)              |        | 10 mg/L 以下        |
| マンガン及びその化合物(溶解性)           |        | 10 mg/L 以下        |
| クロム及びその化合物                 |        | 2 mg/L 以下         |
| カドミウム及びその化合物               |        | 0.03 mg/L 以下      |
| シアン化合物                     |        | 1 mg/L 以下         |
| 有機リン化合物                    |        | 1 mg/L 以下         |
| 鉛及びその化合物                   |        | 0.1 mg/L 以下       |
| 六価クロム化合物                   |        | 0.5 mg/L 以下       |
| 砒素及びその化合物                  |        | 0.1 mg/L 以下       |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物        |        | 0.005 mg/L 以下     |
| アルキル水銀化合物                  |        | 検出されないこと          |
| ポリ塩化ビフェニル                  |        | 0.003 mg/L 以下     |
| トリクロロエチレン                  |        | 0.3 mg/L 以下       |
| テトラクロロエチレン                 |        | 0.1 mg/L 以下       |
| ジクロロメタン                    |        | 0.2 mg/L 以下       |
| 四塩化炭素                      |        | 0.02 mg/L 以下      |
| 1,2-ジクロロエタン                |        | 0.04 mg/L 以下      |
| 1,1-ジクロロエチレン               |        | 1 mg/L 以下         |
| シス-1,2-ジクロロエチレン            |        | 0.4 mg/L 以下       |
| 1,1,1-トリクロロエタン             |        | 3 mg/L 以下         |
| 1,1,2-トリクロロエタン             |        | 0.06 mg/L 以下      |
| 1,3-ジクロロプロペン               |        | 0.02 mg/L 以下      |
| チラウム                       |        | 0.06 mg/L 以下      |
| シマジン                       |        | 0.03 mg/L 以下      |
| チオベルカンプ                    |        | 0.2 mg/L 以下       |
| ベンゼン                       |        | 0.1 mg/L 以下       |
| セレン及びその化合物                 |        | 0.1 mg/L 以下       |
| ほう素及びその化合物                 |        | 10 【230】 mg/L 以下  |
| ふっ素及びその化合物                 |        | 8 【15】 mg/L 以下    |
| アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 |        | 380 mg/L 未満       |
| 1,4-ジオキサン                  |        | 0.5 mg/L 以下       |
| ダイオキシン類                    |        | 10 pg-TEQ/L 以下    |

注 1) ( )内の基準値は、一日平均排水量が 50 m<sup>3</sup>未満の場合に適用。

2) 【 】内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「下水道法」(平成 17 年月 22 日 法律第 70 号)

「下水道法施行令の一部を改正する政令について」(国土交通省 平成 26 年 11 月 14 日)

「仙台下水道条例」(仙台市条例第 19 号)



## ⑥ 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として26項目設定されていた人の健康の保護に関する環境基準は、平成21年11月に新たに塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンが追加され、28項目となった。また、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)が追加されている。さらに、1,1-ジクロロエチレン、カドミウムについては基準値が見直され、1,1-ジクロロエチレン0.1 mg/L、カドミウム0.003 mg/Lに変更されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-75 に示すとおりである。

表 3.2-75 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目             | 基準値            |
|----------------|----------------|
| カドミウム          | 0.003 mg/L 以下  |
| 全シアン           | 検出されないこと       |
| 鉛              | 0.01 mg/L 以下   |
| 六価クロム          | 0.05 mg/L 以下   |
| 砒素             | 0.01 mg/L 以下   |
| 総水銀            | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀         | 検出されないこと       |
| PCB            | 検出されないこと       |
| ジクロロメタン        | 0.02 mg/L 以下   |
| 四塩化炭素          | 0.002 mg/L 以下  |
| 塩化ビニルモノマー      | 0.002 mg/L 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン    | 0.004 mg/L 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 0.1 mg/L 以下    |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 0.04 mg/L 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン      | 0.01 mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン     | 0.01 mg/L 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002 mg/L 以下  |
| チウラム           | 0.006 mg/L 以下  |
| シマジン           | 0.003 mg/L 以下  |
| チオベンカルブ        | 0.02 mg/L 以下   |
| ベンゼン           | 0.01 mg/L 以下   |
| セレン            | 0.01 mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10 mg/L 以下     |
| ふっ素            | 0.8 mg/L 以下    |
| ほう素            | 1 mg/L 以下      |
| 1,4-ジオキサン      | 0.05 mg/L 以下   |

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

改正 平10環告23, 平11環告16, 平20環告41, 平21環告79, 平23環告95,  
平24環告85, 平26環告127

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」  
(平成21年11月30日 環境省告示第79号)

⑦ 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っている。対象事象実施区域は「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」で地下採取規制地域に指定されている。(図 3.1-17 参照)

⑧ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2-76 に示すとおりである。

表 3.2-76 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目              | 環境上の条件  |
|-----------------|---|
| カドミウム           | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること        |
| 全シアン            | 検液中に検出されないこと  |
| 有機燐             | 検液中に検出されないこと  |
| 鉛               | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。  |
| 六価クロム           | 検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。  |
| 砒素              | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。 |
| 総水銀             | 検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。  |
| アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと  |
| PCB             | 検液中に検出されないこと  |
| 銅               | 農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。                           |
| ジクロロメタン         | 検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。  |
| 四塩化炭素           | 検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。   |
| 1,2-ジクロロエタン     | 検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。   |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。  |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 検液 1L につき 1 mg 以下であること。   |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。   |
| トリクロロエチレン       | 検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。  |
| テトラクロロエチレン      | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。  |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。   |
| チウラム            | 検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。   |
| シマジン            | 検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。   |
| チオベンカルブ         | 検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。  |
| ベンゼン            | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。  |
| セレン             | 検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。  |
| ふっ素             | 検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。   |
| ほう素             | 検液 1L につき 1 mg 以下であること。   |

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日 環境省告示第 46 号)

⑨ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2-77 に示すとおりである。

表 3.2-77 ダイオキシン類に係る環境基準

| 項目               | 基準値                         | 測定方法  |
|------------------|-----------------------------|---|
| 大気               | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水質<br>(水底の底質を除く) | 1pg-TEQ/L 以下                | JIS K 0312 に定める方法   |
| 水底の底質            | 150pg-TEQ/g 以下              | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法                  |
| 土壌               | 1,000pg-TEQ/g 以下            | 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法                     |

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

2) 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

### ⑩ 日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく仙台市の日影規制は表 3.2-78 に示すとおりである(図 3.2-4 用途地域図 参照)。

計画地は市街化調整区域であるため、日影規制の対象とならない。

表 3.2-78 日影規制

| 対象地域   | 建築基準法<br>別表第4(に)<br>欄の項 | 参考                         |                |         |       |
|--|-------------------------|----------------------------|----------------|---------|-------|
|  |                         | 制限を受ける<br>建築物              | 平均地盤面<br>からの高さ | 日影時間(※) |       |
|  |                         |                            |                | 10m 以内  | 10m 超 |
| 第一種低層住居専用地域,<br>第二種低層住居専用地域                    | (一)                     | 軒の高さが7m<br>を超える又は3階<br>建以上 | 1.5m           | 3時間     | 2時間   |
| 第一種中高層住居専用地<br>域, 第二種中高層住居専用<br>地域             | (二)                     | 10m 超える                    | 4m             | 4時間     | 2.5時間 |
| 第一種住居地域, 第二種住<br>居地域, 準住居地域, 近隣商<br>業地域, 準工業地域 | (二)                     | 10m 超える                    | 4m             | 5時間     | 3時間   |

※ 「日影時間」欄に示す「10m 以内」「10m 超」は、敷地境界線からの水平距離を示す。

出典：「建築基準法」(平成20年5月23日 法律第40号)

### ウ 災害防止に係る指定地域等の状況

計画地付近には、砂防指定地及び地すべり防止区域等の防災関連法律による指定区域は存在しない。

### エ 景観の保全に関する条例

仙台市では、平成7年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日に景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定し、7月1日より施行されている。

仙台市全域を対象とした景観計画区域内では建築物及び工作物に対する取り組みとして、届出の対象となる行為(表 3.2-79)と良好な景観形成のための行為の制限(表 3.2-80)を定めている。

表 3.2-79 届出対象行為等

| 届出対象規模(表のいずれかに該当するもの) |   |
|-----------------------|---|
| 建築物                   | 高さが 20m を超えるもの                                  |
|                       | 延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの               |
| 工作物                   | 高さが 30m を超えるもの                                  |
|                       | 延長が 50m を超える橋りょう, 高架道路, アーケード等                  |
|                       | 高さが 6m を超え, かつ延長が 50m を超える擁壁<br>(道路に沿って築造されるもの) |
| 建築物の屋上に<br>工作物がある場合   | 工作物を含めた高さが 30m を超えるもの                           |

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 21 年 7 月 仙台市）

表 3.2-80 景観計画区域(自然景観ゾーン)における行為の制限

| 対象項目 |       | 自然景観ゾーン(都市計画区域外及び市街化調整区域)   |
|------|-------|---|
|      |       | 山並み緑地ゾーン, 河川・海岸地ゾーン, 田園地ゾーン   |
| 建築物  | 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根, 壁面は, 眺望に配慮し, 周囲の風景と違和感のない形態・意匠とする。</li> <li>・建物配置は, 地形に対峙せず, 緑地, 水辺等へのアクセスを遮らない工夫をする。</li> <li>・門塀等の外構施設は, 周囲の景観と違和感のないものとする。</li> <li>・屋外設備は, 建築物との一体化や外部からの見通しに対する遮蔽を工夫する。</li> </ul> |
|      | 高さ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲からの眺望に配慮し, 背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。</li> <li>・里山や田園地の集落景観と調和し, 違和感のない高さとする。</li> </ul>   |
|      | 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・派手な色彩を避け, 周囲の環境に調和する色彩とする。</li> <li>・外壁の基調色は, 主に低彩度の色彩とする。</li> <li>・彩度はマンセル値によるものとし, 色相に応じて以下のものを基調とする。<br/>色相 5R~5Y の場合, 彩度 4 以下<br/>色相がその他の場合, 彩度 2 以下</li> </ul>                        |
|      | 緑化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の自然環境を借景として取り入れる緑化を工夫する。</li> <li>・既存の樹木や緑, 水辺を保全し, 自然を活用した緑化を工夫する。</li> </ul>  |
| 工作物  | 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう, 擁壁等の構造物は, 周辺環境や遠景, 中景, 近景に配慮した, 質の高いデザインと修景とする。</li> </ul>  |
|      | 高さ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲からの眺望に配慮し, 背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。</li> <li>・里山や田園地の集落景観と調和し, 違和感のない高さとする。</li> </ul>   |
|      | 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・派手な色彩を避け, 周囲の環境に調和する色彩とする。</li> </ul>   |

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 21 年 7 月 仙台市）

(2) 行政計画・方針等

ア 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

① 仙台市総合計画

仙台市総合計画の”基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示してある。”基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

”基本構想”を実現するための”基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表3.2-81に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 3.2-81 重点政策

| 重点政策                  | 施策の方向性  |
|-----------------------|---|
| 学びを多彩な活力につなげる都市づくり    | 「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。  |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学びを楽しむミュージアム都市の推進</li> <li>・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり</li> <li>・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力</li> </ul>   |
| 地域で支え合う心豊かな社会づくり      | 「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。   |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生・健康社会づくり</li> <li>・子育て応援社会づくり</li> <li>・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み</li> </ul>   |
| 自然と調和した持続可能な都市づくり     | 「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。                                       |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素・資源循環都市づくりの推進</li> <li>・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進</li> <li>・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成</li> <li>・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり</li> </ul> |
| 人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり | 「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。   |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業の飛躍と競争力の強化</li> <li>・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み</li> <li>・未来への活力を創る産業の育成・誘致</li> <li>・新たな都市軸の形成と活用</li> </ul>                                  |

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）

分野別計画では、表 3.2-82 に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」（3分野 30 基本的施策）、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」（3分野 23 基本的施策）ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 3.2-82 分野別計画

| 学びの都・共生の都の実現をめざす            |   | 潤いの都・活力の都の実現をめざす      |  |
|-----------------------------|---|-----------------------|--|
| 1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり   | <p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信</li> <li>・多様な学びの拠点の充実</li> <li>・学びを楽しむことのできる環境整備</li> <li>・大学等と連携したまちづくり</li> <li>・若者の力を生かしたまちづくり</li> </ul> <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる力を育む学校教育の充実</li> <li>・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実</li> <li>・子どもたちの成長を応援する地域づくり</li> </ul> <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の創造性を生かす文化芸術の振興</li> <li>・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興</li> </ul>  | 1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり | <p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素都市づくり</li> <li>・資源循環都市づくり</li> <li>・良好で快適な環境を守り創る都市づくり</li> </ul> <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境の保全</li> <li>・緑と水のネットワークの形成</li> <li>・身近で魅力的な公園の整備</li> <li>・風格ある景観の形成</li> </ul>   |
| 2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり | <p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの推進</li> <li>・医療・救急体制の充実</li> </ul> <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い都市構造の形成</li> <li>・災害への対応力の強化</li> <li>・地域の連携による防災力の向上</li> </ul> <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的な生活基盤の整備・管理</li> <li>・地域の安全対策の充実</li> <li>・暮らしの安全の確保</li> </ul>   | 2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり    | <p>機能集約型市街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実</li> <li>・拠点の機能の強化・充実</li> <li>・都市構造の基軸となる都市軸の形成</li> <li>・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生</li> </ul> <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築</li> <li>・便利で安全な交通環境の構築</li> <li>・都市活動を支える道路ネットワークの構築</li> </ul>                              |
| 3. 共に生き自立できる社会づくり           | <p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとにやさしい都市環境の構築</li> <li>・男女共同参画社会の形成</li> <li>・外国人が暮らしやすい社会の形成</li> </ul> <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく元気に育つ環境づくり</li> <li>・安心して子育てができる社会づくり</li> <li>・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり</li> </ul> <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり</li> <li>・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり</li> <li>・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり</li> </ul> <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立した地域生活を送ることができるまちづくり</li> <li>・安心して暮らすことができるまちづくり</li> <li>・生きがいや働きがいの持てるまちづくり</li> </ul> | 3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり | <p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人をひきつける仙台ブランドの創造</li> <li>・広域交流機能の充実</li> <li>・世界につながる都市づくり</li> <li>・東北各地域との連携の強化</li> </ul> <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大</li> <li>・付加価値の高い産業の振興</li> <li>・情報通信技術を生かした活力づくり</li> <li>・中心部・地域商店街の活力づくり</li> <li>・多面的機能を有する農林業の活性化</li> </ul> |

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

② 仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針—

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想(地方自治法第 2 条第 4 項)並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第 6 条の 2)に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度～平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 3.2-83 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 3.2-84、及び図 3.2-30 に示す土地利用の基本方針では、本計画地が該当する「集落・里山・田園ゾーン」の基本方針として、「自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る」、また、「田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全する」こととされている。

また、表 3.2-85 に示す都市づくりの基本的な方向においては、自然環境の保全・継承が掲げられており、1)豊かな自然環境や水環境の保全・継承、2)集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化、3)多様な生態系の保全と水源の涵養、4)東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生、を図ることとされている。

表 3.2-83 都市づくりの目標像

| 21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像 |   |
|-----------------------|---|
| 目標像                   | 杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市<br>～活力を高め豊かさを楽しむ魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～   |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。<br/>そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。</li> <li>○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。<br/>また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。</li> <li>○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。</li> <li>○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。</li> <li>○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。<br/>また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。</li> </ul> |

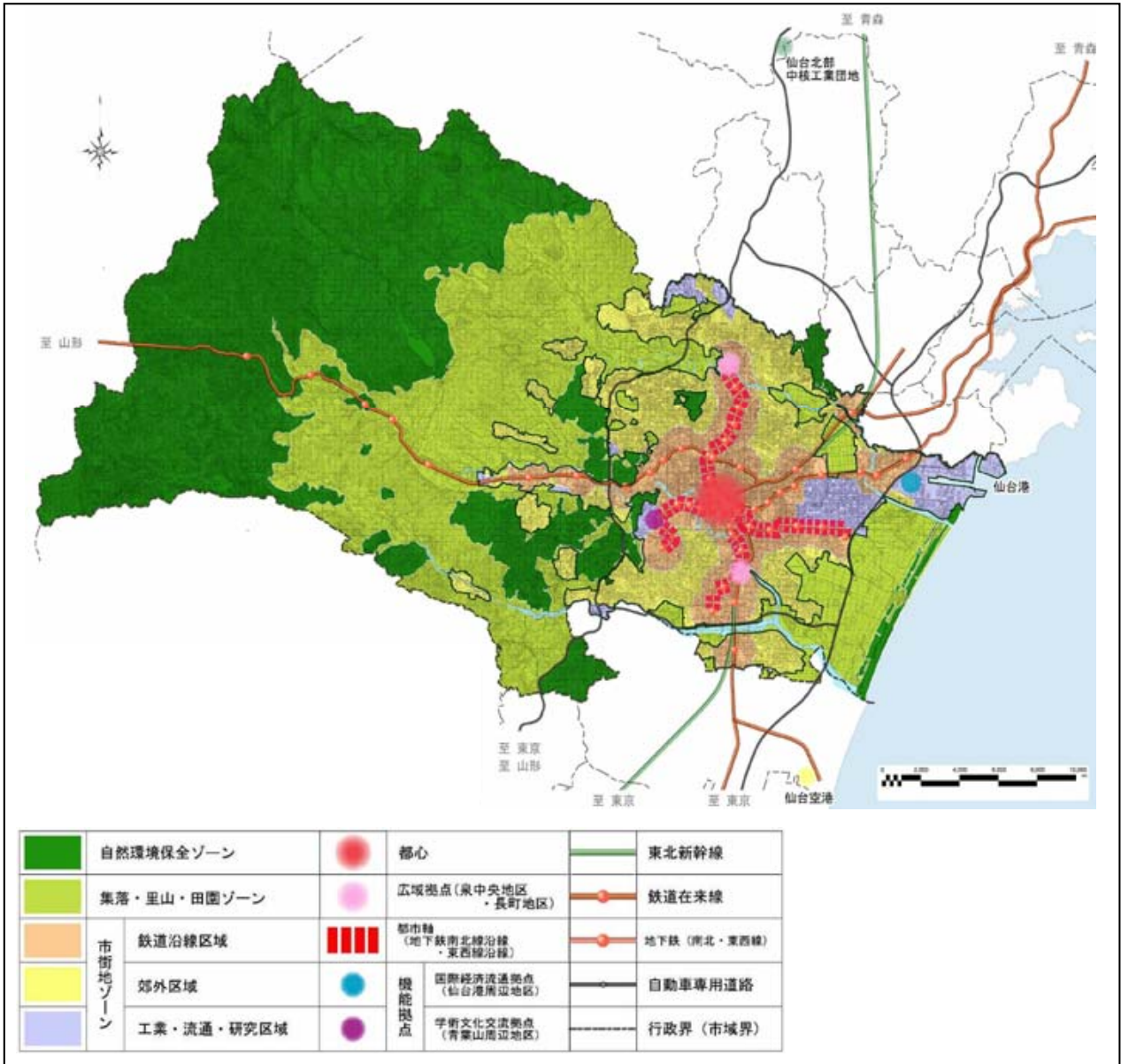
出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成 24 年 3 月 仙台市)



表 3.2-84 土地利用の基本方針

|   |   |
|---|---|
| 都市空間構成の基本方針   |   |
| <p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊かな水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに、魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指すため、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって、「機能集約型市街地再生と地域再生」の都市づくりを進めます。</p> |   |
| 土地利用の基本方針   |   |
| 自然環境保全ゾーン   | 豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する   |
| 集落・里山・田園ゾーン   | 自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。<br>土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。<br>里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。<br>田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。 |
| 市街地ゾーン  | 市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。<br>豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。   |
| 鉄道沿線区域  | 鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る。   |
| 工業・流通・研究区域  | 交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。<br>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。  |
| 郊外区域  | 市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。<br>特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。<br>また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。  |
| 都心、拠点、都市軸形成の方針  |   |
| 都心  | 東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。<br>また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。   |
| 拠点  | 都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。   |
| 広域拠点  | 泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。  |
| 機能拠点  | 仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。  |
| 都市軸   | 東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。<br>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。  |
| 東西都市軸   | 地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。   |
| 南北都市軸   | 都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。   |

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成 24 年 3 月 仙台市)

図 3.2-30 土地利用方針図

表 3.2-85 都市づくりの基本的な方向

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| ○土地利用に関する基本的な方向       |  | 自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります  |
| 方針                    | 1. 都心の機能強化・拡充  | 1)多様な都市機能の集積・高度化<br>2)都市基盤の整備と市街地環境の改善<br>3)都心交通環境の改善・強化  |
|                       |  | 4)緑あふれる風格のある都心空間の創出<br>5)魅力や利便性を活かした都心居住の推進   |
|                       | 2. 拠点の機能強化・充実  | 1)広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化<br>2)機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積  |
|                       | 3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成  | 1)地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携<br>2)南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新<br>3)都市軸沿線居住の推進   |
|                       | 4. 良好な市街地の形成   | 1)鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実<br>2)工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積<br>3)大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用<br>4)住み替えしやすい環境の構築  |
|                       | 5. 郊外区域の地域再生   | 1)暮らしを支える都市機能の維持・改善<br>2)生活に必要な地域交通の確保  |
|                       | 3)さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化   |   |
| 6. 自然環境の保全・継承         | 1)豊かな自然環境や水環境の保全・継承<br>2)集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化<br>3)多様な生態系の保全と水源の涵養<br>4)東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生 |   |
| ○交通に関する基本的な方向         |  | 公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります   |
| 方針                    | 7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築   | 1)地下鉄東西線の整備<br>2)既存鉄道の強化<br>3)鉄道と連携したバス路線網への再編  |
|                       |  | 4)交通結節機能の強化<br>5)都市活動を支える幹線道路網の構築<br>6)広域交通基盤の防災機能の強化   |
|                       | 8. 便利で快適な交通環境の構築   | 1)乗り継ぎ利便性の向上<br>2)利用しやすい運賃やサービスの導入  |
|                       | 3)交通施設のバリアフリー化の推進  |   |
| 9. 環境にやさしい交通手段への転換    | 1)過度な自動車利用から公共交通利用への転換<br>2)自転車利用の推進   |   |
|                       | 3)公共交通などの適正な利用の推進  |   |
| ○防災・環境に関する基本的な方向      |  | 災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります  |
| 方針                    | 10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成   | 1)都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築<br>2)公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進<br>3)高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築<br>4)防犯に配慮した都市環境の構築<br>5)多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進<br>6)丘陵地などの安全で安心な宅地の確保 |
|                       | 11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成   | 1)建築物などの省エネルギー性能の向上<br>2)地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進  |
|                       | 3)自然の働きを活かした都市空間の形成<br>4)エコモデルタウンの構築   |   |
| ○緑・景観に関する基本的な方向       |  | 都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります   |
| 方針                    | 12. 緑豊かで潤いのある都市空間の形成   | 1)緑と水による潤いのある都市空間の形成<br>2)市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進  |
|                       |  | 3)自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生  |
| 13. 風格ある都市景観の形成       | 1)「杜の都」にふさわしい都市景観の形成<br>2)魅力的な街並みの形成   |   |
|                       | 3)歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成   |   |
| ○市民協働に関する基本的な方向       |  | きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります  |
| 方針                    | 14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援  | 1)地域特性に応じたきめ細やかな対応<br>2)地域住民のまちづくり活動の支援強化   |
|                       |  | 3)地域住民との情報共有  |
| 15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進 | 1)市民参画の機会の拡充<br>2)まちづくり主体の交流と連携の推進   |   |
|                       | 3)市民力が発揮できる新しい市民協働の推進<br>4)復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり   |   |

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

### ③ 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)

「仙台市環境基本条例」(平成8年3月 仙台市条例第3号)に基づき定められた「杜の都環境プラン」は、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものである。

平成23年度～平成32年度までの10年間の計画期間とする「杜の都環境プラン」では、おおむね21世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像(環境都市像)と、環境都市像を具現化するため4つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。

表 3.2-86 に環境都市像を示す。

表 3.2-86 環境都市像

| 環境都市像   |  |
|---|--|
| <p>「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台</p> <p>— 杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ —</p> |  |
| 分野別の環境都市像   |  |
|   | <p>「低炭素都市」仙台      まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市</p>   |
| 例え<br>ば   | <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。</li> <li>地下鉄の整備やバス路線網の再編などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。</li> <li>森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など</li> </ul>          |
|   | <p>「資源循環都市」仙台      資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市</p>   |
| 例え<br>ば   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。</li> <li>事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。</li> <li>生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など</li> </ul>  |
|   | <p>「自然共生都市」仙台      自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市</p>   |
| 例え<br>ば   | <ul style="list-style-type: none"> <li>山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐくまれている。</li> <li>市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっていく。</li> <li>森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など</li> </ul>      |
|   | <p>「快適環境都市」仙台      市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市</p>   |
| 例え<br>ば   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。</li> <li>すがすがしい空気、心安らぐ鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五感で感じることができる。</li> <li>歴史的・文化的な環境を大切にする価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。</li> <li>青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など</li> </ul> |

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、表 3.2-87 及び図 3.2-31 に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。本計画地は郊外に該当する。

表 3.2-87 都市の将来イメージ

|   |
|---|
| <p><b>都市全体の将来イメージ</b></p> <p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢，市域のおよそ6割を占める豊かな森林と，広瀬川，名取川，七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され，自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた，自然と共生した都市が構築された状態になっています。また，機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに，市街地の緑は厚みを増し，遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど，「杜の都」の心地よい環境に至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>   |
| <p><b>地区別の将来イメージ</b></p> <p><b>市街地の姿</b></p> <p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され，移動が便利で，都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み，エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており，面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また，都心や拠点から離れた地域では，身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し，市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも，省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか，街路樹や公園などの緑が豊かで，緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み，歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど，身近な場所で憩いや潤い，安らぎを感じることができる姿になっています。</p> <p><b>郊外部の姿</b></p> <p>豊かな自然環境が保全され，市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが，都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに，森林や里山の継続的な手入れによって，それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また，自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み，多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p> <p><b>市街地と郊外部のつながり</b></p> <p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や，海浜地域から市街地方面への風の道により，市街地のヒートアイランド現象が緩和され，また，河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また，生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ，生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに，市街地の緑地にも，より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p> |

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)



出典：「社の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

図 3.2-31 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 3.2-88 に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」などについて、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 3.2-88 環境施策の展開の方向

|                         |    |   |
|-------------------------|----|---|
| 1. 低炭素都市づくり             | 目標 | ■平成32年度(2020年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を平成17年度(2005年度)比で25%以上削減します。   |
|                         | 施策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる</li> <li>・エネルギー効率の高い交通システムをつくる</li> <li>・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</li> <li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる</li> </ul>  |
| 2. 資源循環都市づくり            | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■平成32年度(2020年度)におけるごみの総量を平成21年度(2009年度)比で10%以上削減し330,000t以下とします。</li> <li>■平成32年度(2020年度)におけるリサイクル率を40%以上とします。</li> <li>■平成32年度(2020年度)における燃やすごみの総量を平成21年度(2009年度)比で16%以上削減し267,000t以下とします。</li> </ul> |
|                         | 施策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源を大事に使う</li> <li>・資源のリサイクルを進める</li> <li>・廃棄物の適正な処理を進める</li> </ul>  |
| 3. 自然共生都市づくり            | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■平成32年度(2020年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。</li> <li>■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。</li> <li>■身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。</li> </ul>  |
|                         | 施策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を守り、継承する</li> <li>・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする</li> <li>・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める</li> <li>・豊かな水環境を保つ</li> </ul>   |
| 4. 快適環境都市づくり            | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。</li> <li>■平成32年度(2020年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</li> </ul>                        |
|                         | 施策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ</li> <li>・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める</li> </ul>  |
| 5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり | 目標 | ■平成32年度(2020年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常に行っている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。  |
|                         | 施策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる</li> <li>・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える</li> <li>・環境づくりを支える市民力を高める</li> <li>・環境についての情報発信や交流・連携を進める</li> </ul>   |

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する東部田園地域の指針は、表 3.2-89 に示すとおりである。

表 3.2-89 土地利用における環境配慮の指針

|        |         |   |
|--------|---------|---|
| 東部田園地域 | 基本的考え方  | <p>本地域にまとまりを持って保全されてきた農地は、本市の特色であり、保水や地下水の涵養、太平洋から本地域を抜ける海風の流入など市街地の環境を支える基盤としても重要です。また、生物多様性の観点からも、農地は独自の生態系を構成するなど重要な価値を持っています。比較的開発需要が高い地域でもありますが、食料生産の面も含め都市の持続可能性の基礎となる重要な地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれます。</p>  |
|        | 環境配慮の指針 | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。</li> <li>(2) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。</li> <li>(3) 環境にやさしい農業(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減)等により、水田の特徴的な生態系の維持に努める。</li> <li>(4) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。</li> <li>(5) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、広大な田園、居久根に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。</li> <li>(6) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。</li> <li>(7) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO 等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</li> </ol> |

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)



また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 3.2-90 に示すように企画段階、計画段階、実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 3.2-90 開発事業等における段階別の配慮の指針

|        |         |   |
|--------|---------|---|
| 企画段階   | 基本的考え方  | 事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。   |
|        | 環境配慮の指針 | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 植生自然度の高い地域や希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</li> <li>(2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</li> <li>(3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</li> <li>(4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</li> <li>(5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>(6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</li> <li>(7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ol>   |
| 計画段階   | 基本的考え方  | 施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。  |
|        | 環境配慮の指針 | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</li> <li>(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</li> <li>(3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</li> <li>(4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</li> <li>(5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</li> <li>(6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</li> <li>(7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</li> <li>(8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</li> <li>(9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</li> <li>(10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</li> <li>(11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</li> <li>(12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。</li> </ol> |
| 実施段階以降 | 基本的考え方  | 施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。  |
|        | 環境配慮の指針 | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</li> <li>(2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</li> <li>(3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。</li> <li>(4) 緑地等の適切な維持管理を行う。</li> <li>(5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ol>   |

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

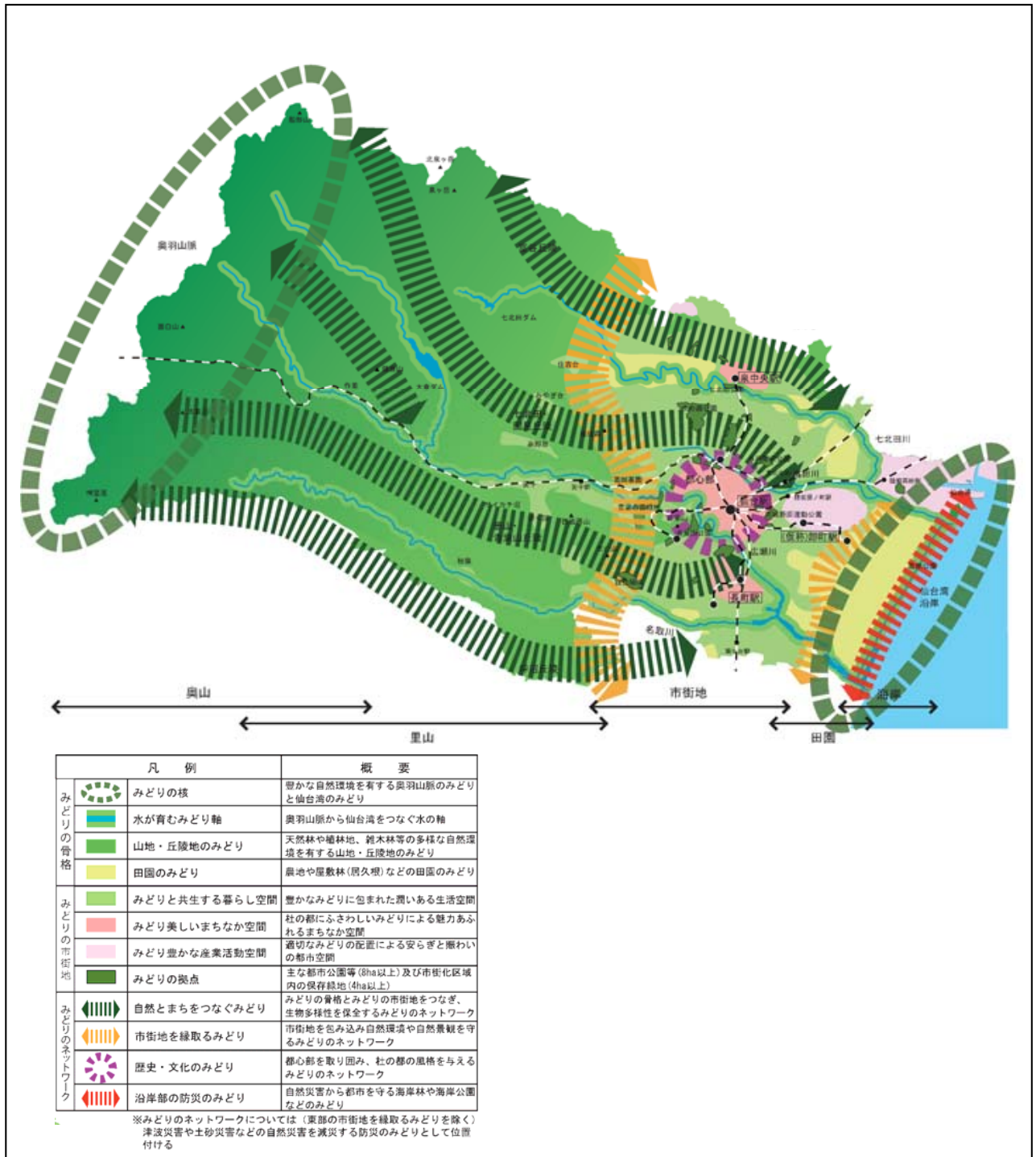
#### ④ 仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から 10 年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成 24 年 7 月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 3.2-32 に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。



出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 3.2-32 「百年の杜」の将来像

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 3.2-91 に示すとおり、みどりの質(機能)に着目した5つの基本方針と、それらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として、民間施設の緑化推進があげられている。

表 3.2-91 基本方針と重点プロジェクト

| 基本方針   | 施策体系   | 百年の杜づくりプロジェクト   |
|--|--|---|
| 1 安全・安心のまちづくり<br><br>地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します | ①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む<br>i)自然災害を軽減するみどりの保全・再生<br>ii)災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実<br>iii)震災を教訓としたみどりの防災体制の確立   | 1 みどりによる津波防災プロジェクト<br><br>東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。  |
| 2 自然環境の保全・再生<br><br>奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます               | ①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む<br>i)奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生<br>ii)名取川、広瀬川、七北田川の保全<br>iii)農用地やため池の保全・再生<br>iv)市街地を縁取るみどりの保全<br>②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む<br>i)市街地の樹林地の保全<br>ii)生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実<br>iii)生物多様性に配慮した緑化の推進<br>iv)生命を育むみどりのネットワークの形成<br>③都市のみどりを循環させる<br>i)みどりの有効活用<br>ii)環境負荷の小さい資材の活用 | 2 みどりの骨格充実プロジェクト<br><br>適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。  |
| 3 生活環境の向上<br><br>より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます                                 | ①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる<br>i)都市公園の整備推進<br>ii)市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進<br>iii)公園緑地の管理運営の充実<br>②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす<br>i)公共施設の緑化推進<br>ii)民間施設の緑化推進<br>iii)住宅地の緑化推進   | 3 街のみどり充実プロジェクト<br><br>公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。<br>4 魅力ある公園づくりプロジェクト<br><br>市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。  |
| 4 仙台式さを育む<br><br>杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります                             | ①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる<br>i)みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり<br>ii)広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり<br>iii)風格ある杜の都の景観づくり<br>②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる<br>i)歴史・文化資源と調和するみどりの充実<br>ii)杜の都の原風景を残す屋敷林(居久根)、社寺林の保全と活用<br>iii)歴史を刻む名木、古木などの保存と活用  | 5 みどりの地域資源活用プロジェクト<br><br>歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。<br>6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト<br><br>中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。 |
| 5 市民協働の推進<br><br>市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。                        | ①みどりを守り、育む活動を支える<br>i)緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進<br>ii)公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進<br>iii)みどりの団体やみどりの人材の育成<br>iv)みどりのまちづくりの推進体制の強化<br>②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める<br>i)みどりのイベントの充実と開催支援<br>ii)みどりの広報活動の充実<br>iii)みどりの顕彰制度の充実<br>iv)みどりと人とのふれあいの場の充実   | 7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト<br><br>みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。  |

出典：「仙台のみどりの基本計画」(平成24年7月 仙台市)

⑤ 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案(平成 23 年 1 月)

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)で掲げる低炭素都市の構築に向け、総合的な施策展開、実効的な計画の推進を図るべく、次期「仙台市地球温暖化対策推進計画」が検討されており、平成 23 年 1 月に新たな仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案が提示された。

平成 23 年度～平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする次期仙台市地球温暖化対策推進計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。表 3.2-92 に中間案の概要を示す。

なお、「仙台市地球温暖化対策推進計画」は平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、計画の前提となる状況が大きく変化しており、特に国のエネルギー政策が根本から見直される可能性が高く、改定を見合わせざるを得ない状況となっている。仙台市では、改定した「杜の都環境プラン」などで示された低炭素化に関する方向性と、これまで計画改定で議論されてきた方向性と大きく異なるところはなく、国の温暖化対策が明らかになり次第、震災からの復旧・復興の視点も加え、改定作業を再開するものとしている。

表 3.2-92 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 温室効果ガスの削減目標 | 2020(平成 32)年度における市域の温室効果ガスの総排出量を 2005(平成 17)年度比で 25%以上削減 ※長期的には 2050(平成 62)年度に 80%削減を視野  |  |
| 施策体系        | 1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都心，地域拠点，駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置</li> <li>・ 自然を生かし，エネルギー利用が最適化された地域の形成</li> <li>・ 杜の都の緑の資源の確保</li> <li>・ 気候変動によりリスクを軽減するまちづくり</li> <li>・ 適正な配置や構造の誘導</li> </ul> |  |
|             | 2. 集約型市街地形成を支える，低炭素型の交通システムをつくる<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築</li> <li>・ 環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進</li> </ul>  |  |
|             | 3. 未来につなぎ，未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し，普及を図る<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ機器の普及・利用促進</li> <li>・ 再生可能エネルギーの利用拡大</li> <li>・ 建築物の省エネ化</li> <li>・ フロン類等の排出削減の徹底</li> </ul>  |  |
|             | 4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3R の推進，焼却処理量の削減</li> <li>・ 廃棄物処理における温室効果ガスの削減</li> </ul>   |  |
|             | 5. 先人に学び，行動する人を育て，無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり</li> <li>・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進</li> <li>・ 低炭素な技術・産業の育成</li> </ul>  |  |
| 5つの重点プロジェクト | 1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト<br>2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト<br>3. 杜の恵み循環プロジェクト<br>4. 地産地消型エネルギー(再生可能エネルギー)のあふれるまちづくりプロジェクト<br>5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト   |  |
| 行動の指針       | 市民・事業者   | 自然の持つ循環の「環(わ)」，人との「輪(わ)」，人と自然との「和(わ)」を尊重することで，心豊かに，生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ，これらの中から意識やライフスタイルに応じて，できるかぎり取り組む   |
|             | 民間団体等  | 地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施，様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進   |
|             | 仙台市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の模範となる率先した取り組み→新・仙台環境行動計画により推進</li> <li>・ 低炭素化の視点からのまちづくり</li> <li>・ 必要な知識や行動などの多様な学びの創出</li> <li>・ 低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整</li> </ul> |
| 計画の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等が自ら行う活動の推進，市民等との協働による計画の進行管理</li> <li>・ 庁内の横断的連携 ・ 国・県等との連携による推進</li> <li>・ 計画の内容に応じた適切な評価 ・ 中間見直し</li> <li>・ 市民，事業者等が一体となって支える枠組みづくり(例えば基金など)の検討</li> <li>・ 実効性ある取組み推進のための条例の制定の検討</li> </ul>         |  |

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」(平成 23 年 1 月 仙台市)

## ⑥ ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ(Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 3.2-93 に示すとおりである。

表 3.2-93 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

| 番号  | ビオトープ保全・復元・創造の基本方針         |  |
|-----|----------------------------|--|
| (1) | 市街地において積極的にビオトープを復元・創造する   | 市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。<br>市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。   |
| (2) | 地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する    | ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。<br>特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。<br>また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。                                |
| (3) | 人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える      | 市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。<br>また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立ち入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。 |
| (4) | 特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する | 生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。<br>特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。   |

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成10年5月 仙台市)

⑦ 仙台市「杜の都」景観計画(杜の都の風土を育む景観づくり)

「仙台市景観基本計画」(平成9年3月 仙台市)は、「杜の都の風土を育む景観条例」(平成7年3月 仙台市)第6条の景観基本計画として、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な方向を明らかにしたものである。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日、景観法に基づく仙台市「杜の都」景観計画を策定し、7月1日より施行されている。

都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。

計画地は、景観計画区域内の自然景観「田園地ゾーン」に位置している。「田園地ゾーン」は「仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン」とされている。景観特性に応じた景観形成の方針は、「広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る」、「田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る」、「遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る」と定めている。

景観計画区域内の屋外広告物については、「看板、サインは、極端に派手な色彩の使用を避け、建築物との一体化、集約化を工夫する。」、「幹線道路沿いに設ける屋外広告物は、交差点での過度な設置を避け、街並みの美観を工夫する。」と定めている。